

急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた 高等教育の在り方について (答申【案】)

目次

はじめに	1
1. 今後の高等教育の目指すべき姿	3
(1) 直面する課題とこれまでの高等教育政策	3
(2) 目指す未来像	3
(3) 育成する人材像	4
(4) 高等教育が目指す姿	4
(5) 高等教育政策の目的	5
(6) 重視すべき観点	7
①時代に対応した教育内容の改善	7
②流動性に支えられた多様性の確保	9
③国際化の推進	10
④国際競争の中での研究力の強化	10
⑤学生への経済的支援の充実	11
⑥デジタル化の推進	12
⑦高等教育機関の運営基盤の確立	12
⑧高等教育機関を取り巻く環境・組織との接続の強化	13
2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策	17
(1) 教育研究の「質」の更なる高度化	17
①学修者本位の教育の更なる推進	17
②外国人留学生や社会人をはじめとした多様な学生の受入れ促進	21
③大学院教育の改革	27
④研究力の強化	32
⑤情報公表の推進	34
(2) 高等教育全体の「規模」の適正化	35
①高等教育機関の機能強化	36
②高等教育機関全体の規模の適正化の推進	38
(3) 高等教育への「アクセス」確保	40
①地理的観点からのアクセス確保	41
②社会経済的観点からのアクセス確保	46

3. 機関別・設置者別の役割や連携の在り方	48
(1) 機関別の役割	48
① 大学（学士課程）	48
② 専門職大学・専門職短期大学	49
③ 大学院・専門職大学院	49
④ 短期大学	50
⑤ 高等専門学校	50
⑥ 専門学校	51
(2) 設置者別の役割	52
① 国立大学	52
② 公立大学	54
③ 私立大学	54
(3) 機能や特性等に着目した政策の重視	55
4. 高等教育改革を支える支援方策の在り方	56
(1) 基本的な考え方	56
① 高等教育の価値	56
② 高等教育への信頼	57
③ 必要コストの算出の必要性	57
④ 高等教育投資の在り方	57
(2) 今後取るべき方策	59
① 短期的取組	59
② 中長期的取組	60
おわりに	62
(補論1) 近年の社会を取り巻く変化	63
(補論2) 近年の高等教育を取り巻く変化	67
(補論3) これまでの高等教育政策	76

はじめに

危機は今、我々の足下にある。その危機とは、急速な少子化に他ならない。少子化は、我が国の産業・経済、文化・学芸などあらゆる分野の繁栄と、都市と地方の均衡ある発展を大きく減速させる。これは目をそらすことのできない事実であり、我々はまず、この現実を直視すべきである。

今年の日本人の年間出生数は、72万7,277人となり過去最少を更新した。出生低位推計によれば、我が国の総人口は、2052年に1億人を割り、2070年には8,024万人になるものと推計されている¹。これは、今高等教育を修了しようとする者が社会の中核で活躍するような近い将来である。

我々は急速に進展する少子化への対応という避けて通ることのできない課題に真正面から向き合い議論を重ねてきた。教育の現状を変革できなければ、国力は著しく低下することとなる。したがって、少子化へは決して規模や活動の縮小といった後ろ向きな対応ではなく、この危機を、大学をはじめとする高等教育機関の活動を強じんなものとし、様々な社会課題の解決に貢献することにより、社会全体の活性化を促す好機²と捉え、これまでの約●か月間、正に新たな我が国社会の将来を方向づける最大の国家プロジェクトの一つという強い認識の下で議論を重ねてきた。

大学をはじめとする高等教育機関の役割は、学修者一人一人の可能性を最大限伸ばすことによって社会の発展の原動力となる優れた人材の育成、人類の知的資産の継承と未来を拓く新しい知の創造、知的資源を活用した社会の発展や文化の創造、国際協力への積極的な貢献等幅広いものである。このような役割を担う我が国の高等教育に関する政策は、近年、「計画と規制」から「将来像の提示と政策誘導」への時代と転換してきた。その中で、大学への入学定員は増加し続けるとともに、進学率も上昇してきた。しかし、これから先の急速な少子化は、中間的な規模の大学が1年間で90校程度、減少していくような規模で進んでおり³、定員未充足や募集停止、経営破綻に追い込まれる高等教育機関が更に生じることが避けられない。高等教育の規模が縮小することは、特に地方⁴においては、質の高い高等教育へのアクセスが確保されない事態も想定される。これらへの対応は待ったなしとも言うべき状況にある。

そして、高等教育機関の偏在と学びたい学問が学べないという影響を直接受け

¹ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（令和5（2023）年4月）

² 我が国においては、江戸時代後期に人口停滞期を迎えたが、幕末期には漢学・国学・算学・医学・洋学など数多くの私塾が全国的に成立し、ある種の知的成熟が起こったとの指摘もある。

³ 2040年度頃の大学・短期大学への進学者数の増減が年間23,355人の減少と推計される一方で、2023年度の大学・短期大学の入学定員の中央値が270人であることから推計。

⁴ 「地方」及び「地域」の用語については、地理的な特性に着目する場合は「地方」を、機能的な特性に着目する場合は「地域」を用いる。また、「地域」の主体として、地方公共団体、産業界、金融機関など、様々なステークホルダーが想定される。加えて、「地域」の範囲は多様なものであり、例えば都道府県と一致する等、あらかじめ画定することは妥当ではなく、それぞれで事情が異なる地域の課題や変化に対応するためにふさわしい地域の単位（範囲）が、ステークホルダー等の議論の下に形成されることが期待される。

1 るのは、未来を創り出す若者であり、高等教育機関の卒業生の規模縮小と人材不
2 足の影響を受けるのは、我が国の社会全体である。若者の夢を止めることはもち
3 ろんのこと、社会全体の希望を失わせることは決してあってはならない。

4 大学をはじめとした高等教育機関の在り方の見直しは、その場しのぎで対応で
5 きるものではない。正に今、我々の世代で解決する姿勢が求められる。そのため
6 には、これまでの発想を大きく転換することも求められる。国や大学等の高等教
7 育機関関係者はもちろん、地方公共団体や産業界、初等中等教育関係者、高等教
8 育機関への進学者やその保護者等、ひいては社会全体が、高等教育に対するマイ
9 ンドを変えていかなければならない。

10 本答申が、今後の日本の高等教育を考えるに当たっての羅針盤となることを願
11 ってやまない。

1. 今後の高等教育の目指すべき姿

(1) 直面する課題とこれまでの高等教育政策

世界では、気候変動などの環境問題、食料・水・資源・エネルギー等の不足、人口の爆発的な増加、緊張化する国際情勢、世界経済の不安定化、AIの進展による効率化とリスクなどの課題に直面している。このような世界情勢に加え、我が国において、最も重要な課題の一つは少子化である。18歳人口が昭和41(1966)年をピークに減少を続けており、現在約63万人いる大学進学者数は、2040年には約17万人減の約46万人となり、現在の定員規模の約73%へと大幅に減少すると予測される。少子化と同時に高齢化も進むことから、生産年齢人口の減少による様々な分野での労働供給の不足が予測され、超高齢社会を支える成長ができるのかも課題となる。また、産業界ではデジタルトランスフォーメーション(DX)等に対応できる人材を求めているが、我が国はデジタル競争力で遅れを取っており、社会的ニーズに対応した人材育成が進まなければ一層の人材不足が懸念される。さらに、地方創生の取組が本格的に始まってから10年が経過し、成果も見られる一方で、地方が厳しい状況にあることを重く受け止める必要がある。このような社会的変化に対して、解決策を講じていくことが急務となっている⁵。

社会の変化に伴い、高等教育を取り巻く状況も変化している。初等中等教育段階の学びも大きく変化しており、それを受けて進学してくる学生に対して、どのような高等教育を提供していくかが問われることになる。また、学生の学修時間が依然として短いことが指摘されているが、各大学での学びの質と量を確保するための仕掛けである教学マネジメントの取組は道半ばであり、学修者本位の教育を実現すべく、教学マネジメントの確立、学生への教育支援体制の整備等、不断の取組が不可欠である。さらに、国際的な学生等の流動性が拡大し、留学生獲得競争が激化していることや、リカレント教育・リスクリングの必要性の高まり、障害のある学生への支援の充実の必要性等も指摘されている。加えて、研究力の低下やデジタル化の遅れも深刻な問題となっている⁶。

これまでの高等教育政策は、設置認可や補助金を通じた「量」に関する政策、制度改正を通じた「質」に関する政策、経済的支援に関する政策、大学運営に関する政策等が展開されてきたところである⁷。

(2) 目指す未来像

このように、急速な人口減少をはじめとする社会変化や高等教育を取り巻く状況の変化を踏まえ、我々が目指す未来像とは、一人一人の多様な幸せ⁸と社会全体の豊かさ(well-being)の実現を核とした、持続可能な活力ある社会で

⁵ 補論1参照。

⁶ 補論2参照。

⁷ 補論3参照。

⁸ この幸せとは、経済的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさや健康も含まれる。

1 あり、このような社会を、未来を担う次世代の若者に引き継いでいく必要がある。
2

3 持続可能な社会となるためには、世界が直面する地球環境問題や食料・水資源・エネルギー等不足の解決、国際社会の平和と安定は欠かせない。
4

5 我が国においても、全体としての持続的な成長や、地方がそれぞれの特性に
6 応じて発展していくことが重要である。そのためには、女性や高齢者、障害者、
7 我が国以外の国籍を持つ者を含む多様な人材の労働参加、一人一人の生産性の
8 向上、イノベーションや先端研究の成果がもたらす技術革新のいずれもが必要
9 である。また、責任ある国際社会の一員として、我が国が国際的な規範の形成
10 を主導していく上で、我が国の発言力や国際プレゼンスを維持・向上させるこ
11 とも求められる。そして、経済面のみならず、多様な人々が理解し、尊重し合
12 える社会を構築していくことも極めて重要である。
13

14 **(3) 育成する人材像**

15 このような未来像を実現するため、生成 AI 等の技術革新が進む社会⁹におい
16 て、持続可能な社会の担い手や創り手として必要な資質・能力は、AI に代替さ
17 れるのではなく、AI を使いこなせる力といえる。これは、「主体性」、「リーダ
18 ーシップ」、「創造力」、「課題設定・解決能力」、「論理的思考力」、「表現力」、
19 「集中・執着力」、「コミュニケーション能力」、「人間力」等の資質・能力と言
20 い換えることもでき、一人一人がそれぞれの個性に応じて身に付け、伸ばすこ
21 とで、その能力を発揮していくことが期待される¹⁰。また、これらの基盤とし
22 て社会の発展に貢献する志も求められる。
23

24 その上で、このような資質・能力を一人一人が身に付けながら、地域の成長・
25 発展を支える人材や世界最先端の分野で活躍する人材、グローバルな競争環境
26 で戦える人材などの厚みのある多様な人材を育成していくことが求められる。
27 そして、このような人材が社会に輩出されていく中で、多様な文化的背景に基
28 づく価値観を持った人々が協働し、各々が持つ資質・能力を最大限生かしなが
29 ら、身近なものから地球規模のものまで様々な課題を発見し、解決していくこ
30 とが期待される。
31

32 **(4) 高等教育が目指す姿**

33 上記のような社会を実現するために、高等教育が目指す姿とは、我が国の「知
の総和」を維持・向上させることである。

⁹ なお、生成 AI の台頭が産業界において中間管理職の存在に大きな変化をもたらし、会社の方向性を
決めるトップマネジメントの下、一義的に事務を手掛けるフロントラインの占める割合が飛躍的に高
まることが予想されるとの指摘もある。

¹⁰ 生成 AI 時代の DX 推進に必要な人材・スキル（リテラシーレベル）として、①マインド・スタンス
（変化をいとわず学び続ける）やデジタルリテラシー（倫理、知識の体系的理解等）、②言語を使って
対話する以上は必要となる指示（プロンプト）の習熟、言語化の能力、対話力（日本語力含む）、③経
験を通じて培われる、「問いを立てる力」・「仮説を立てる力・検証する力」が重要との整理もある。（デ
ジタル時代の人材政策に関する検討会「生成 AI 時代の DX 推進に必要な人材・スキルの考え方 2024～
変革のための生成 AI への向き合い方～」（令和 6（2024）年 6 月）

1 「知の総和」は、人の数と、人の能力の掛け合わせで決まる。高等教育機関
2 は、未来を担う人材の育成や、社会の新たな価値の創出に欠かせない役割を果
3 たしており、教育と研究の機能をこれまで以上に強化することによって社会に
4 貢献しながら、「知の総和」を維持・向上する中心的な役割を果たすことが求
5 められる。そして、我々は、生み出された「知の総和」を社会へと実装してい
6 くことが必要である。この高等教育機関の果たし続ける役割こそ、我が国が更
7 なる成長・発展を遂げていくに当たって欠かせないものである。

8 また、同時に、経済成長では測りきれない、幸せや生きがい、豊かさを感じ
9 られる個人が成長できる場、そして多様な学生と教職員、ステークホルダーが
10 集う場としての高等教育の役割も必要である。

11 「知の総和」の維持・向上のためには、教育研究の質を上げ、社会的に適切
12 な規模の高等教育機会を供給し、地理的又は社会経済的な観点からのアクセス
13 確保によって高等教育の機会均等の実現を図ることが必要であり、このことが
14 高等教育政策の目的となる。その際、少子化が進行する中で、地域における教
15 育機会の確保や高等教育機関間の連携等を通じた高等教育の機能強化が最も
16 重要となる。特に、地方の高等教育機関が担う多面的な役割を考慮し、地域と
17 の連携を強化することが求められている。

18 関連して、高等教育政策において重視すべき観点が種々想定される。その際、
19 高等教育の担い手は、国内外の様々な環境の変化を踏まえて、設置者の違いに
20 かかわらず、それぞれの強みや特色を活かして、互いに協力と切磋琢磨をしな
21 がら、学修者の目線に立った教育の充実や、研究力の強化、またこれらの成果
22 を活かした社会貢献を行うことができるよう、既存組織の運営の最適化ではな
23 い大きな視点で、あるべき姿を追求することが必要である。

24 そして、「知の総和」を我が国の成長につなげていくためには、イノベーシ
25 ョンを通じた技術進歩との相乗効果も必要である。

26 その上で、それぞれの目的を実現するために、より具体的かつ実効性ある政
27 策を適宜適切なタイミングで講じていくことが必須である。

28 29 (5) 高等教育政策の目的

30 「知の総和」の維持・向上のために高等教育政策を実施する上で、政策目的
31 (追求すべき価値)として、「質(Quality)」「規模(Size)」「アクセス(Access)」
32 を設定する。

33 「質」とは、教育研究の質の向上を図ることであり、学生一人一人の能力を
34 最大限高めることが必要である。ここで、特に教育の質の向上に当たっては、
35 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」(以下「グランドデザ
36 イン答申」という。)でも列記されている「何を学び、身に付けることができ
37 るのかが明確になっているか」、「学んでいる学生は成長しているか」、「学修の
38 成果が出ているのか」等、学修者の視点が重要な要素である。その上で、各機
39 関が目指す機能を踏まえ、このような観点に基づく質の高い教育を通じて、学
40 生一人一人が主体的・自律的な学修者としての成長を実感できるようにするこ

1 とが必要である。その際、同答申でも示されているとおり、社会人や外国人留
2 学生を含め、多様な価値観を持つ多様な人材が学び合う環境を確保することが
3 必要である。また、「知の総和」の観点からは、大学院で学ぶ者を増やすこと
4 も必要である。他方で、研究の質の向上に当たっては、常に独自性と先進性に
5 満ち、新たな知を生み出す活動を展開し続ける必要がある¹¹。

6 「規模」とは、社会的に適切かつ必要な高等教育機会の量的な確保である。
7 進学者の観点からは、18歳で入学する学生に関して進学率は継続的に上昇し
8 ている。今後も知識基盤社会が一層進展する中で、大学進学率は一定程度上昇
9 していくことが想定されている。18歳人口の減少という少子化の状況を踏ま
10 えつつ、「知の総和」を実現するための適切な高等教育が行われるよう、全体
11 の規模の適正化を図っていくことが必要である。その際、社会人や外国人留学
12 生に関しても、引き続き受入れを促進することが重要である。

13 他方で、高等教育機関を卒業した者に対する需要を考慮することも重要であ
14 るが、学修歴や資格と具体的な仕事の内容との対応関係が必ずしも明確でない
15 我が国の社会状況において、高等教育機関の卒業生の必要量を算定することに
16 限界はある。まずは、各地域や高等教育機関において、将来的に必要となる人
17 材需要等を見据えながら学部学科等の組織の見直しを行っていくとともに、国
18 際社会と比較して低水準の状況である大学院修了者の増加に向けた取組等を
19 進めていくことが求められる。

20 「アクセス」とは、地理的又は社会経済的¹²な観点からの高等教育の機会均
21 等の実現を図ることである。居住地や家庭背景の違いによって高等教育機関へ
22 の進学率が異なるという現状があり、格差の固定化を防ぐ観点からも、意欲の
23 ある者が進学をあきらめない社会の実現を目指す必要がある。

24 このような「質」、「規模」、「アクセス」の3つの目的（価値）は、常に調和
25 するわけではなく、トレードオフの関係になることもあり得るため、価値の選
26 択と調整が必要である。そのため、バランスよく、かつ効果的に達成するた
27 めの制度及び資源配分の在り方を検討することが重要である。今後、少子化が大
28 幅に進展し、特に、学士課程段階への進学者の規模の縮小が進んでいくこと
29 になるが、その際、各地域において、高等教育機関の置かれている状況や設置者
30 別の高等教育機関数、高等教育機関への進学率が異なる中で、少子化の進行に
31 伴う経営環境の深刻な悪化やガバナンスの機能不全等により高等教育機関が
32 経営破綻に至ること、見方を変えれば、学生が学びたい場所で、安心して学び
33 たいことを学ぶことができる条件・環境が確保できなくなることが想定される。
34 したがって、個々の高等教育機関や進学者に委ねるのみでは、現在のような都
35 市部への集中が引き続き予想されることから、このような事態を防ぎ、地域に
36 おける「アクセス」を確保するための方策を講じることが必要である。また、
37 「規模」の適正化や「アクセス」の確保を進めることを契機として、今後の我

¹¹ 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実
について（審議まとめ）」（令和4（2022）年3月）

¹² 家庭の世帯年収や保護者の学歴等により測定される子供の家庭背景。

1 が国の社会を活性化し、「知の総和」を維持・向上していくためには、「質」の
2 向上は不可欠であり、今後の高等教育機関は、「質」の保証はもとより、常に
3 向上するための不断の取組を行っている機関こそが、高等教育を提供すべき
4 である。

5 このようなことを踏まえつつ、今後の高等教育政策の展開に当たっては、急
6 速な少子化等を踏まえた高等教育全体の「規模」の適正化を図りつつ、それに
7 よって失われるおそれのある「アクセス」確保策を講じるとともに、「規模」
8 の縮小をカバーし、知の総和を維持・向上するために「質」を高めることが必
9 要である。

11 (6) 重視すべき観点

12 今後の高等教育の目指す姿を実現するに当たっては、特に以下に示す観点も
13 踏まえ、教育研究体制の充実、高等教育を支える基盤の強化や高等教育機関あ
14 るいはそれ以外の機関との接続・連携等を図っていくことが必要である。

16 ①時代に対応した教育内容の改善

17 ア. 文理横断・文理融合教育の推進

18 教育基本法¹³及び学校教育法¹⁴の規定や、中央教育審議会答申、政府及び関係
19 機関における様々な提言・分析¹⁵においてこれまで示されてきた、「ユニバーサ
20 ル段階」における高等教育機関が育成するこれからの時代を担う人材に必要と
21 される資質・能力は、「21世紀型市民¹⁶」や「各専攻分野を通じて培う学士力
22 ¹⁷」、「2040年に必要とされる人材¹⁸」のように、基礎的で普遍的な知識・理解、
23 汎用的な技能等が中核とされている。

24 特に、我が国の学士課程教育は、特定の学問分野に基づき学部・学科等が組
25 織され、所属する学生に対して初年次から専門教育を実施する形が多くみられ

¹³ 平成 18 年法律第 120 号

¹⁴ 昭和 22 年法律第 26 号

¹⁵ 教育未来創造会議「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」（令和 4（2022）年 5 月）、未来人材会議「未来人材ビジョン」（令和 4（2022）年 5 月）、厚生労働省「令和 4 年版労働経済の分析－労働者の主体的なキャリア形成への支援を通じた労働移動の促進に向けた課題－」（令和 4（2022）年 9 月）、科学技術・学術政策研究所「第 11 回科学技術予測調査 S&T Foresight 2019 総合報告書」（令和元（2019）年 11 月）」、令和国民会議「「人口減少危機を直視せよ」－人が成長し、産業がかけ合わり、地域がつながる－」（令和 5（2023）年 6 月）、一般社団法人日本経済団体連合会「提言「新しい時代に対応した大学教育改革の推進－主体的な学修を通じた多様な人材の育成に向けて－」（令和 4（2022）年 1 月）等を参照。

¹⁶ 専攻分野について専門性を有するだけではなく、思考力、判断力、俯瞰力、表現力の上に、幅広い教養を身に付け、高い公共性・倫理性を保持しつつ、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材（中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像（答申）」（平成 17（2005）年 1 月）

¹⁷ (1)知識・理解、(2)汎用的技能、(3)態度・志向性、(4)総合的な学習経験と創造的思考力（中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて（答申）」（平成 20（2008）年 12 月）（以下「学士課程答申」という。）

¹⁸ 情報基盤社会において、基礎的で普遍的な知識・理解等に加えて、数理・データサイエンス等の基礎的な素養を持ち、正しい大量のデータを扱い、新たな価値を創造する能力。人工知能（AI）等の技術革新が進む中においては、AIに果たせない真に人が果たすべき役割を十分に考え、実行できる人材（中央教育審議会「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成 30（2018）年 11 月）

1 るが、現代は、分野を超えた専門知を組み合わせ、「総合知¹⁹」の創出・活用
2 が必要とされる時代である。情報基盤社会の基盤的リテラシーを身につけた上
3 で、専門知そのものの深掘り・広がりとともに、専門知を持ち寄って多様な他
4 者と対話し、交流・融合・連携を進めることにより、知の活力を生み出すこと
5 のできる人材が求められる。

6 このような観点から、リベラル・アーツ教育²⁰を中核に据えた学位プログラ
7 ムや文理横断・文理融合教育²¹を通じた課題解決力等の涵養^{かん}に重点を置いた学
8 位プログラム等に取り組むことが重要である。

9 その際、現代社会のあらゆる分野におけるデジタル化等の進展を踏まえれば、
10 数理・データサイエンス・AI に関する基礎的な理解やリテラシーは市民的素
11 養として培うことがますます重要になっていることにも留意が必要である²²。

12 また、専門知の深さと併せて、俯瞰的・横断的な視野、異なる複数の学問分
13 野のアプローチを用いて思考することのできる、いわば「文理複眼」的な思考
14 力等を涵養^{かん}することも求められる。

16 イ．成長分野を創出・けん引する人材の育成

17 デジタル化の加速度的な進展と脱炭素の世界的な潮流は、これまでの産業構
18 造を抜本的に変革するだけではなく、労働需要の在り方にも変化をもたらすこ

¹⁹ 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局「「総合知」の基本的考え方及び戦略的に推進する方策中間とりまとめ」（令和4（2022）年3月）によれば、「多様な「知」が集い、新たな価値を創出する「知の活力」を生むこと」であり、「多様な「知」が集うとは、属する組織の「矩」を超え、専門領域の枠にとらわれない多様な「知」が集うこと」、「新たな価値を創出するとは、安全・安心の確保と Well-being の最大化に向けた未来像を描くだけでなく、社会実装に向けた具体的な手段も見出し、社会の変革をもたらすこと」、「これらによって「知の活力」を生むことこそが「総合知」であり、「総合知」を推し進めることが、科学技術・イノベーションの力を高めることにつながる。」とされている。

²⁰ リベラル・アーツの起源は、古代ローマにおける自由（liberal）市民に必要な学芸（arts）としての言語と数学系の諸科にあり、生産階級である奴隷（servile）の技芸（arts）に対していった。それは、中世のヨーロッパ大学において、文法・修辞・論理の言語系3学（trivium）と算術・幾何・天文・音楽の数学系4学（quadrivium）の7自由学芸として哲学（学芸）部に定着し、特定の職業からの拘束を受ける神・法・医の専門職学部（professional schools）の諸学芸に対して自由な学芸とされ、また一方でそれらの教育のための基礎学芸と位置づけられた。近代のそれはアメリカの大学で確立した概念で、自由人に相応しい、特定の職業のためではない、一般的な知力を開発する学芸を意味し、言語・数学系の諸科と人文科学、社会科学、自然科学の諸学芸を指す。これらの諸科は学芸（文芸）科学学部（faculty of arts (letter) and sciences）等を構成し、古典的な神・法・医及び近代的な工、農、経営、教育等の専門職学部（professional schools）における職業系諸科に対する。一部に、近代科学とその生み出す技術（science and technology）の知を別種のものとして、それらを除いた諸科をリベラル・アーツとみる向きもある。なお、リベラル・アーツは教養と訳されるが、教養の英訳がカルチャーつまり文化一般であるのに対して、リベラル・アーツはディシプリン（方法）を持った諸科目であり、リベラルアーツ・カレッジにおいても、一般教育に加えリベラル・アーツ分野の専攻の学習が課されるのが通常である。（学士課程答申）

²¹ 「文理横断」と「文理融合」については区別をせず、人文・社会科学、自然科学などの様々な学問分野を横断的に学び、学修の幅を広げるような教育を総称して「文理横断・文理融合教育」としている。学生が様々な学問分野を学ぶことを「文理横断」、人文・社会科学系の学問と自然科学系の知見を組み合わせた文理融合的な学問、例えば環境学等を「文理融合」と捉えることもできるが、このような区別、定義が一般的に確立しているものではない。

²² デジタル時代の「読み・書き・そろばん」である数理・データサイエンス・AIに関する、大学、高等専門学校の正規課程の教育プログラムのうち、一定の要件を満たした優れた教育プログラムを文部科学大臣が認定・選定することによって大学等の教育実践を後押しする「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」が令和3（2021）年度より実施されている。

1 とが予想される。そのような状況において、我が国の持続的な成長・発展を実現
2 するためには、成長が見込まれる分野や複雑化する地域課題の解決をリード
3 する高度専門人材が不可欠であり、その育成の中核を担うのは大学、専門職大
4 学、高等専門学校等の高等教育機関である。

5 高等教育機関において、デジタル・半導体、グリーン等の成長分野への転換
6 や、前述の文理横断・文理融合教育の推進等の機能強化を図り、産学官が一体
7 となって、未来社会を創出し、けん引する高度専門人材を育成すべきである。

8 その上で、今後、社会の変化に応じて、その時々新たな成長分野に対して、
9 高等教育機関が柔軟に対応できるようにすることが重要である。

10 ②流動性に支えられた多様性の確保

11 ア．学生等の多様性・流動性の向上

12 我が国において、これまで大学等は「18歳で入学してくる日本人学生を中
13 心とした教育体制（18歳中心主義）」として認識されてきた。しかし、今後は、
14 社会人や外国人留学生など年齢や国籍を問わない幅広い学生が集まる多様な
15 場としていくことを実現することをより一層目指す必要がある。

16 その上で、転入学や編入学等の各高等教育機関の間の接続を含めた流動性を
17 高め、学生がより多様なキャリアパスを実現していくことも必要である²³。

18 また、障害のある学生が障害を理由に修学を断念することがないように、体制
19 や環境を整えていくことも必要である。

20 さらに、人生100年時代を見据え、様々な年齢や経験を持つ者が相互に刺激
21 を与えながら切磋琢磨するキャンパスを実現するためには、多様なニーズを持
22 った学生が学修できる体制が必要となる。社会の変化が激しい時代では、必要
23 とされる知識スキル、態度及び価値観を身に付け、それを適切に更新していく
24 リカレント教育・リスキリングが一層求められる。そして、我が国全体で学び
25 直しを推進することにより、高等教育とリカレント教育を中心とする生涯教
26 育・生涯学習の新たなスタイルが創造され、ひいては、学び続ける社会
27 （Learning society）の形成へとつながることが期待される。

28 イ．高等教育機関の多様性の確保

29 教育基本法第7条第1項では、「大学は、学術の中心として、高い教養と専
30 門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの
31 成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するもの」と規定し
32 ており、大学には、教育、研究、社会貢献の役割が明示されている。

33 また、学校教育法では、それぞれの高等教育機関の目的が規定され、それを
34 達成するため、世界水準の教育研究の推進や、地域における人材育成、産業振
35 興への貢献等、様々な活動を行っている。このように、多様な高等教育機関を
36 形成しており、引き続き、これらの高等教育機関そのものの多様性の確保を図
37 ることにより、我が国の持続的な成長・発展に貢献することが期待される。

23 遠方の高等教育機関間で単位互換協定を結ぶなどして、国内交換留学を実施している事例もある。

1 るべきである²⁴。

2 さらに、高等教育機関が多様性を発揮するためには、各機関は自らの強みや
3 特色を意識して発展の方向を明確にすることのみならず、地域連携プラットフ
4 ォームや大学等連携推進法人の仕組み等を活用し、複数の高等教育機関が連携
5 することで、各機関が機能を補い合い、それぞれの持つ強みを強化していくこ
6 とも必要である²⁵。

8 ③国際化の推進

9 高等教育の質の高度化のためには、学生や教員等の多様性・流動性の向上と
10 ともに、国や地域を越えた活動が日常的に展開される中で、留学モビリティの
11 拡大やその基盤となる高等教育機関の国際化が不可欠である。

12 世界各国が留学生獲得にしのぎを削る中、より多様で優秀な外国人留学生が
13 日本社会へのゲートウェイとして我が国の高等教育機関で学び、積極的に定着
14 できるようにすることが重要である。あわせて、海外で学び、様々な分野に挑
15 戦する日本人学生を大幅に増やすために、国内外で日本人学生と外国人学生に
16 よる多文化共修²⁶のための環境整備や海外との大学間連携等の強化を進める
17 ことも重要である。そのために、留学モビリティを一層推進し、我が国の高等
18 教育の国際通用性・競争力を向上させる必要がある。

19 また、我が国の研究が世界の知と多様性を取り込み、世界の知の発展に貢献
20 するとともに、世界の研究ネットワークの主要な一角に位置付けられ、国際社
21 会の期待に応え存在感を発揮していくため、国際頭脳循環に貢献するとともに
22 国際共同研究を更に推進すること、我が国の国際競争力を維持・強化してい
23 くことも必要である。

25 ④国際競争の中での研究力の強化

26 科学技術の進歩は、社会変革に必須であり、持続可能性と強じん性を備え、
27 国民の安全と安心を確保するとともに、一人一人が多様な幸せを実感できる社
28 会の実現を可能にするのも科学技術、特にデジタルサイエンスの発展である。
29 我が国における少子高齢化等の課題においても、また世界全体における環境問
30 題等の課題の解決にも科学技術の革新が必要となっている。これらを支えるの
31 が研究である。

32 研究面においては、価値創造の源泉となる基礎研究・学術研究はどの研究が
33 いつ知の限界を突破するのか、あるいは社会的有用性を持つのか、にわかに判
34 断できないことを踏まえ、中長期的な視点に立って卓越性と多様性を戦略的に
35 維持・強化し、知的ストックを構築していくことが重要となる。

²⁴ 年齢や職業、障害など多様な背景を持つ学生の受入れにおいては、通信制の高等教育機関が果たす役割も大きい。

²⁵ なお、大学や地方公共団体が大学校と連携する事例も存在する。

²⁶ 大学等が教育研究活動を行う国内外の地域における課題について、その抽出から分析、解決策の検討及び提案、社会実装に至るまでの過程において、日本人学生と外国人学生がそれぞれの文化的多様性を生かし共に学修すること

1 重厚で多様な知的ストックは、それ自体が知的・文化的価値を持ち、長期的
2 には社会的・経済的価値を創出するものであるため、価値創造の仕組みが大き
3 く変わる現代においては、教育研究の自由が保障されている大学こそが、国力
4 の源泉となることを再確認しておく必要がある。そして、新たな知を社会的・
5 経済的価値の創造に結び付け、更なる人材育成と持続的なイノベーションの創
6 出を進めていくためにも、大学の研究力を引き上げていくことが重要である²⁷。

7 また、現在、高い能力のある学生が、知の創出の中核を担う博士人材になる
8 ことを躊躇するようになっており、研究を通じた我が国の存在感を高めていく
9 上でも深刻な問題となっている。個々の学生・研究者の独創的な発想と多様な
10 挑戦を支えていくとともに、組織の枠を超えて知を結集し、教育研究環境を整
11 備していくことや、大学院教育改革の取組を進めていくことも求められる。

12 加えて、研究力強化に向け、研究者を魅力ある職業にするため、若手からト
13 ップ研究者に至るまで意欲ある研究者に、魅力ある研究環境を提供すること、
14 特に、安定した環境の下、挑戦的な研究に打ち込めるような若手研究者への支
15 援強化が重要である²⁸。

16 17 ⑤学生への経済的支援の充実

18 日本国憲法第 26 条第 1 項は「すべて国民は、法律の定めるところにより、
19 その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」ことを定め、国民
20 に教育を受ける権利を保障している。この条項の精神を実現すべく、教育基本
21 法第 4 条第 3 項は「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済
22 的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。
23 」ことを規定し、教育の機会均等を実現するための国及び地方公共団体の
24 責務を定めている。

25 高等教育の受益者は学生本人であると同時に、社会全体である。すなわち、
26 我が国の将来の社会、経済、文化の発展を支える人材育成という観点からは、
27 高等教育での修学を経て、経済的に安定した生活を送ることができる者が増加
28 することにより、将来の生活保護費や医療費、失業給付等の抑制が見込まれる
29 といった社会全体に対する経済的な効果も期待できる。

30 意欲のある学生が、学校種の別、設置者の別に関わらず、高等教育段階への
31 進学を断念することのないよう、また進学した学生が学資の捻出のため長時間
32 のアルバイトを強いられることなく、学業に十分に専念できるよう、学生の学
33 びを社会全体で支えることが極めて重要である。

34 このような視点の下、これまで貸与型奨学金を通じた支援や、奨学金返還の
35 負担軽減、「高等教育の修学支援新制度」の導入・拡充、地方公共団体や企業
36 による奨学金の返還支援等の取組が進められており、今後も、これらの取組を

²⁷ 中央教育審議会大学分科会「教育と研究を両輪とする高等教育の在り方について～教育研究機能の高度化を支える教職員と組織マネジメント～（審議まとめ）」（令和 3（2021）年 2 月）

²⁸ 内閣府総合科学技術・イノベーション会議「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和 2（2020）年 1 月）

1 着実に進めた上で、その実施状況や効果等を検証しつつ、高等教育費の負担軽
2 減に取り組んでいくことが必要である。

4 ⑥ デジタル化の推進

5 高等教育のデジタル化は、デジタイゼーション (Digitization)²⁹、デジタ
6 ライゼーション (Digitalization)³⁰、デジタルトランスフォーメーション
7 (DX)³¹の3つのステージに分けられる。現在、一部の高等教育機関において
8 先進的な取組がなされているものの、我が国における高等教育のデジタル化が
9 十分に進んでいるとは言えない。

10 今後は、教学面では対面授業と遠隔授業の長所を組み合わせるなどした新た
11 な授業形態の発展や教育・学修データの分析による学修支援や教育改善、AI 等
12 を活用したより効果的な教育内容・方法の開発、仮想現実 (VR)³²や拡張現実
13 (AR)³³を用いた新しい学修体験の提供等による高等教育の進化により、学生
14 一人一人の学びの質をより一層高めていくことが期待される³⁴。また、経営面
15 では、生成 AI を含むデジタル技術の活用により、様々なデータを組織内ある
16 いは連携する機関と一元化、共通化することで業務の効率化を高めるとともに、
17 人的リソースの軽減が図られるなど、各高等教育機関の生産性の向上等が期待
18 される。

20 ⑦ 高等教育機関の運営基盤の確立

21 これまでの累次の法改正により、ガバナンス改革は着実に実施されてきた³⁵。
22 これらの取組を踏まえつつ、今後、高等教育機関が、地域社会や産業界等の
23 声や期待に応えるためには、自らの特色や強みを把握し、発揮するために必要
24 な体制の整備を図り、その体制を不断に見直すことが必要である。また、社会
25 等からの信頼を得て今後も持続可能な発展を遂げるためには、自らが主体性を
26 もって実効性のあるガバナンス改革を推進するとともに、自らの取組を対外的
27 に発信することで、高等教育機関の公共性を更に高めることも重要である。

28 あわせて、高等教育機関が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色
29 のある活動を展開できるようにするためには、教育研究の質が十分に確保され
30 ていることを前提とした上で、自主性・自律性をより向上させるための取組を
31 講じていくことが必要である。

²⁹ アナログ又は物理的な形式からデジタル形式への単なる変更であり、情報のデジタル化と情報の整理が含まれる。

³⁰ デジタル技術による教育のプロセスの個々の高度化や大学教育に新しい価値を生み出すこと。

³¹ 高等教育のDXは、社会のニーズを基に、デジタル技術を活用し、教育を提供するモデルを変革するとともに、組織、プロセスを変革すること。

³² Virtual Reality。コンピュータ上にCG等で人工的な環境を作り出し、あたかもそこにいるかのような感覚を体験できる技術のこと。

³³ Augmented Reality。現実世界の風景にデジタル情報を重ね合わせ、実際は存在しないものを表示させたり、リアルタイムに様々な情報を提供したりすることができる技術のこと。

³⁴ 文部科学省「大学・高専における遠隔教育の実施に関するガイドラインについて（周知）」（令和5（2023）年3月）

³⁵ 補論3参照。

1 また、「知の総和」の維持・向上に向けて、教育研究の質を高めるための人
2 的・物的両面での環境整備は欠かせない。このため、教育研究を支える基盤的
3 経費助成や競争的資源配分による公財政支援、民間からの投資や社会からの寄
4 附、高等教育の社会的・私的便益を踏まえた授業料等を含む個人・保護者負担
5 等、様々なアプローチを組み合わせた多元的できめ細かなファンディング・シ
6 ステムを引き続き維持・発展させながら、高等教育段階に対する教育支出全体
7 の充実を図ることが必要である。

8 その際、高等教育機関の在り方は多様であるものの、例えば、研究大学を志
9 向する大学においては、我が国全体の研究力を向上させ、新たな価値創造を行
10 うために、公的な財政支援はもとより、産学協創や卒業生を含む関係者からの
11 寄附、さらには基金等の運用等を通して、新しい資金の流れを生み出し続け、
12 持続的に発展していくこと等が求められる。

13 また、上記と重なり合う部分はあるものの、地域の中核となる高等教育機関
14 においても、国からの財政支援はもとより、企業との共同研究や寄附金、地方
15 公共団体との連携等によって多様な財源に支えられ、高等教育機関の持続可能
16 性のある発展が期待される。

17 18 ⑧高等教育機関を取り巻く環境・組織との接続の強化

19 ア．初等中等教育との接続の強化

20 初等中等教育段階においては、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力
21 等」、「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の3つの柱をバランス良く育
22 成することを目指すとともに、高等学校での「総合的な探究の時間」や「理数
23 探究」等における問題発見・課題解決的な学習活動の充実が図られるなどの教
24 育内容の変化や、1人1台端末の導入による新たな教育手法の展開等、高等教
25 育機関へ進学する生徒の学びに変化がみられる。

26 そのような中、高等学校段階までに培われた資質・能力を高等教育において
27 どのように伸ばしていくかという高大接続の視点から高等教育段階における
28 学修の在り方を再構築していく必要があり、初等中等教育段階における多様な
29 学びに対応した大学入学者選抜の改善を促進するなど、初等中等教育と高等教
30 育との接続の強化を図ることが重要である³⁶。

31 また、初等中等教育機関と高等教育機関との連携の下、実際に高等教育機関
32 で扱われている研究テーマについて、課題の発見や仮説の設定、それらを裏付
33 ける実験や調査の組み立て方、一連の課題解決のプロセスをレポートにまとめ
34 発表する方法等を大学教員等が児童生徒に指導するプログラムもあるが、こう
35 した取組は、研究の魅力を伝え、より適切な進路選択に資するだけでなく、思
36 考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を総合的に伸ばす観点か
37 らも有効である。

38 さらに、高等学校卒業生の学科別進学状況は、普通科に比べ、農業科や工業

³⁶ なお、地域連携プラットフォームの枠組みに、教育委員会が参画している例もある。

1 科等の専門学科からの大学等進学率は低い現状があり、学科に関わらず、高校
2 生が希望する高等教育機関への進学を妨げられないよう環境を整えることも
3 必要である。

4 5 **イ. 社会との接続及び連携の強化**

6 大卒に求められる資質と技能の国際比較調査³⁷によれば、我が国では、大学
7 で取得することが期待されるコンピテンスの認識について、大学教員は、理論
8 的思考や分析力、知識適用力や問題特定・解決力等の技能的コンピテンスが必要
9 と考える一方で、企業は対人関係や自己管理力及び協調性等の資質的なコン
10 ピテンスを重視するという相違がある³⁸。

11 今後は、一人一人の学生が密度の濃い主体的な学修を通じて「卒業認定・学
12 位授与の方針」に定める資質・能力を身に付けること、すなわち「出口におけ
13 る質保証」の取組を充実・強化することが求められる³⁹。また、企業等におい
14 ても、高等教育機関に対して「出口における質保証」を求めるに当たっては、
15 採用選考活動において学修成果や学業への取組状況を適切に評価することな
16 どの積極的な発信が必要である。この学びの評価とともに、就職・採用活動の
17 際には、その活動が学生の学業に支障を来たさないよう、企業等の理解・協力
18 を得ながら、円滑に実施することが重要であり、引き続き、就職活動の在り方
19 について産学で議論を継続していくことが求められる⁴⁰。なお、高等教育段階
20 における職業教育の在り方として、専門職大学・専門職大学院や専門学校の職
21 業実践専門課程においては、教育課程編成等について、企業等との連携が制度
22 化されており、こうした取組の充実も必要である。

23 また、高等教育機関は、イノベーションの創出⁴¹に向けて、公共財として、
24 一層のスピード感をもって生まれた研究成果を社会へ実装し還元すること
25 に加え、自ら新たな社会的価値を創造し、我が国をどう変えていくのかについて
26 建設的な提案をしていくことが期待される。

27 さらに、高等教育機関と産業界等とが積極的な対話を継続することで、高等
28 教育機関と企業等との接続及び産学連携を、教育及び研究の両面でより一層強
29 化していくべきである。

37 平成 24（2012）年に文部科学省の支援の下に設置された研究大学 12 校（北海道大学、東北大学、筑波大学、東京大学、東京工業大学、一橋大学、早稲田大学、慶應義塾大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、九州大学）を参加大学とする「教育改革推進懇話会」の「チューニング・ワーキング」によって平成 26（2014）年から 3 回にわたって実施。

38 また、欧州と日本の比較分析の結果、日本の大学教員のコンピテンス認識は欧州のステークホルダーと近い傾向にあり、日本の企業人の認識に独自性がある。

39 中央教育審議会大学分科会「学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について（審議まとめ）」（令和 5（2023）年 2 月）

40 就職問題懇談会「令和 7 年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（令和 6（2024）年 4 月）

41 科学的な発見又は発明、新商品又は新役務の開発その他の創造的活動を通じて新たな価値を生み出し、これを普及することにより、経済社会の大きな変化を創出すること。（科学技術・イノベーション基本法（平成 7 年法律第 130 号）第 2 条第 1 項）

ウ. 地方創生への貢献

東京一極集中の是正や、災害や感染症等に対するレジリエンスを有する強くしなやかな国土形成が引き続きの課題となる中で、地方の高等教育機関が多くの学生を引き付ける魅力的なものになるとともに、教職員・学生等による地域との連携や、地元地域への人材輩出による生活・産業への貢献等を通じて、地域の中核となる高等教育機関へと成長・発展し、地域社会の持続的な発展をけん引しながら地方創生に貢献していくことは、今後、高等教育機関の果たすべき役割としてより重要となる。

高等教育機関が地域の中核的な拠点となっていくためには、地域の発展のために貢献するとともに、地方公共団体、産業界、金融機関等、地域の様々なステークホルダーも一体となって取組を進めていく両者の関係の構築が必要不可欠である。高等教育機関が地域の発展に貢献する上では、教育研究を通じた社会的な実践が重要であり、地域に対してニーズを踏まえた優秀な人材を輩出するとともに、学修機会の提供、技術革新のための研究開発、開発した技術の実証実験、社会実装の先導モデルの提示、地域課題の解決や産官との共創による新産業や雇用の創出等を行っていくことが必要である。さらに我が国の地域産業の中には、地域から直接グローバルに活躍することで世界が直面する課題解決に貢献できる事例もあり、このような恩恵を地域にもたらす人材を育成することも重要である。

一方、地域においても、域内を中心とした高等教育機関と一体となって地方創生の取組を進めることは、地域社会の持続的な発展にとって重要であり、そのためには、地域の人材育成や課題解決の在り方を議論することが第一歩となる。その際、地域の大学やその他の高等教育機関のみならず、地方公共団体、産業界、金融機関等、様々なステークホルダーが関与し、協働することが重要である。特に地域の将来像について議論をする際には、地方公共団体の役割は欠くことができない。しかしながら、地方公共団体では、高等教育に関する行政は国の役割であるとの認識の下、高等教育機関との連携業務を中心に行っている部署が設置されている例は少ないという実態もある⁴²。各地方公共団体においては、大学等の高等教育機関を一層活用し、地方創生に関する取組を構想していくような機能の構築・強化が求められる。加えて、人材が地域に定着するためには、地域に対する当事者意識を醸成する機会が重要であることから、産業界や地方公共団体は自らを教育研究のフィールドとして開放するとともに、その地域の産業基盤の維持発展のための積極的な投資も求められる。

このように地域の高等教育機関を核とする地域活性化や人材育成を図ることは、我が国の多様な文化を生かした多様な教育研究の場を形成することにつながり、日本全国や世界各国から優秀な学生が集まることが期待される。多様な文化的背景を持つ学生がキャンパスで過ごす中で、その高等教育機関を育ん

⁴² 文部科学省「地方公共団体と高等教育機関の連携の状況に関するアンケート結果」（令和6（2024）年6月）

1 だ地域の魅力を知るとともに、人的ネットワークを形成することで、その地域
2 への愛着や誇りが醸成され、卒業後も地域に関わり続けるようになるという好
3 循環が生まれることも考えられる。魅力ある地域の高等教育機関の存在が、地
4 方に在住する進学希望者にとっての学びの場となっていくことが期待される。

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策

(1) 教育研究の「質」の更なる高度化

「知の総和」の維持・向上にあたっては、学生一人一人が能力を最大限高め
ていくことができるようにすることが必要である。

予測不可能な時代にあって、学生一人一人が自らの可能性を最大限に発揮す
るとともに、多様な価値観を持つ人材が協働して社会と世界に貢献していくこ
とができるようにするためには、「何を学び、身に付けることができるのか」
を中核に据えた学修者本位の教育を更に発展させる必要がある。

その際、多様な価値観や異文化を持つ者が相互に刺激を与えながら切磋琢磨
する場は、高等教育機関としての教育研究の質の高度化に資することから、社
会人や外国人留学生など多様な価値観が集まるキャンパスを実現することも
必要である。

さらに、知の生産、価値創造を先導する「知のプロフェッショナル」を育成
する大学院が果たすべき役割は非常に重要である。博士人材は、深い専門知識
と、課題発見・解決能力等の汎用的能力に基づき、新たな知を創造し、活用す
ることで、社会の変革、学術の発展、国際的ネットワークの構築を主導し、社
会全体の成長・発展をけん引することができる重要な存在である。学生一人一
人の能力を最大限伸ばしていくという観点からも、大学院教育を抜本的に充実
するとともに、博士人材の増加を図ることが必要である。

あわせて、大学の基本的な役割は教育と研究、社会貢献にあるが、教育と研
究のバランスの捉え方は大学ごとに様々であり、学士課程、修士・博士課程、
専門職課程、短期大学士課程といった各課程段階でも異なるものである。この
ように、大学等では、教育の質の向上を図るとともに、教育と研究との関係を
踏まえつつ、常に独自性と先進性に満ち、新たな知を生み出す活動を展開し続
ける環境を整え、研究力の向上を図ることも必要である。

そして、教育研究の質の高度化に向けた取組が社会全体からの適切な評価を
得られることで、はじめて取組が実質化していくことを踏まえれば、高等教育
機関が、在学生や進学希望者はもとより、地域社会や産業界等、社会全体への
説明責任を積極的に果たすために、情報公表を更に推進することが必要である。

①学修者本位の教育の更なる推進

グランドデザイン答申においては、2040年という将来を見据えた我が国の
高等教育が目指すべき姿として、「学修者本位の教育の実現」をうたっており、
この理念は引き続き重要である。

今後、一人一人の学生がより一層、必要な能力を身に付けられるようにする
ためには、学びの質を高めるための教育内容・方法の不断の改善が重要であり、
その改善を制度的に担保する質保証・向上システムの改善・充実も不可欠であ
る。

1 ア. 学びの質を高めるための教育内容・方法の改善

2 教育内容・方法の改善については、個々の学生の学修の質と量を充実すること
3 が何よりも必要である。このため、授業方法やシラバスの内容の充実、厳格
4 な成績評価や卒業認定の実施、学修支援体制の整備等、学生が主体的・自律的
5 に学修するための環境構築を促進することが求められる。その際、各大学等が
6 更に教育力を向上させ、全学的な教学マネジメントの確立を図ることが必須で
7 ある。

8 具体的には、大学等において育成すべき力を学生が確実に身に付けるために、
9 三つの方針⁴³に基づいて個々の授業科目ごとではない全体のカリキュラム・マ
10 ネジメントを確立し、教育課程の体系化・構造化を行い、シラバスやカリキュ
11 ラムマップ、カリキュラムツリー、ナンバリング等を通じて学生等へ分かりや
12 すく示すこと、学修成果に関する情報の把握・測定を通じた教育内容の質向上
13 に向けた取組を行うことが重要である。その際、一人一人の学生が深い学修成
14 果を得られる授業設計を行うとともに、シラバス等にその内容が適切に記載さ
15 れ、その内容等に依拠した授業が着実に実施されるとともに、授業設計の段階
16 で学生に必要な学修量を明示することが求められる⁴⁴。

17 また、高等教育機関から輩出する人材がどのような資質・能力を身に付ける
18 のかを可視化し、社会からの理解を得る観点からは、単に「よい教育をしている
19 」というだけではなく、「社会を出た後に評価される人材を育成している」
20 ことを念頭に、学生の資質・能力を引き出し、どのように学修目標の達成に向
21 けて指導していくか、という視点で教育課程をデザインすることも大学等の重
22 要な責務である。個々の学生の希望や学修の進捗を踏まえつつ、主体的な学修
23 と体系的な履修を確立させるとともに、「卒業認定・学位授与の方針」に定め
24 られた学修目標の達成を念頭に、個人としての目標の設定や達成状況の確認を
25 促し、自分の将来を見据えられるきめ細かな履修指導⁴⁵や学修支援⁴⁶を行うこ
26 とが必要である。特に履修指導を行う際には、教員と対等の立場で学生の学修
27 者本位の学びを支える職員をアカデミック・アドバイザーとして配置すること
28 も視野に入れる必要がある。

29 さらに、俯瞰的・横断的な視野、異なる複数の学問分野のアプローチを用い
30 て思考することが求められる観点から、大学等における学問分野を横断した教
31 育や実践的な教育研究を実施するため、柔軟な教育課程を編成することも必要

⁴³ 「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」、「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」の三つの方針。以下同じ。

⁴⁴ 学士課程段階において、準備学修に関する具体的な指示を設定している大学は、91.9%に達しているものの、準備学修に必要な学修時間の目安を設定する大学は74.6%に留まっている。（文部科学省「令和4年度の大学における教育内容等の改革状況について」（令和6（2024）年10月））

⁴⁵ こうした取組は、海外の大学ではアカデミック・アドバイザーとして広く普及しているが、日本でアカデミック・アドバイザー等の専門職の配置を行っている大学は全体の約9.0%に留まる。（文部科学省「令和4年度の大学における教育内容等の改革状況について」（令和6（2024）年10月））

⁴⁶ ティーチングアシスタント（TA）が少人数討論クラスのコーディネーターとして参画するなど、密度の濃い主体的な学修を可能とする取組も考えられる。その際、TAに対する組織的なトレーニングの仕組みを導入すること等も想定される。

1 である。入学後の学修等を通じて興味関心を持つ学問分野が変わる者も少な
2 らずいる中で、学修者一人一人の志向に応じてその可能性を最大限伸長する観
3 点からレイトスペシャライゼーションの取組を進めることも重要である。

4 加えて、「出口における質保証」の観点から、学生に対する厳格な成績評価
5 や卒業認定を実施することが必要である。その上で、成績が不十分な学生には
6 進級・卒業を認めないことや、成績優秀者に対する表彰制度を設けることなど
7 も求められる。

8 さらに、初等中等教育段階における学びの変化も踏まえた対応も重要であり、
9 大学と高等学校との架け橋となる大学入学者選抜についても、これからの時代
10 に求められる大学入学者選抜の在り方について、大学・高等学校の関係者を含
11 めた議論を進めていくことが重要である。

12 一方、遠隔・オンライン教育については、高等教育を空間的、時間的制約か
13 ら解放する可能性があることから、オンライン環境で経験の全てが代替し得る
14 ものではないことに留意しつつ⁴⁷、推進することも重要である⁴⁸。

<具体的方策>

○ 学生が主体的・自律的に学修するための環境構築の促進

- ・ 教学マネジメントを確立し、アカデミック・アドバイジング等の学修支援体制を整備するため、教学マネジメント指針の見直し等を行う。
- ・ 1科目あたりの単位数の設定について整理を行い、クォーター制の導入促進等を通じた同時に履修する授業科目数の絞り込みを促進する。
- ・ 大学等における文理横断・文理融合教育⁴⁹や実践的な教育研究の実施を促進するための柔軟な教育課程編成等を、制度改善等により支援する。
- ・ レイトスペシャライゼーション等の柔軟な教育課程編成により、入学後に学修するシステムの構築とそれを可能にするための定員管理制度の弾力化の制度改善を行う。

○ 「出口における質保証」の促進⁵⁰

- ・ 学修成果の可視化を一層促進するため、学生に対する厳格な成績評価（GPAの見直し等）や卒業認定の実施、成績優秀者への称号授与を含む

⁴⁷ 大学等は全人格な教育の場であり、授業内外において教員と学生との間で質問等の相互のやり取りをすることや学生同士の会話や議論を通じた知識の拡大や考え方の深化を図ることも重要であり、大学等における全ての経験がオンライン環境で代替し得るものではないことに留意が必要である（中央教育審議会大学分科会質保証システム部会「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」（令和4（2022）年3月）参照）。

⁴⁸ 多種多様な科目が開設されている放送大学と他の高等教育機関との連携による、他の高等教育機関に在籍する学生の多様な学修ニーズに対応した教育を促進するために好事例の周知等により取組を支援すること等も想定される。

⁴⁹ 中央教育審議会大学分科会「学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について（審議まとめ）」（令和5（2023）年2月）も参照。

⁵⁰ 同上

学生自らの学修成果を社会に対して示す取組等について、教学マネジメント指針の見直し等を行う。

- ・ 卒業後の進路や学生の満足度等を含めた各高等教育機関の自律的な情報発信のため、国における定期的な調査の実施や結果の公表等により取組を促進する。
- ・ 国際的な動向を踏まえた学修歴証明のデジタル化の現状を整理した上で、各高等教育機関における取組を促進するために実態把握や国際連携の取組を実施する。

○ 高大接続を踏まえた大学入学者選抜等の改善

- ・ 文・理の早期の学習コース分けからの転換に向け、高等学校段階における拠点校でのカリキュラム開発を進めるなど、高等学校段階における文理横断・文理融合教育を推進する。
- ・ 大学で学び、卒業するために必要な能力・適性等を備えていることを確認する入学者選抜が行われるよう、各大学において適切な教科・科目の試験を課すなど、教学マネジメント指針の理念を徹底する。

○ 遠隔・オンライン教育の推進

- ・ 遠隔教育の課題と利点を踏まえた遠隔教育の質の保証・向上を図るとともに、対面授業と遠隔授業を効率的に組み合わせたハイブリッド型教育の充実等を促進する。
- ・ 遠隔・オンライン教育を活用した大学間連携による授業の共有化などの取組を質の確保を前提とした上で促進する。
- ・ 高等教育機関における国際協働学習の充実のため、オンラインの活用促進や、好事例の周知等を行う。

イ. **新たな質保証・向上システムの構築**

「知の総和」の維持・向上に向け、一人一人の能力が高まるようにしていくためには、これまで累次の答申で述べてきた質的転換、質保証を更に発展させ、質向上をより重視する視点から、新たな高等教育の質保証・向上システムを構築することが必要である。

質保証・向上システムは、大学設置基準、設置認可審査、認証評価、情報公表等によって構成されることを踏まえた上で、時代の変化を踏まえた教育環境の充実の観点や新陳代謝を促す観点から、設置基準の見直しや、設置認可審査の見直し等が必要である。

また、認証評価制度については、「評価のための評価」から脱却し、評価の在り方や内容、活用方法等を含め、質確保と負担軽減のバランスを踏まえた制度の抜本的見直しが必要である。その際、新たな評価制度は、単に評価基準に対する適合・不適合を判定するのではなく、在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのかといった大学等の教育の質を数段階で示すなど、多様で高度な

1 研究活動にも裏打ちされた高等教育による付加価値を明確化し、国民に対して
2 分かりやすく公表することで、社会的な評価の一層の促進を図ることができる
3 ようにするとともに、教育の質が十分に担保されていない機関については縮小、
4 撤退を促していく仕組みとすることが望ましい。

5 さらに、新たな評価制度においては、後述する新たなプラットフォームの情報
6 を活用することとし、高等教育機関側・評価機関側双方の負担軽減を図って
7 いくことが求められる。

< 具体的方策 >

- 大学設置基準及び設置認可審査の見直し等
 - ・ 通信教育課程を含め、基幹教員の配置に係る基準や指導補助者の基準等について制度改善を行う ほか、設置認可審査においても、従来の学問分野に収まらない分野の審査を行う体制を整備する。
 - ・ 教育の質に影響するおそれのある定員超過に対する私学助成の配分において一層の厳格化を行う。
- 認証評価制度の見直し
 - ・ 認証評価における各高等教育機関の負担軽減 を踏まえつつ、教育・学修や研究の質を一層高めるため、例えば学部・研究科等に応じた定性的評価を導入するとともに、教育研究情報に基づく定量的評価を行い、これらに基づき在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのかといった大学等の教育の質を数段階で示した上で公表するなど、新たな評価制度への円滑に移行するための制度改善を行う。
 - ・ 各高等教育機関における事務手続の軽減を図る観点や、新たな評価制度の充実の観点から、認証評価など質保証における共通プラットフォームのデータ活用を促進するためにシステムの見直し等について検討する。

②外国人留学生や社会人をはじめとした多様な学生の受入れ促進

11 一人一人がその可能性を最大限発揮し、今後の社会で生きていく能力を獲得
12 し、我が国の「知の総和」を維持・向上するためには、高等教育機関が、教育
13 を提供する側が考える画一的な教育の場から、多様な価値観を持つ多様な人材
14 が集まることで相互作用が生まれ、新たな価値が創造される場（多様な価値観
15 が集まるキャンパス）に転換することが求められる。

16 多様な価値観が集まるキャンパスの実現に向けて、「18歳中心主義」という
17 前提を改め、多様な日本人学生の受入れ、留学モビリティの拡大、社会人の受
18 入れ、通信教育課程の質の向上、キャンパスのダイバーシティを支える環境整
19 備等の取組が必要である。

1 ア. 多様な学生の受入れ推進

2 大学進学者数が大幅に減少することに伴い入学者選抜における選抜機能も
3 低下する中、多様な背景を持つ学生が入学できるようにするためには、多様な
4 評価方法により受験生を丁寧に見る入学者選抜や、横の流動性を確保すること
5 で学生がそれぞれの適性に応じた教育を受けられるようするための転編入学
6 等を柔軟にすることが必要である。

7 障害のある学生についても、障害を理由に修学を断念することがないよう、
8 体制や環境を整えていくことが必要である。

9 また、高等教育機関が人材育成や「知」の創造の拠点として社会に価値を提
10 供し続けるためにも、キャンパス全体が有機的に連携し、あらゆる分野、あ
11 らゆる場面で、あらゆるプレイヤーが共創できる拠点「イノベーション・コモン
12 ズ⁵¹」となることも必要である。
13

< 具体的方策 >

○ 多面的・総合的な入学者選抜の推進

- ・ 高等学校までの探究学習や学校内外で意欲的に取り組んだ活動⁵²等により得られた学習成果を各大学の個別入試における評価に活用することを推進するために、高等教育機関に対して探究学習等の活動に関する情報提供を行うとともに、高等学校と大学との連携促進のための支援を行う。
- ・ 今後の高等学校段階における教育課程等の見直しの動向を見据えつつ、入学者選抜の改善を促すため、必要な大学入学者選抜実施要項の改訂を行う。

○ 転編入学等の柔軟化

- ・ 単位互換・科目等履修・履修証明制度、単位累積加算による学位授与制度の活用を促進するために制度の情報を整理し周知する。
- ・ 転編入学の増加を図るために、転編入学生を受け入れる際の定員の扱いについて制度改善を行う。

○ 障害のある学生への支援

- ・ 高等教育進学機会の拡大に向けて、障害のある学生支援に関する学長をはじめ全ての教職員の理解増進の取組を推進する。

⁵¹ イノベーション・コモンズ（共創拠点）とは、大学等キャンパス全体を多様なステークホルダーが関わり合い様々な価値を生み出す場・空間としていく考え方である。（国立大学法人等の施設整備の推進に関する調査研究協力者会議「我が国の未来の成長を見据えた「イノベーション・コモンズ（共創拠点）」の更なる展開に向けて」（令和5（2023）年10月）

⁵² 生徒会活動、部活動、ボランティア活動、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）を始めとする各高等学校における課題研究、その他生徒が自ら関わってきた諸活動、専門高校の校長会や民間事業者等が実施する資格・検定等、各種大会・コンクール等、留学・海外経験等、特色ある教育課程を実施する学校における学習活動等（文部科学省「令和7年度大学入学者選抜実施要項」（令和6（2024）年6月）

- ・ 高等教育機関における各学生との建設的対話を踏まえた適切な支援の実施のため、障害学生支援の大学等連携プラットフォーム等の活用を促進する⁵³。

○ キャンパスのダイバーシティを支える環境整備

- ・ 留学生、社会人、女性学生等のキャンパスのダイバーシティを支える環境の整備のために施設整備に対する支援を行う。

イ. 留学モビリティの拡大

グローバル化が進み、世界各国が留学生獲得にしのぎを削る中で、質の高い教育研究を行っていくためには、優秀な外国人留学生の受入れを進める具体的な方策を実行し、併せて高い志を有する日本人学生の海外派遣を拡大し、留学モビリティを推進していくとともに、高等教育機関の国際化を図り、多様な価値観や異文化を持つ学生が相互に刺激を与えながら切磋琢磨するキャンパスを実現することが不可欠である。

そのために、各高等教育機関は、自らの強みや特色を踏まえ、様々なニーズを持つ諸外国の留学生の動向を分析し、優秀な留学生をより引き付けることができる教育環境を、他機関との連携も含めて提供していくことが必要である。また、外国人留学生が日本人学生と一体感を持って共に学ぶことができる環境を構築することが重要である。このため、高等教育機関においては、相応の負担による教育の質の担保が必要であり、適正な対価を徴収しつつ、外国人留学生へのきめ細かな支援を持続的・安定的に行うとともに、安全保障貿易管理や、学業成績及び資格外活動の状況等を的確に把握しつつ在籍管理を徹底することにより、誰もが安全に安心して学ぶことができる環境を担保することが肝要である。その際、日本語教育機関認定法⁵⁴を踏まえ、日本語教育機関との連携の進展も期待される。

また、優秀な外国人教員を採用することは、教育研究の水準の向上や国際化に資することから、外国人教員の採用について、一層積極的に考慮することが望まれる。

あわせて、我が国の初等中等教育段階において日本語指導が必要な児童生徒が増加しており、留学以外の在留資格による外国籍の生徒の高等教育機関への進学も増えていくことが想定される中での対応も求められる。

< 具体的方策 >

○ 外国人留学生等の受入れ推進

- ・ 我が国への留学希望者に対する早期からのリクルートや、日本の強み

⁵³ 障害のある学生の修学支援に関する検討会「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）」（令和6（2024）年3月）

⁵⁴ 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）

である学問分野のアピール、卒業後の定着に関する取組等に関する戦略的な広報・情報発信を強化する。

- 高等教育機関が所在する地方公共団体のニーズや状況に合わせた外国人留学生を受入れられるようにするために、高等教育機関と地方公共団体との連携強化を促進する。
- 外国人留学生受入れのための入学者選抜について、各高等教育機関で十分な能力等を有しているかを適切に判定するよう徹底する。
- 優秀な外国人留学生の受入れにつながる弾力的な定員管理方策について検討し、制度改善を行う。
- 外国語による授業の充実・増加、外国人留学生向けの日本語教育、リメディアル教育、メンタルケアその他学修支援・相談体制の充実に向けた各高等教育機関の取組を促進するため、大学の体制強化の支援を行うとともに、適切な対価の徴収を奨励する。
- 外国人留学生の増加に対応するための日本人学生との交流も含めた生活・学業支援体制及び環境を整備するために、施設整備に対する支援を行う。
- 外国人留学生を受け入れる企業と大学等の連携強化等を通じて、外国人留学生が国内企業等へ就職するために必要なスキルの養成や情報提供を強化する。
- 日本語指導が必要な生徒の進学促進のため、高等学校等におけるキャリア教育やキャリア教育支援に関する調査研究を実施するとともに、留学以外の在留資格による外国籍学生が大学生活を円滑に送ることができるようにするための学業等支援の充実に向けて、大学等における支援体制整備等に係る取組について支援を行う。
- 政府関連在外拠点や駐日外国公館等との連携を強化する。

○ 日本人学生の派遣の推進

- 休学や留年をせずに留学しやすい環境の提供のために高等教育機関の国際通用性向上に向けた体制整備の促進や、産業界へ多様な採用活動を行うよう働きかけを行う。
- 留学のための奨学金等、経済的支援を充実させる。
- 日本企業による海外インターンシップ機会の提供や留学等から得られた成果の積極的な評価等、産業界の協力も得ることで留学経験者を受け入れる企業と大学等の連携を強化する。

○ 国際化に対応できる組織体制の整備

- 国際的な業務に精通した職員の育成等を含めた大学の外国人留学生の受入れ・管理体制の強化のために、実態把握を踏まえつつ、大学の国際化を支援する。
- 国内外における我が国の学位の透明性や比較可能性を高めるための資

格枠組みの検討を加速化する。

- ・ 国内大学等の海外分校設置に係る環境整備の推進や、当該分校等を活用した多文化共修環境整備を促進する。

○ 適切な在籍管理、技術流出防止対策の徹底・強化

- ・ 適切な在籍管理を行うための基準の周知、在籍管理非適正校等の大学等名の公表、私学助成の厳格な対応、留学生数等の情報公開の強化等、適切な在籍管理の徹底・強化を図る。
- ・ 高等教育機関における安全保障貿易管理を含む各機関の規模と実情に応じた研究セキュリティの取組や研究インテグリティ⁵⁵の確保に係る取組の徹底を図るとともに、それらを推進するための支援の充実を図る。

1

2

ウ. 社会人の学びの場の拡大

3

4

5

6

7

8

9

10

人生 100 年時代においては、人々は、「教育・仕事・老後」という 3 ステージの単線型の人生ではなく、教育と仕事の行き来、高等教育機関の間や産業界の間の行き来などのあるマルチステージの人生を送るようになることが予想される。我が国では、依然として単線型のキャリアパスであり、定められた期間内で進級したり、就職したりすることが前提となる考え方が強いが、マルチステージの人生への変化が予想される中においては、この単線的年齢中心主義から脱却し、様々なキャリアの可能性を模索する時間と柔軟性を持つ仕組みづくりが重要である。

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

しかしながら、我が国の社会人の学修意欲は諸外国と比べて極めて低く、産業界も人材投資が低調で資格取得が可能な教育課程を除き、社会人教育の場として大学等が活用されていない現状がある。これは、社会人になってから高等教育機関で学修することの意義を見いだすことができず、産業界も大学等を活用する意義や必要性を感じていないことを示している。このような状況について、高等教育機関は社会からの期待や信頼を得られていないという危機感を持つべきある。高等教育機関では、地域社会の持続的な発展をけん引しつつ、社会のニーズを捉えた魅力的な教育プログラムを開発するとともに、経営者や公務員等を含めた社会人が学びやすい教育環境を整備することや、学び直しによる個人・企業の成長の効果を示すことが必要である。

21

22

23

24

25

特に、地域の中核となる高等教育機関は、リカレント教育にも力を入れる必要があり、地方公共団体や地元企業等の産業界との連携をより一層強め、高等学校等を卒業して就職した者を含め地域の中核的産業を担っている人材の高度化や、地域の将来を担う人材を輩出する地方創生の拠点となっていくことが求められる。

⁵⁵ 研究インテグリティは、研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクに対して新たに確保が求められる、研究の健全性・公正性を意味する。(統合イノベーション戦略推進会議「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」(令和 3 (2021) 年 4 月))

＜具体的方策＞

○ 社会人が学びやすい教育環境の整備

- ・ 国において、社会人や産業界にとって魅力的な教育を行うためのニーズ調査を実施し、その結果を踏まえ、各高等教育機関が産業界と連携して教育プログラムの開発等を行うための体制整備への支援を行う。
- ・ パートタイム等で学生以外の者を相当数受け入れる場合における受入れ人数等を勘案した教育環境の質の担保の在り方について見直しを行う。
- ・ 各高等教育機関において、リカレント教育を担当する教員へのインセンティブの付与がなされるよう大学等に積極的に呼びかけを行う。
- ・ 社会人の主体的なリカレント教育・リスキリングを推進するために、教育訓練給付制度や人材開発支援助成金等の支援策の情報発信を図る。

○ 高等教育機関と産業界・地方公共団体等との組織レベルでの連携推進

- ・ 企業の成長に直結し、かつ高等教育機関にしかできないことを目指した産学協働体制によるリカレント教育モデルの構築を支援する。
- ・ 中小企業の社員や経営者を念頭に置いた、地方創生・地域産業の発展に資するリカレント教育を推進するために地域のリカレント教育プラットフォームの構築を支援する。
- ・ 地域の社会人と学生が共に学ぶキャンパスの実現や地方公共団体や産業界との共創拠点の整備の充実、地域と連携した地域産業振興・スタートアップ創出のための拠点整備のために施設整備に対する支援を行う。

エ. 通信教育課程の質の維持・向上

幅広い年齢層と約半数の有職者の学生で構成される通信教育課程の果たす役割も重要である。通信教育課程は、学生の年齢、職業、学歴が多様であり、高等教育機関既卒者のリカレント教育も含めて「だれでも」「いつでも」「どこでも」学ぶことを保障するシステムを体現している。近年、通信制大学(学部)において、18歳～22歳の年齢層の学生の割合や最終学歴が高等学校卒業者の割合が増加しつつあり、若年層学生の受入れという点では平成初期の頃との類似性を見せつつある一方で、50歳以上の年齢層の学生の割合も増加しているなど、社会人を中心としつつも、より多様な年齢・属性の学生が利用している⁵⁶。他方で、こうした学生の年齢や属性については、資格取得・リカレント等の学生の学修目的や学問分野等に応じて、大学ごとに異なる特性が見られる。

⁵⁶ 平成6(1994)年、平成21(2009)年、令和5(2023)年の変化をみると、通信制大学(学部)の学生に占める18～22歳の学生割合は、24%、9%、18%であり、50歳以上の学生割合は、7%、21%、31%である。また、学生に占める有職者(学校基本調査上、「無職」と「その他」を除いた者として集計)の割合は、52%、46%、49%であり、通信制大学(学部)の入学者の最終学歴が高等学校卒業者の割合は、50%、26%、33%である。

1 また、情報技術の進歩を踏まえ、大学通信教育の手法も、伝統的な印刷教材
2 等とスクーリングによる授業のみならず、メディアを利用して行う授業の活用
3 が広がっている。

4 通信教育課程の質の維持・向上のためには、通学課程とは異なる通信教育課
5 程としての特色と大学ごとの学生属性等の特性の双方を踏まえた教学マネジ
6 メントを確立することが必要であり、対面性が確保できるメディアを利用した
7 授業等の更なる活用や教育支援体制の充実等が求められる。

＜具体的方策＞

○ 時代の変化を踏まえた通信教育課程の在り方の見直し

- ・ 通信教育課程の特色等を踏まえた教学マネジメントの確立、学生の多様な属性等に対応したきめ細かな教育支援体制の構築促進や情報公表を更に促進するために、大学通信教育に関する実態調査を行い、通信教育課程の更なる質の向上のための制度改善に向けた検討等を行う。
- ・ 放送大学において、多様なメディアを活用した、より効果的な次世代遠隔高等教育モデルの開発や他大学への普及展開を図る。

③大学院教育の改革

11 大学院は、「創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成」、「高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成」、「確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成」及び「知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の育成」という4つの人材育成機能⁵⁷を担っている。そのため、高等教育の中でもとりわけ大学院は、知の生産、価値創造を先導する「知のプロフェッショナル」を育成する役割を中心に担うことが期待される存在である⁵⁸。

18 近年、国内外における国際的な競争環境が年々高まる一方で、今後18歳人口が減少する中において、大学院での高度な教育を受けたより多くの修士⁵⁹・博士人材が多様なフィールドで活躍する社会の実現⁶⁰が欠かせない。

21 このような社会の実現に向けては、優秀で多様性に富む学生が大学院に進学し、質の高い教育研究が行われ、修了者が高い専門性と汎用的能力を有する人材として社会から高い評価を受けるとともに、それにより更に魅力的な学修環境が整えられ、優秀な学生が集まる、という好循環を作り出さなければならない。そのためには、公平・公正を前提としつつ、社会人や学外からの進学も促進されるような多様な入学者の受入れに取り組み、一人一人の能力を全面的に

⁵⁷ 中央教育審議会「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－（答申）」（平成17（2005）年9月）

⁵⁸ 中央教育審議会大学分科会「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～（審議まとめ）」（平成31（2019）年1月）

⁵⁹ 専門職大学院の課程を修了した者に対して授与する「修士（専門職）」、「法務博士（専門職）」、「教職修士（専門職）」の学位を含む。

⁶⁰ 文部科学省「博士人材活躍プラン～博士をとろう～」（令和6（2024）年3月）

1 引き上げる質の高い大学院教育を推進し、大学院修了者、特に博士人材の社会的
2 評価の向上と認知の拡大を進め、幅広いキャリアパスを開拓・拡充していく
3 ことを並行して進めることが重要である。

4 その上で、博士人材の育成・活躍に関しては、2040年における人口100万
5 人当たりの博士号取得者数を世界トップレベルに引き上げること⁶¹を目指し
6 施策を展開することが適当⁶²であり、当面は、多くが修士卒で就職を希望する
7 自然科学系については、博士課程進学者の増加を、また、多くが学部卒で就職
8 を希望する人文・社会科学系については、修士課程進学者の増加を図ることが
9 求められる。

10 この目標を実現するに当たっては、大学院を持つすべての大学が競争的環境
11 の下で、自主的・自律的に、修士・博士課程と学士課程の量的な構成や、学士
12 課程から直接進学する者・外国人留学生・社会人学生等の構成割合、量的拡大
13 に伴う大学院の組織編成や研究指導体制等について、より良い在り方を模索す
14 ることが望ましい。その上で、学士・修士の5年一貫教育の推進等の施策も講
15 じながら大学院修了をスタンダードにしていくといった発想の転換や、研究型
16 大学を中心に、学部から大学院教育への学内資源のシフトを率先して進めるこ
17 とが必要である。このようなミッションを踏まえた大胆な変革に向けた大学の
18 取組を促進することや、必要に応じて大学院設置基準をはじめとする法令等
19 を見直すことなど、大学の取組を支援していくことが必要である。

21 ア．質の高い大学院教育の推進

22 学生一人一人の能力を最大限高めるという観点から、大学院において、より
23 質の高い教育を行うことが重要である。質の高い教育とは、高度な専門的知識
24 と課題発見・解決能力等の汎用的能力を育成し、学生自身もそれらの能力の意
25 味や重要性を自覚できるようにすることである。特に、博士課程においては、
26 研究活動や博士論文執筆の過程で身につく専門知識だけでなく様々な能力等
27 を定義し評価することも求められ、このトランスファラブルスキル⁶³の育成も
28 大学院教育において重要な要素である。

29 質の高い大学院教育を推進するためには、学士課程から博士課程まで、「ど
30 のような人材を育成するか」、「何をどのように学び、身に付けることができる
31 か」を明確にし、最適な教育の姿を体系的・具体的に構想することが重要であ
32 る。そのためにも、大学は、自ら設定した人材養成目的を最も適切な形で実現
33 できるように、大学院における研究科・専攻等の教育研究組織の在り方を柔軟

⁶¹ これは、2040年における人口100万人当たりの博士号取得者を2020年度比約3倍とする規模である。

⁶² 文部科学省「博士人材活躍プラン～博士をとろう～」(令和6(2024)年3月)

⁶³ Transferable Skills: 一つの文脈で得たスキルのうち、その文脈以外の場面でも活用できる汎用的なスキルのこと。大学院教育においては、研究を中心とした様々な活動の中で身に付けることが期待される、研究・開発以外の幅広い業務でも活用できるスキルのことを指す。例えば、論理的・抽象的思考力、課題発見・解決力、最先端の知にアクセスし整理する力、プロジェクトマネジメント力、チームで協働する力、コミュニケーション力、ネットワークング力、起業スキル、メンタリング・指導スキルなど。

1 に見直していくことが求められる⁶⁴。

2 また、各高等教育機関は自らの強みや特色を踏まえつつ、大学院進学者を増
3 やす上では、体系的な教育課程を編成することで、学士課程から博士課程まで
4 縦の連続性の向上を図るとともに、多様な学生の受入れを増やす上では、転学・
5 編入学・復学を柔軟にすることで、横の流動性を促進することも求められる。
6 その際、高度な教育研究を行う大学院が国際的な魅力を高めていくために、大
7 学院進学時における学生の囲い込みを改め、学生に対しては学士課程とは異なる
8 機関への移動を奨励し、学生の流動性を高めることで、多様な視点や発想を
9 もつ学生が切磋琢磨しながら能力を磨いていくことができる教育研究環境を
10 構築することが必要である。
11

< 具体的方策 >

○ 体系的な大学院教育課程の編成の推進

- ・ 博士課程において、専門的な知識・研究能力のみならず、論理的思考力等の汎用的能力を身に付けることの重要性を明確にするため、大学院設置基準等の改正も見据えた検討を進める。
- ・ 大学院教育の質保証や円滑な学位授与等の教育改善の取組、修士・博士課程の5年一貫学位プログラムの構築（指導教員の共通理解の徹底及び研究科又は専攻における指導体制の組織的改革の推進を含む）を推進するために、これまでの大学院改革の成果⁶⁵の横展開を図る。
- ・ 徹底した国際化と産学連携の促進、組織改革・推進体制等の基盤構築を通じた博士人材の育成機能の強化を図る大学院改革の取組を推進する。

○ 学士課程から博士課程までの連続性の向上と流動性の促進

- ・ ダイバーシティ環境の醸成や内部進学抑制により、流動性に支えられた多様性を確保するなど、大学が全体としてその機能を強化し、その役割をしっかりと果たしていくことができるよう、具体的な対応策の検討を進める。
- ・ 国内外における国際的な競争環境下で活躍できるよう、優秀な学生が学士・修士課程を5年間で履修する大学を大幅に拡充するため、適切な学修時間の確保や教育研究の質の確保を前提とした制度改善について検討を行う。
- ・ 学生の海外研究活動や留学機会の充実を図るとともに、大学院教育研究の国際化や優秀な留学生の受入れを促進する。

⁶⁴ 人文科学・社会科学系の大学院には小規模・分散的な専攻が多く、今後は、複数の大学院間の連携による教育研究ネットワークを構築すること等により、スケールメリットを發揮したチーム型の教育研究や組織的な就職支援体制への転換を進め、学生の関心に沿ったきめ細かな指導がなされる環境の構築を推進することが必要であるとの指摘もある。（中央教育審議会大学分科会「人文科学・社会科学系における大学院教育の振興方策について（審議まとめ）」（令和5（2023）年12月））

⁶⁵ 「博士課程リーディングプログラム」、「卓越大学院プログラム」等。

イ. 幅広いキャリアパスの開拓の推進

大学院における教育については、学修者の個々のニーズのみならず、産業界や国際社会など幅広い社会のニーズに積極的に対応したカリキュラムとするとともに、社会での活躍状況を可視化し、キャリア構築に係る組織的支援を進めることが必要である。一方で、企業における採用拡大や処遇改善、従業員の博士号取得支援などの取組や協力は欠かせず、こうした産業界における積極的な取組が進むよう、産学官が一層、連携していくことも求められる⁶⁶。このような出口戦略なくして、博士号取得者数の増加は望めない。

また、大学院進学者の増加のためには、後述する大学院教育の質の確保に加えて、初等中等教育から高等教育段階まで大学院進学へのモチベーションを高める取組を切れ目なく実施し、早期から大学院教育の見通しを示すことにより、多様で優秀な者の進学を促進していくことも重要である。その際、学生の流動性の確保に留意しつつ、学士課程から円滑に修士課程に進学することができるよう、有機的な接続を図ることが必要である。

さらに、社会人については、リカレント教育・リスキリングの需要を捉え、オンライン授業の活用も図りながら修士号⁶⁷・博士号の取得者数の増加を図っていくことも必要である。リカレント教育の推進に当たっては、リカレント教育を大学のミッションとして明確に位置付け、全学的な体制を整備した上で、制約の多い社会人が受講しやすい教育プログラムを展開していくことが求められる⁶⁸。特に、学位取得を目指す課程においては、長期履修制度はもとより、学位の質保証に留意しつつ、早期修了制度⁶⁹を積極的に活用することで、意欲と能力のある社会人が1年で修士の学位取得を可能とすることや、意欲と能力に加え一定の研究実績を有する社会人が1年で博士の学位取得を可能とすることなど、ニーズに応じた工夫を積極的に進めていくべきである⁷⁰。

⁶⁶ デンマークにおいては、博士課程を目指す学生が所属大学と民間企業との合意の下、博士研究のテーマを国に応募し、それが採用されれば国から補助金が出され、企業に雇用されると同時に博士課程学生として大学院にも入学し、給与と学位の両方を受けられるという「Industrial PhD」という仕組みがある。

⁶⁷ 専門職大学院の課程を修了した者に対して授与する「修士（専門職）」、「法務博士（専門職）」、「教職修士（専門職）」の学位を含む。

⁶⁸ 学位を授与する課程のみならず、学位を授与しない短期のプログラムなど多様なニーズに対応する教育プログラムには大きな社会の期待があることに留意すべきである。

⁶⁹ 修士課程（博士前期課程）の在学期間は、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとされている（大学院設置基準第16条）。また、博士後期課程の在学期間は、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとされている（大学院設置基準第18条第3項）。ただし、博士課程（標準修業年限5年）の在学期間は最短3年であるため、修士課程を1年で修了した者が博士課程で優れた研究業績を上げた場合であっても、修士課程の1年の在学期間に1年を加えた2年の在学期間で博士課程を修了することはできない。

⁷⁰ 上記に加え、社会人が短期で学位取得を可能とする以下の①②の仕組みを活用することも考えられる。①修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合に、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間等に授業又は研究指導を行う等、教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる（大学院設置基準第3条第3項）。②大学院は、入学前に当該大学院及び他の大学院におい

1 加えて、大学院レベルのリカレント教育の提供は、これから進路を選択して
2 いく大学院生が社会人や企業等との接点を増やしていく良い機会ともなり、大
3 学・企業・学生の相互理解の促進にもつながり得る。
4

< 具体的方策 >

- 博士人材が多様なフィールドで一層活躍するための環境構築
 - ・ 博士人材と民間企業との接続に当たって民間企業、大学等が取り組むことが奨励されるような内容についての手引き・ガイドブックを作成・周知する。
 - ・ 博士課程修了者の活躍状況を可視化するとともに、博士人材の採用拡大や処遇改善について優れた取組を行っている企業やロールモデルとなるキャリアパスを有する博士人材、アカデミアから産業界への人材流動の事例を発掘し、ロールモデル事例集を作成することを通じて、博士人材として社会で活躍する魅力を広く社会に発信する。
 - ・ キャリアパスの多様化への対応のため、キャリア構築に係る組織的支援の取組が促進されるよう、より実践的で多様なキャリアにつながるジョブ型研究インターンシップや、キャリア開発・育成コンテンツの提供等を進める取組を推進する。
 - ・ スーパーサイエンスハイスクール（SSH）での博士人材の積極的採用や博士教諭としての活躍を促進する。
 - ・ 博士人材の国や地方公共団体等の公的機関での活躍を促進するため、博士号取得者の国家公務員への採用や職務内容、処遇等の状況について実態調査を行い、好事例の横展開を図るとともに、課題分析等を行った上で更なる充実策を講じる。
 - ・ ポストドクター・若手研究者の処遇向上やキャリアパス支援のため、ポータルサイト⁷¹によるキャリア支援情報を提供する。
- 多様な進学者の受入れ促進
 - ・ 早期からの大学院進学のマチベーションの向上のために、初等中等教育段階での課題発見・解決能力等を育む探究学習や体系的・系統的なキャリア教育の充実、高等学校段階における先進的な理数系教育の充実を図る。
 - ・ 学士課程の学生が大学院や大学院生を知る機会の拡大を図るために、各種取組事例（大学院生の学士課程のゼミへの TA としての参加、学士

て修得した単位（入学資格を有した後修得したものに限る。）を当該大学院において修得したものとみなし、当該単位の修得により当該大学院の修士課程又は博士課程（博士後期課程を除く。）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該大学院が定める期間在学したものとみなし、在学期間を短縮することができる（大学院設置基準第18条）。

⁷¹ 科学技術振興機構が運営する、研究者・研究支援者・技術者等の研究人材のキャリア形成・能力開発を情報面から支援する研究人材のためのポータルサイトである JREC-IN Portal を活用。

課程と大学院の合同ゼミの実施、大学院の授業科目の先取り履修、学士課程等学生向けのキャリア支援等）の取組事例集の作成・周知を行う。

- ・ リカレント教育・リスキリングを望む社会人や産業界、地域のニーズを踏まえ、企業や地方公共団体等と必要な人材像や求めるプログラム、オンライン授業の活用方策等について議論する場を設け、継続的なリカレント教育・リスキリングの実施に向けた支援を行う。
- ・ 学生が安心して研究に打ち込める環境を実現するため、博士課程の学生に対する生活費相当額の支援を引き続き充実するとともに、日本学術振興会特別研究員に対する支援の拡充を図る。
- ・ 多様な博士人材の育成や研究活動を支える施設整備に対する支援を行う。

④研究力の強化

研究を重視する大学における研究力の強化については、科学技術政策の観点から見ても様々な論点があるものの、「教育」と「研究」を両輪とする大学教育において、質の高い教育を行いつつ、質の高い研究成果を創出するためには、研究者が研究に専念できる環境を整備することが必要不可欠である。そのための環境整備に当たっては、研究環境を更に向上させる観点と、研究環境の低下要因を取り除く観点の双方が重要である。

研究環境を更に向上させる観点からは、前述のとおり大学院教育の改革を進めるとともに、研究者（教員）への適切な評価や給与等への反映を進めることや、UEA⁷²のような教育の専門家、URA⁷³等の大学等の運営組織に係る研究開発マネジメント人材⁷⁴、技術職員、事務組織の機能を高めていくことが極めて重要である。UEAや研究開発マネジメント人材等は、求められる業務が幅広い一方で人材の不足、適切な評価やキャリアパス確立の難しさが課題となっており、このような人材を含めた学内環境を整備していくことが求められる。あわせて、博士人材を事務職員や研究開発マネジメント人材としても積極的に採用し、大学の経営力強化を図ることも必要である。

また、研究活動に必要な不可欠である研究設備・機器について、機関の経営戦略と明確に結びつけ、機関全体として戦略的に導入・更新・共用等を図る仕組みの一層の強化が必要である。

さらに、個々の大学に属さない大学の共同利用の研究所として、高度な技術職員等も含めて優れた研究環境を提供する大学共同利用機関等の機能を強化することも必要である。

また、研究環境の低下要因を取り除く観点からは、研究以外の業務を必要最小限に抑え、研究時間を確保することが重要であり、教育者としての側面と研究者としての側面を持ち合わせている教員の研究パフォーマンスを高める上

⁷² University Education Administrator

⁷³ University Research Administrator

⁷⁴ URAに加え、幅広くマネジメント業務に携わる教員・研究者、事務職員、様々な専門職を指す。

1 で、教員が特に研究時間と研究資金において制約があると感じていること、特
2 に、管理運営業務の負担軽減が課題となっていることに着目することが重要で
3 ある。そのため、形式的な会議の廃止や運用の見直し、大学入学者選抜におけ
4 る負担軽減等、業務負担軽減の推進が必要である⁷⁵。

5 さらに、我が国全体の研究力向上のためには、そのけん引役となる研究大学
6 が、民間企業や国内外の研究機関・大学等とも連携しつつ、卓越した研究成果
7 を生み出すことを組織として追求し、そのための改革に大学を挙げて取り組ん
8 でいくことが重要であり、そうした改革の灯を絶やさず更に活性化させ、各大学
9 による研究力向上に向けた改革を継続的・安定的に後押しする必要がある⁷⁶。

< 具体的方策 >

○ 研究の質向上に向けた研究環境構築

- 大学の研究者（教員）の意欲と能力を引き出すため、研究業績等を加味して公平かつ定期的に評価結果を昇給や賞与等給与へ反映することを促進する⁷⁷。
- 質の高い大学院教育の推進や幅広いキャリアパスの開拓推進等を通じて、大学院教育の改革を進める。
- グローバルに競争力のある研究者の創出や国際ネットワークの強化に向けて、政府関連在外拠点も活用しつつ、国際頭脳循環や国際共同研究を推進するとともに、組織的な研究力の向上に向けて、企業研究者や若手研究者、女性研究者など多様性に富んだ研究環境の構築を支援する。
- 我が国全体の研究開発マネジメント人材の量的不足の解消及び質の向上や、適切な処遇・キャリアパスの確立を図るために、科学技術振興機構をはじめとした多様な機関における人材育成に取り組むとともに、大学や研究機関において研究開発マネジメント人材に係る人事制度を構築する等の体制構築を促進する⁷⁸。
- 大学等研究機関において、機関全体として戦略的に研究設備・機器の持続的な整備、幅広い研究者への共用、運営の要である専門性を有する人材（技術職員等）の持続的な確保・資質向上を図る仕組みの構築（コアファシリティ化）を促進する。
- 大学共同利用機関及び共同利用・共同研究拠点が中核となり、意欲・能力のある研究者に高度かつ効率的な研究支援機能を提供し、保有する最先端の研究設備等を活用した共同利用・共同研究による若手研究者や

⁷⁵ 中央教育審議会大学分科会「教育と研究を両輪とする高等教育の在り方について～教育研究機能の高度化を支える教職員と組織マネジメント～（審議まとめ）」（令和3（2021）年2月）

⁷⁶ 科学技術・学術審議会学術分科会「第7期科学技術・イノベーション基本計画に向けた学術分科会としての意見」（令和6（2024）年8月）

⁷⁷ 文部科学省「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」（平成31（2019）年2月）

⁷⁸ 科学技術・学術審議会人材委員会研究開発イノベーションの創出に関わるマネジメント業務・人材に係るワーキング・グループ「科学技術イノベーションの創出に向けた研究開発マネジメント業務・人材に係る課題の整理と今後の在り方」（令和6（2024）年6月）

技術職員等の人材育成機能をも担うネットワークを構築する。

- ・ 国際卓越研究大学制度や、地域の中核大学や特定分野に強みを持つ大学に対する支援等を通じてトップ層や上位に続く層の大学の研究力の抜本的な底上げを図り、各大学による研究力向上に向けた改革を継続的・安定的に後押しする。

○ 研究環境の低下要因を取り除くための業務負担軽減の推進

- ・ 学内等で行われている各種会議について、本来の設置趣旨に立ち返り、形骸化していないか、効率化できる観点はないか等の視点から再確認し、必要に応じた見直しを行うことを促進する。
- ・ 各大学におけるトップ研究者に係る人事配置の一環として、研究と教育それぞれに重点を置く教員の活用、バイアウト制度⁷⁹の活用や教員の機能や実際の業務内容等に応じた評価等を促進する⁸⁰。
- ・ 大学入学者選抜に関する業務について、業務合理化の観点から、教員は選抜の本質的な部分に中心的に関与することを周知し、各大学等において大学入学者選抜を支える専門人材の職務の確立・育成・配置等を促進する⁸¹。

1

2

⑤情報公表の推進

3

高等教育機関等からの適切な情報発信がなければ、規模や立地、知名度等による入学者選抜の選抜性の高低により高等教育機関の淘汰が進むこととなり、教育研究の質の高度化に向けた取組が社会全体からの適切な評価を得られないことにつながってしまう。留学生や社会人を含めた多様な進学希望者が自らの目的に合う大学を選ぶことができるようにするためには、各高等教育機関の情報公表をより進めていくことが必要である。

9

我が国の大学ポータルは、国公立版と私学版とで情報を提供するプラットフォームが異なるために大学の教育研究の質に関わる重要な情報が必ずしも分かりやすく示されていないといった課題が指摘⁸²されている。諸外国の状況も参照しながら、単純な数値に限らず高等教育機関を横断的に比較する観点から、設置者別ではない新たなプラットフォーム(新プラットフォーム(仮称))を構築し、情報公表を更に進めることが必要である。そして、前述の新たな評価制度においては、新たなプラットフォームの情報を活用することとし、高等教育機関側・評価機関側の双方の負担軽減を図っていくことが求められる。そ

10

11

12

13

14

15

16

⁷⁹ 競争的研究費の直接経費の用途を拡大し、研究代表者本人の希望により研究機関と合意をすることで、その者が担っている業務のうち研究以外の業務の代行に係る経費の支出を可能とする制度(競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し(バイアウト制度の導入)について」(令和2(2020)年10月))

⁸⁰ 総合科学技術・イノベーション会議「研究に専念する時間の確保－研究力強化・若手研究者支援総合パッケージフォローアップ」(令和5(2023)年3月)

⁸¹ 中央教育審議会大学分科会「教学マネジメント指針(追補)」(令和5(2023)年2月)

⁸² 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について(審議まとめ)」(令和4(2022)年3月)

1 の際、学修者や進学希望者が、各高等教育機関の教育力を把握するに当たって、
2 どのような情報が必要であるかという観点から公表項目を検討していくこと
3 も必要である。

4 また、学則に記載されている事項については、本来は、社会一般に対して、
5 示されるべきものであるため、学則の公表を促進することが求められる。あわ
6 せて大学の負担軽減の観点から学則変更等の届出事項の整理を行うことも必
7 要である。

8 さらに、学生目線から大学教育や学びの実態を把握するために国が試行実施
9 している「全国学生調査」について、学生の学修成果に関する情報を他の大学・
10 学部間でベンチマークできるという利点を十分に生かす形で、その調査結果を
11 教育の質の向上に向けて積極的に活用することも重要である。
12

< 具体的方策 >

○ 情報公表の内容・方法の改善

- ・ 国において、各大学の魅力を視覚化するための新たな指標を作成する。
- ・ 多様な教育活動の状況を国内外の様々な者に分かりやすく発信するため、大学入学者選抜に関する情報や、学修成果や教育成果に関する情報についての公表を更に促進する⁸³とともに、利用者にとっての利便性向上を図るための高等教育機関間の多様な比較分析が可能となる情報の可視化を進める。
- ・ 各高等教育機関における事務手続の軽減を図る 観点や、新たな評価制度の充実の観点から、認証評価など質保証における共通プラットフォームのデータ活用を促進するためにシステムの見直し等について検討する。【再掲】
- ・ 学則の公表の義務付けとともに各届出事項の見直しを行う。

○ 全国学生調査の活用

- ・ 全国学生調査の全校参加に向け、参加等に関するインセンティブの設定を行うとともに、円滑な調査の実施に向けて体制の整備を行う。
- ・ 各高等教育機関における IR 等を通じた自己点検評価と認証評価での全国学生調査の結果の活用を促進するために周知等を行う。

13 (2) 高等教育全体の「規模」の適正化

14 高等教育行政は、「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の
15 提示と政策誘導」の時代へ移行し⁸⁴、これまで大学入学定員数は緩やかに増加
16 している。
17

18 現在の拮抗しつつある高等教育への進学希望者数と高等教育機関の収容定

⁸³ 中央教育審議会大学分科会「教学マネジメント指針」（令和2（2020）年1月）において、学修成果を中心に、幅広く公表すべき情報の例を提示。

⁸⁴ 中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像（答申）」（平成17（2005）年1月）

1 員との需給バランスが、今後は、急速な少子化の進行等の中で、18歳で入学す
2 る学生の減少により超過供給状態になり、定員充足率のより一層の悪化が見込
3 まれ、各高等教育機関が最低限確保すべき学生数を確保できず、経営状況の
4 悪化により、教育研究の「質」を維持できなくなるおそれがある。したがって、
5 各高等教育機関は、もはや「18歳中心主義」を維持したままでは、現在の規模
6 を確保することができないとの認識が必要である。この認識の下、「18歳」「国
7 内」「対面」にこだわらず、これまで前提として考えられてきた「学生」概念
8 を見直し、多様な学生が入学できるようにすることが必要である⁸⁵。多様な価
9 値観が集まるキャンパスを実現することで、前述のとおり、教育研究の「質」
10 の更なる高度化に資することになる。

11 一方で、18歳人口の減少率や進学率の状況等を踏まえ、各大学の収容定員
12 を適正にしていくことも必要であるが、今後、超過供給状態により適切な高等
13 教育機会の提供ができなくなるおそれがあることから、設置基準や審査の在り
14 方においても、経営の観点から安易な設置を抑制することができるよう、抜本
15 的な見直しを行う必要がある。また、高等教育機関の機能強化の観点からも、
16 設置者の枠を超えた、高等教育機関間の連携、再編・統合、縮小、撤退の議論
17 を避けることはできない状況であり、高等教育全体の適正な規模の見直しが必
18 要である。

19 その際、各地域や高等教育機関において、地域における将来推計人口、進学
20 者数や産業別就業者数の見込み、専攻する学問分野ごとの学部学科の定員等を
21 踏まえながら適正な規模を検討していくことが必要である。

22 ①高等教育機関の機能強化

23 高等教育機関の機能強化に向けては、高等教育機関の新陳代謝の促進や将来
24 を見据えたチャレンジをはじめ、意欲的な教育・経営改革を行う大学等への支
25 援の強化、高等教育機関間の連携の促進等の取組が重要である。

26 高等教育機関間での連携構築を図る際には、まずは、各高等教育機関が有す
27 る特徴や強み・弱み、学位プログラムの内容、資源等を深く理解することが必
28 要であり、この過程を経ることで、連携を契機として把握した資源を活用して、
29 より教育の質を上げることにつながることも期待される。

30 また、高等教育機関間での連携を支えるためには、入学者選抜、留学や就職、
31 厚生補導、図書⁸⁶、教務の一部等の機能を柔軟に共有することも必要である。

⁸⁵ ただし、高等教育機関が社会等からの信頼を得て今後も持続可能な発展を遂げるためには、定員充足率を満たすことを目的とするような、単なる数合わせのために学生を受け入れることは、厳に慎むべきである。これは、修業年限内で学修活動に用いることができる学生の時間が有限であるという視点から捉えても、「教育課程編成・実施の方針」に基づく教育課程を履修し「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標を達成するためには、学生が入学段階で一定の資質・能力等を備えていなければならないためである。

⁸⁶ なお、大学図書館は、これまで、大学における学生の学習や大学が行う高等教育と学術研究活動全般を支える重要な学術情報基盤として、社会全体におけるデジタル化の進展と学術情報流通の変化に対応しつつ、学術情報の体系的な収集・蓄積・公開や、大学における教育・研究に対する支援などの役

1 なお、大学間連携の取組の推進に当たっては、学生募集で競合関係にある実
2 態も踏まえた仕組みを講じることが必要である。

3
＜具体的方策＞

○ 意欲的な教育・経営改革を行うための支援

- ・ 一定の学士課程定員の規模縮小をしつつ、質の向上と連動して規模縮小を実施する大学、学内資源を学部から大学院へシフトする大学、質を確保した上で留学生や社会人を増加する大学等に対する支援を行う。
- ・ 大学・高専機能強化支援事業を通じたデジタル・グリーン等の成長分野への学部転換等の支援等、改革やチャレンジに取り組む大学への支援を強化する。
- ・ 付加価値を創造する新たな私立大学へ転換するための教育研究面の構造転換や、複数大学等の連携による経営効率化・開設科目等の相互補完等を通じた経営改革の支援を強化する。
- ・ 各種データや知見・ノウハウ等をフル活用する体制の構築等により、各大学等の主体的な経営判断や、文部科学省、私立学校振興・共済事業団による「アウトリーチ型支援」を推進する。
- ・ 産業界や社会人のニーズを踏まえた、各高等教育機関における教育改善を促進するために、リカレント教育プログラム開発・評価の体制整備を支援する。

○ 高等教育機関間の連携の推進

- ・ 地域連携プラットフォームの仕組みを発展させ、各地域における地理的観点からのアクセス確保策や地域の人材育成の在り方について、議論を行う協議体（地域大学等構想推進プラットフォーム（仮称））を構築する。
- ・ 大学等連携推進法人制度を発展させ、連携開設科目の設置にとどまらない活用を支援し、大学等連携をより緊密に行うための仕組み（地域大学等連携推進機構（仮称））の導入や支援策の検討を行う。
- ・ 遠隔教育の課題と利点を踏まえた遠隔教育の質の保証・向上を図るとともに、対面授業と遠隔授業を効率的に組み合わせたハイブリッド型教育の充実等を促進する。【再掲】
- ・ 複数大学等の連携による経営効率化・開設科目等の相互補完等を通じた経営改革の支援を強化する【再掲】。
- ・ DX等の活用を通じて客観的な経営診断を踏まえた「アウトリーチ型支援」を充実し、各法人の主体的な判断を促すとともに、連携・統合等を希望する学校法人への経営相談等を含め、日本私立学校振興・共済事業

割・機能を担ってきた。（科学技術・学術審議会情報委員会オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方検討部会「オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方について（審議のまとめ）」（令和5（2023）年1月））

団における高度な経営相談支援の実現を図る。

②高等教育機関全体の規模の適正化の推進

高等教育全体の規模の適正化については、高等教育機関以外の機関における再編等に関する施策の例も参考にしつつ、地域や社会のニーズ等を踏まえた上で、再編・統合や縮小、撤退を支援することが必要である。

その際には、大学、専門職大学・専門職短期大学、大学院・専門職大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校といった機関別、あるいは、国公立の設置者別の区分に関係なく、全ての高等教育機関にとって、決して他人事ではないという認識を強く持つ必要がある。

このようなことを前提とした上で、新たな大学・学部等の設置については、新たな学問分野への転換など新陳代謝も必要である一方で、今後、大学進学者数の大幅な減少が見込まれるという高等教育全体を取り巻く劇的な変化に的確に対応する必要がある。このため、国の施策においては、設置認可審査から撤退の支援まで一貫した取組が求められるとともに、大学等においても、18歳人口が減少することや地域の人材需給等も踏まえつつ、スクラップアンドビルドをはじめ学内における組織や定員に関する検討を十分行う必要がある。上記を踏まえ、設置認可については、これまで以上に、教学面においては質の高さや社会的な必要性を求め、経営面においては財産保有要件や私学助成交付要件の厳格化を図るなど、抜本的な見直しを図る⁸⁷。

その上で、各々の高等教育機関においては、自らの強み・弱みや取り巻く外部環境等の現状を適切に認識し、自らのミッションを再確認し、少子化を踏まえた適正な規模の在り方について検討を進めることが重要である。各機関の検討の結果、地域や産業のニーズに応じた学部・学科等の再編や、研究大学を志向する大学における学内資源の学部から大学院へのシフト、地域あるいは地域外の高等教育機関との連携、統合等、それぞれのミッションに応じた再編・統合等を進めていくことも求められる。なお、高等教育機関間の連携、統合等に当たっては、それぞれの高等教育機関における三つの方針や建学の精神との整合性に留意が必要である。

なお、少子化が進む中で、地方の中小規模の私立大学の経営は厳しくなっており、近年では、私立大学から公立大学に設置者が変更される事例が見られる。これまでも、地方公共団体や議会において私立大学の公立化が真に地域に貢献するものとなるか検討が行われるとともに、将来的に見込まれる経営見通しや財政負担の「見える化」が進められているが、私立大学の公立化については、引き続き安易な設置は避ける必要があり、地域の人材需要や将来の運営の見通し等も十分に吟味するなど、慎重に検討することが求められる。

⁸⁷ 収容定員管理において、現在は、100%を数名でも下回ると「未充足」と位置付けられることで課題と捉えられる傾向にあるが、地域におけるアクセス確保の観点も踏まえ、教育の質や経営上の影響等の観点から実質的に定員の充足状況を把握するために、「定員充足」「未充足」の考え方について多少の幅をもたせていくことも必要である。

1 また、経営・教学面において一定の質が確保できない高等教育機関について
2 は、学生保護の観点から、縮小、撤退を進める必要があり、そのための仕組み
3 の構築が求められる。

4 これまでは、大学が募集停止・廃止となっても、ほとんどが近隣の大学で学
5 業を継続するか、在学生在が卒業するまで存続するなどしてきた。しかし、今後
6 は急激な経営状況の悪化等により、学生の学びの継続を確保できずに廃止とな
7 る高等教育機関が現れないとも限らない。それによって、最も被害を受けるの
8 は学生であり、学生保護の観点からは、全体の規模を円滑に適正化していくと
9 ともに、急な破綻を避けるための取組や破綻した場合の手続きや取扱いについ
10 て必要な仕組みを構築していくことが重要である。

<具体的方策>

○ 厳格な設置認可審査への転換

- ・ 通信教育課程を含め、基幹教員の配置に係る基準や指導補助者の基準等について制度改善を行う ほか、設置認可審査においても、従来の学問分野に収まらない分野の審査を行う体制を整備する。【再掲】
- ・ 学校法人の寄附行為（変更）認可審査において、新たに大学等を設置する場合の財産保有要件や経営状況等に関する要件の厳格化を図るなど財務基準の見直しを図る。
- ・ 学校法人の寄附行為（変更）認可審査において、経営状況が悪化した場合等の対応方針（リスクシナリオ）等に関する審査の在り方を見直す。リスクシナリオを遵守しない場合や、学部等の設置後に完成年度を迎えても定員充足率が一定の割合に満たない場合等、設置計画の履行が十分になされていない場合には、私学助成の減額・不交付措置を講ずる。
- ・ 私立大学の公立化のプロセスにおいて留意すべき事項等の明確化を行う。

○ 再編・統合の推進

- ・ 定員未充足や財務状況が厳しい大学等を統合した場合のペナルティ措置（設置認可審査、私学助成、高等教育の修学支援新制度の機関要件等）を緩和するための制度改善について検討を行う。
- ・ 再編・統合時の留意点等を整理したガイドライン⁸⁸を踏まえ、実施事例を作成するなど、再編・統合を検討する際に有益な情報を高等教育機関関係者に周知する。
- ・ DX等の活用を通じて客観的な経営診断を踏まえた「アウトリーチ型支援」を充実し、各法人の主体的な判断を促すとともに、連携・統合等を希望する学校法人への経営相談等を含め、日本私立学校振興・共済事業

⁸⁸ 日本私立学校振興・共済事業団「学校法人の経営改善等のためのハンドブック《第2次改訂版》」
（令和6（2024）年3月）

団における高度な経営相談支援の実現を図る。【再掲】

- ・ 設置者の枠を超えた再編・統合について課題や実施するための方策の整理を行う。
- ・ 社会のニーズ等を踏まえた大学等の再編・統合に資するような支援方策等について検討を行う。

○ 縮小への支援

- ・ 一定の条件を満たす場合に一時的に減少させた定員を一部又は全部戻すことを容易にする仕組みの創設等、収容定員の引下げに対する大学等の忌避感の緩和のための仕組みを構築する。
- ・ 一定の学士課程定員の規模縮小をしつつ、質の向上と連動して規模縮小を実施する大学、学内資源を学部から大学院へシフトする大学、質を確保した上で留学生や社会人を増加する大学等に対する支援を行う。
【再掲】

- ・ 早期の経営判断を促す指導を拡大・強化するために、学校法人への経営指導の基準となる指標等を見直す。また、収容定員充足率や経営状況等が一定の基準に該当する場合に対しては、規模縮小や撤退に係る指導を強化するとともに、私学助成の交付要件として経営改善に関する計画の策定を義務付け、進捗状況等を配分に反映させる。

○ 撤退への支援

- ・ 学生募集停止を行った学部等について、情報の公表や教育の質に係る客観的指標等において減額措置を受けていないこと等を要件に、継続的な教育研究活動を支援する。
- ・ 早期の経営判断を促す指導を拡大・強化するために、学校法人への経営指導の基準となる指標等を見直す。また、収容定員充足率や経営状況等が一定の基準に該当する場合に対しては、規模縮小や撤退に係る指導を強化するとともに、私学助成の交付要件として経営改善に関する計画の策定を義務付け、進捗状況等を配分に反映させる。【再掲】
- ・ 学校法人が解散する場合等における、在学生の卒業までの学修環境確保等の学生保護の仕組み、卒業生・修了生の学籍情報の管理方策の構築⁸⁹や残余財産の帰属の要件緩和のための制度改善を行う。

1
2
3
4
5

(3) 高等教育への「アクセス」確保

高等教育全体の規模を適正化しつつ、意欲のある者の教育機会を確保し、誰もが進学をあきらめない社会を実現するためには、質の高い高等教育への「アクセス」について、地理的観点と社会経済的観点の両面から対策を講じる必要

⁸⁹ 中央教育審議会大学分科会「学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について（審議まとめ）」（令和5（2023）年2月）を受けた検討の具体化。

1 がある。

2 地域によって高等教育機関への進学率や進学者収容力が異なるとともに、少
3 子化の中で、地方の私立大学ほど学生数が減少し、厳しい経営状況に陥る傾向
4 にある一方で、経済的な理由を含め様々な理由で地元を離れることができない
5 進学希望者がいることから、地理的観点からのアクセス確保のための方策を講
6 じる必要がある。

7 あわせて、意欲のある学生が、家庭の経済的理由から高等教育段階への進学
8 を断念することのないよう、また進学した学生が学資の捻出のため長時間のア
9 ルバイトを強いられることなく、学業に十分に専念できるよう、経済的観点か
10 からのアクセス確保のための方策を引き続き講じることも必要である。さらに、
11 社会的観点からのアクセス確保のための方策を講じることも必要である。

12 なお、地方創生や少子化への対応として、地域において、「学び」、「仕事」
13 と「多様なライフスタイルを実現しやすい環境」がそろふことも、今後の我が
14 国の発展には重要であり、そのために、高等教育機関にどのような役割が果た
15 せるのかという観点も重要である。

17 ①地理的観点からのアクセス確保

18 グランドデザイン答申においては、地域の高等教育機関が高等教育という役
19 割を超えて、地域社会の核となり、産業界や地方公共団体等とともに将来像の
20 議論や具体的な連携・交流等の方策について議論する地域連携プラットフォーム
21 の構築や国公立の枠組みを超えた連携の仕組みとして大学等連携推進法
22 人の導入等が示された。

23 これらの取組は幾つかの地域で始まっており、地域の全大学が参画して教育
24 プログラムの開発や進学・就職支援に取り組んでいる地域連携プラットフォーム
25 の例や、多数の連携開設科目の設置により教養教育の充実や多様な学生交流
26 に取り組んでいる例がある。一方で、現状の地域連携プラットフォームでは、
27 強い当事者意識、問題解決に向けたスピード感に課題があるとの指摘や、連携
28 開設科目の設置にとどまらない、大学等連携推進法人を活用した教育連携の取
29 組を更に先に進めていくべきではないかとの指摘もある。

30 高等教育機関の規模の適正化が図られていく中では、今後、各高等教育機関
31 が自らの強みや弱みを把握し、各地域における志願動向や人材需要、他の高等
32 教育機関が持つ特色等を踏まえ、各機関の強みを伸ばし、連携・再編等を通じ
33 て互いに機能を補完する中で、求められる分野を学べる高等教育の機会を確保
34 することがより一層重要となる。

35 特に、近年、地方の高等教育機関を中心に、入学者数の減少による学生募集
36 停止が相次いでいる。進学希望者の立場に立てば、個別の高等教育機関の存続
37 以前の問題として、その地域での学びの機会が確保されていることが極めて重
38 要だと考えられる。このような背景もある中で高等教育機関の再編・統合や縮
39 小、撤退を市場経済における選択に委ねるのみでは、仮に、地域に一定の進学
40 希望や人材需要が存在する場合であっても、個別の高等教育機関の経営判断の

1 みをもって地域から学びの機会が縮減・消滅することとなり、地方に在住する
2 高等教育進学希望者の教育機会の確保に多大な支障が生じるおそれがある。ま
3 た、地域の人材需給のバランスが崩れ地域の生活・産業基盤に大きな影響を与
4 えるおそれもある。そのため、各地域において高等教育へのアクセス確保の具
5 体策を早急に講じることが求められる。

6 このため、国において、地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等
7 教育へのアクセス確保等、地理的観点からの高等教育機関へのアクセス確保を
8 図るための仕組みの構築や都市から地方への動きの促進等の取組が必要であ
9 る。

10 これらの取組を講じることにより、地方においても高等教育を受ける機会や
11 高等教育機関の維持が図られ、地理的観点からのアクセス確保にも資すること
12 となる。あわせて、高等教育機関卒業後の地元への定着や、多様な高等教育機
13 関との連携による地域産業の発展等により、地域の活性化につながっていくこ
14 ととなる。

16 **ア. 地域ごとのアクセス確保を図るための仕組みの構築**

17 地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育へのアクセス等地
18 理的観点から高等教育機関へのアクセスの確保を図る仕組みの構築に当たっ
19 ては、国において各地域との連携・協力体制を早急に構築する必要がある。

20 その際、学びの領域を残すことに固執して、地域における高等教育機関の収
21 容定員を人口減少に合わせて一律に縮小すると、定員が充足しても経営基盤が
22 脆弱になる高等教育機関が多数出ることとなる。一方で、一部の高等教育機関
23 に機能を集約することも容易ではない。高等教育機関は、それぞれの歴史にお
24 いて、強みと特色を生かした教育研究を行ってきており、それぞれが持つ多様
25 な教育研究のノウハウを生かすことのできない方法は、効率性が悪く、損失も
26 大きい。したがって、今後、高等教育機関が存続し、連携・協力体制を構築し
27 ていくに当たって、まず必要なことは、教育研究における強みや特色をより明
28 確にししながら改善を進めることである。

29 そこで、各高等教育機関が持つ強みや特色を生かしつつ、地域におけるアク
30 セス確保を図り、地域に必要な人材を育成するために、まずは、地域連携プラ
31 ットフォームの仕組みを発展させ、各地域の高等教育を取り巻く状況や課題、
32 将来の人材需要等を地域の高等教育機関が共通に認識し、地方公共団体や産業
33 界等地域の関係者も一体となって具体的な取組に向かうことができる場の構
34 築が重要である。そのために、地域の高等教育機関や地方公共団体、産業界等
35 の各地域の関係者が議論し、各地域で実効性のある取組を推進するための協議
36 体（地域大学等構想推進プラットフォーム（仮称））を構築することが必要で
37 ある。

38 このような協議体の構築は、各地域の高等教育を取り巻く状況や課題につい
39 て地域の高等教育機関が共通認識を持ち、地方公共団体や産業界等地域の関係
40 者も一体となって具体的な取組に向かうことができる場として整備する必要

1 があることから、着実に段階を踏んで進めることを前提としつつ、原則として
2 地域の全ての高等教育機関を含む関係機関が参加することが望ましい。また、
3 これらの仕組みを促進するためには、設置認可審査や財政支援等に当たってこ
4 のような協議体での議論の内容を考慮することも必要である。

5 また、各機関や地域において検討を促すための仕組みとして、地方公共団体
6 における体制整備や国における司令塔機能の整備等も重要である。特に、議論
7 を円滑に行うためにはコーディネーターの役割が重要であり、協議体が情報共
8 有を行う段階にあるのか、産官学金の連携体制の構築やカリキュラムの構築等
9 を具体的に組み込んでいく段階であるかでは、コーディネーターとなる人材に
10 求められる経験・見識は異なることから、協議体の議論の進捗段階に応じて、
11 求められるコーディネーターの配置・育成を戦略的に進める必要がある。

12 その上で、強い当事者意識を持った大学間連携の取組や実効性ある産学官金
13 連携による取組を推進するため、大学等連携推進法人制度を発展させた「地域
14 大学等連携推進機構（仮称）」の活用の支援を行うとともに、地域にとって真
15 に必要な一定の質が担保された高等教育機関への支援を行うことで、地理的観
16 点からの高等教育機関へのアクセス確保のための取組を進めること
17 が必要である。

< 具体的方策 >

- 地域の人材育成・アクセス確保について議論を行う 協議体（地域大学等構想推進プラットフォーム（仮称））⁹⁰の構築
 - ・ 各地域における地理的観点からのアクセス確保策や地域の人材育成の在り方について、地域内の高等教育機関、地方公共団体、産業界、金融機関等の地域の関係者が継続的に議論を行う 協議体を国と連携して構築する。
 - ・ 地域の関係者の継続的な議論への参画を図るため、地方公共団体における、地域における高等教育振興に関する担当部署の整備を促進する。
 - ・ 地方大学の振興⁹¹や高等教育へのアクセス確保に当たって、国における司令塔機能を果たすために責任ある体制を整備するなど組織体制の充実・強化を行う。
- 議論を行う 協議体（地域大学等構想推進プラットフォーム（仮称））において検討を促すための仕組みの整備
 - ・ 各地域において、地域における志願動向や人材需要の情報収集や整理が可能となるよう、国において、関係省庁の連携により、地域ごとの人

⁹⁰ 検討に当たっては、確保すべき地理的アクセスの範囲、各地域において求められる学問分野や教育水準、議論を行う地域の範囲の整理が必要である。なお、地理的観点からのアクセス確保のみならず、構成員の属性を踏まえ、リカレント教育等について議論することも有効と考えられる。

⁹¹ 地方大学の振興方策については、地方の高等教育機関が果たす多面的な役割も十分考慮の上、様々な手法が考えられるが、例えば、学部構成や教育課程見直しなど教育研究の充実、高等教育機関間の連携強化、地方へのサテライトキャンパス設置、リカレント教育の充実等への支援が考えられる。

口予測や分野ごとの産業・雇用環境の変化等について、より詳細な量的・質的な情報を収集・提供する。

- ・ 議論を行う協議体において、地域の実態や今後の見通しを客観的に踏まえた議論を円滑に行うために、コーディネーターとなる人材の育成・配置を進める。
- ・ 各地域の実情や議論を行う協議体での検討を踏まえ、更なる高等教育機関間の連携を促進するために「地域大学等連携推進機構（仮称）」等の活用を支援する。

○ 地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育機関への支援

- ・ 地域の実態等を踏まえ、地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育機関について、各高等教育機関における連携・再編等の計画策定や各計画の実行を国が支援するための仕組みを構築するとともに、地方公共団体、産業界、金融機関等、地域の様々なステークホルダーによる支援を促進する。
- ・ 地域にとって不可欠な専門人材の輩出や、地方就職率、上記ステークホルダーによる支援の状況等も踏まえた地域にとって真に必要とされる地方大学に対する支援の在り方を検討する。

1 イ．都市から地方への動きの促進等を通じた地方創生の推進

2 急速な少子化が先行する地方においては進学者の絶対数が減少する一方、地
3 方から大都市圏への進学者の流入傾向に目立った変化はなく、地方から東京一
4 極集中に関する諸課題に対して厳しい目が向けられている。分野により差異は
5 あれ、その課題やフィールドは大都市圏で完結するものではなく、多様な出身
6 地域の学生が共に学び、大学の魅力・競争力を高め、多様性を維持していくこ
7 とが欠かせない。都市と地方双方が持続的に成長・発展し、大都市圏の高等教
8 育機関が各地域の知の拠点形成や高等教育を受ける機会の維持に配慮するな
9 ど、都市から地方への動きの促進等の地方創生の推進に向けた取組を進めるこ
10 とが必要である。その際、国としても、企業の地方移転等や、地域資源を生か
11 した付加価値を高める産業・事業の創出を推進⁹²しており、この動きと軌を一
12 にして高等教育の振興を通じた地方創生の取組を進めることが重要である。

13 また、都市から地方への動きの促進等の取組として、東京圏と地方圏との間
14 で異なる課題があることを踏まえて、地域の特性に応じた方策を検討すること
15 が必要である。

16 大学進学希望者に対する大学入学定員（大学進学者収容力）が100%を超える
17 東京都や京都府のような大都市圏においては、学士課程定員の縮減により教
18 育の質を高めようとする大学の取組を支援することで、大学進学者収容力の都
19

⁹² 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局・内閣府地方創生推進事務局「地方創生10年の取組と今後の推進方向」（令和6（2024）年6月）

道府県格差の縮小を目指すことが、均衡ある国土の発展や地方創生の観点からも必要である。このため、一定の学士課程定員の規模縮小をしつつ社会人や留学生を抜本的に増加する大学、学内資源を学部から大学院へシフトする大学、質の向上と連動して規模縮小を実施する大学等に対する支援を行うことが必要である。また、国内留学の促進やサテライトキャンパスの設置、キャンパス移転の支援等を行うことで、地方との交流や地方移転を促進することも考えられる⁹³。

他方で、大学進学者収容力が100%未満の道県においては、上述の地域ごとのアクセス確保を図るための仕組みの構築が必要である。

あわせて、対面授業と遠隔・オンライン教育との双方の良さを生かし、全国からアクセスできる、より多様かつ実践的な学修が可能となる環境を整えていくことも重要である。

なお、東京23区内の大学学部の収容定員を原則として増加できないこととする定員規制については、令和10(2028)年3月までの間に、地域における若者の修学及び就業の状況その他法律⁹⁴の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、引き続き、その政策効果について検証することが必要である。

< 具体的方策 >

- 大都市圏の高等教育機関による地域連携の取組の促進
 - ・ 大都市圏の高等教育機関の各教育研究分野の課題やフィールドを踏まえた、地方の高等教育機関や地方公共団体、各地域の議論を行う協議体等と連携した取組を促進するために好事例の周知等を行う。
 - ・ 地方と都市部の高等教育機関間での編入学、大都市圏の高等教育機関の学生の国内留学やサテライトキャンパスの設置、キャンパス移転等の取組を推進する。
- 学士課程の規模縮小を進める大学への支援
 - ・ 一定の学士課程定員の規模縮小をしつつ、質の向上と連動して規模縮小を実施する大学、学内資源を学部から大学院へシフトする大学、質を確保した上で留学生や社会人を増加する大学等に対する支援を行う。
【再掲】
- 遠隔・オンライン教育の推進
 - ・ 遠隔教育の課題と利点を踏まえた遠隔教育の質の保証・向上を図るとともに、対面授業と遠隔授業を効率的に組み合わせたハイブリッド型教育の充実等を促進する。**【再掲】**

⁹³ 都市部と地方の学生の交流の観点からは、地方短大からの編入学(2+2)の促進も考えられる。

⁹⁴ 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律(平成30年法律第37号)

- ・ 遠隔・オンライン教育を活用した大学間連携による授業の共有化などの取組を質の確保を前提とした上で促進する。【再掲】
- ・ 放送大学において、多様なメディアを活用した、より効果的な次世代遠隔高等教育モデルの開発や他大学への普及展開を図る。【再掲】

②社会経済的観点からのアクセス確保

経済的観点からの高等教育機関へのアクセス確保については、教育の質の維持・向上のために必要なコスト、社会全体にもたらす価値、私的便益の大きさなどを総合的に踏まえて、公費による機関補助と個人・保護者負担額の在り方を決定することが必要であり、その個人・保護者負担額に対し、負担能力等に応じて、授業料減免や給付型奨学金等の個人支援を行うことが基本的な考え方となる。

個人支援については、「高等教育の修学支援新制度」等により一定の進展をしている。これらの高等教育費の負担軽減について、その実施状況や効果等を検証しつつ、取組を着実に進めていく必要がある。あわせて、入学前の授業料・入学金のための資金の用意に苦慮する世帯への更なる配慮、支援の早期化に向けた方策の検討が必要である。

また、公費による支援のみならず、民間資金等の活用を通じて、個人の選択を支援していくことも重要である。例えば、企業等による貸与型奨学金の代理返還の取組が広がりを見せているが、これは、間接的に、個人支援への民間資金の投入を通じて、高等教育費を社会で負担する取組と言える。

さらに、現在の個人支援は「対象者が制度の存在を知り、申請しなければ活用できない」という特徴を有していることから、近年の対象拡大を踏まえた情報提供、利用者の申請のみによらず支援を届ける方策等に係る検討や、これら制度を継続的に実施していくための体制整備が急務である。特に、高等教育段階の支援情報は、高等学校への進路選択にも影響し得るため、将来の進路選択の幅を狭めることのないよう、義務教育段階からの周知が重要である。

経済的な観点のみならず、社会的観点からの高等教育機関へのアクセス確保についても様々な事情への考慮が必要である。例えば、高等学校段階での学習で継続が難しかったなどの事情や、保護者の学歴や職業など家庭の社会的、文化的な背景の違いが児童生徒の学力や進路に影響を与えている状況等へ配慮することが求められる。また、保護者、学校、社会による学びや性別役割分担に係るジェンダーバイアス⁹⁵等に配慮することも求められる。そのため、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育や進路指導の充実を図ることや、幼少期からのジェンダーバイアスの排除に係る社会的機運の醸成を図ることが必要である。特に、世界に伍する研究大学から地域の人材育成をミッションとする大学まで、多様な視点や優れた発想を取り入れた新たなイノベーションの創出に向けて、特に女子学生の占める割合の少ない理工系や、女性の視点を取り入

⁹⁵ 例えば理工系への進学を選択する女子生徒が少ない実態等がある。

1 れることで更なる成長が期待され、地域活性化にもつながる農学系等の分野の
2 学問を専攻する女性の増加など、女性活躍のための取組を進めることも必要で
3 ある。
4

< 具体的方策 >

○ 個人への経済的支援の充実

- ・ 高等教育の経済的負担軽減について、実施状況や効果等を検証しつつ、取組を着実に進める。
- ・ 企業等による貸与型奨学金の代理返還の普及を促進するために、税制上の取扱い等も含め、一層の情報発信を図る。

○ 高等教育機関入学前における取組促進

- ・ 低所得者世帯に係る入学前の授業料の納付猶予等を促進するために、先進的な取組を実施している大学等の取組を取りまとめ、大学等に提示する。
- ・ 経済的負担軽減に関する早期からの幅広い情報提供を促進するために、義務教育段階での周知や地方公共団体をはじめとした多様な主体によるプッシュ型の情報発信を強化する。
- ・ 幼児期の教育現場等における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に資する方策についての調査研究等も踏まえ、各学校段階での教育現場等におけるアンコンシャス・バイアスの解消に向けた取組を推進する。
- ・ 女子中高生の理工系への進学を促進するために、保護者・教員も含めた地域における取組を支援するとともに、各学校段階において、社会で活躍する女性による講演等の機会を設けること等により、自分らしい生き方を実現していくキャリア発達を促すためのキャリア教育を促進する。

5

3. 機関別・設置者別の役割や連携の在り方

我が国の高等教育機関における機関別・設置者別の在り方については、明治期以来の歴史的経緯や制度上の位置づけ等も考慮し、また、グランドデザイン答申で再整理された役割等も踏まえた上で、それぞれの高等教育機関が持つ特色と強みを最大限生かして、高等教育の在り方を再構築していく必要がある。

その際、例えば、国立大学においても大学ごとにミッションの多様化・明確化が進んでいることや、デジタルやグリーン等の成長分野への学部転換等支援を通じた大学改革、「高等教育の修学支援新制度」の導入等も進められていることを踏まえ、その役割の在り方や果たすべき役割・機能について改めて明らかにすることが必要である。

また、学びの複線化・多様化や運営基盤の強化の観点から、国公立の設置形態の枠組みを超えて、教育研究や事務の連携を進めるなど、各高等教育機関の強みを生かした連携も必要である。

(1) 機関別の役割

我が国においては、大学（学士課程）・大学院に加え、専門職大学・専門職短期大学や、短期大学、高等専門学校、専門学校の多様な高等教育機関が設けられている。これらは、学校種ごとに制度目的や修業年限、学位授与の有無、教育内容等に違いがあり、それぞれの特色に応じた多様な高等教育が展開されている。

今後、これらの機関を取り巻く状況の変化を踏まえ、以下に掲げる機関ごとの違いや特色を生かしつつ、各機関が自らの役割を再定義して改善に取り組むことが求められる。

①大学（学士課程）

大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する役割を担っている。

そして、高度な研究活動から生涯学習機会の提供に至るまで後期中等教育修了後の教育研究に対する多様な要請を受け止める高等教育の中核的機関として、社会の各分野で活躍できる優れた人材の養成・確保、人類の知的資産の継承と未来を拓く新しい知の創造、社会の発展や文化創造への積極的貢献、知的資源を活用した国際協力等、様々な面において社会をリードし社会の発展を支えていく中心的な役割を果たすことが期待されている。

このような視点も踏まえ、今後は、社会の変化を見通し、機動的に対応しつつ、国際的な通用性・共通性の確保にも十分留意しながら一層その教育研究機能を高めていく必要がある。

< 具体的方策 >

※ 「2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策」を参照。

②専門職大学・専門職短期大学

専門職大学・専門職短期大学は、産業界と密接に連携して実践的な職業教育を行うことで、高度な実践力と豊かな創造力を備えた専門職業人を育成する役割を担っている。

長期の学外実習（臨地実務実習）や実務家教員による実践的な教育等を経た卒業生が、成長分野をけん引する人材、あるいは地域の担い手となる人材として活躍し始めている。今後は、人材育成の実績等を発信し、新たな大学制度としての社会的認知度を向上させていくとともに、産業界等のニーズを踏まえ分野を拡大することのみならず、職業教育を担う他の学校種との接続等の機能を充実させることも期待される。

<具体的方策>

○ 実践力・創造力を備えた専門職業人の育成促進

- ・ 「出口における質保証」等の取組を進め、専門職大学・専門職短期大学制度の更なる普及を図る。
- ・ 産業界等との積極的な対話を継続することで、成長が見込まれる分野や複雑化する地域課題の解決をリードする人材育成を一層促進する。

※ 上記の他、「2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策」を参照。

③大学院・専門職大学院

大学院は、学術の理論と応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識と卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することが期待されており、我が国の「知の総和」の維持・向上に当たって、今後、特に重要な役割を担うことが期待される。

すなわち、新たな知を創造し、社会にイノベーションをもたらすことができる質の高い博士人材の増加を図ることが期待されており、このためには、自らの後継者を育成するという教員の意識や、「博士＝研究者」という我が国での一般的なイメージを変えていく必要がある。

各国での博士号取得者数が増えている⁹⁶中、国際的な人材獲得競争の激化を背景に、我が国の企業における博士人材の活躍や処遇の向上に関する議論が産業界においても進められるなど、近年、博士人材の活躍の場を広げる社会変革の兆しが生まれている。こうした変化の兆しを確実なものとするためには、産学のあらゆるレイヤーにおいて対話と連携の取組を地道に進めていくことが求められる。

また、リカレント教育・リスキリングを望む社会人や産業界のニーズ等に応じた教育プログラムを展開していくことも、大学院の重要な機能の一つである。

⁹⁶ 科学技術・学術政策研究所「科学技術指標 2024」（令和 6（2024）年 8 月）

1 さらに、高度専門職業人の養成を目的とする専門職大学院をはじめとした大学
2 院は、引き続き、産業界等と協働し、社会人が学びやすい環境を整備しつつ、
3 学生が専門的・実践的な知識や幅広い知見・視野等を獲得することができるよ
4 う、質の高い教育を行い、労働生産性の向上等に寄与することが期待される。
5

< 具体的方策 >

※ 「2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策」中の「(1) 教育研究
の「質」の更なる高度化」の「③大学院教育の改革」を参照。

6
7 **④ 短期大学**

8 短期大学は、短期大学士の学位が取得できるとともに、教養教育と専門教育
9 の体系的な教育課程編成、小規模できめ細かい教育の実施、地域コミュニティ
10 に密着したアクセスのしやすさなどの特長を有した機関であり、深く専門の学
11 芸を教授研究し、職業や實際生活に必要な能力を有する専門職業人材を育成す
12 る役割を担っている。特に、短期大学への入学者のうち約7割は、当該短期大
13 学と同じ都道府県内に所在する高等学校等卒業生であり⁹⁷、大学と比較してそ
14 の割合が高い⁹⁸。また、設置者別には、公立短期大学は12道県に、私立短期大
15 学は全国に幅広く分布する各地域に根差した高等教育機関であり、各地方公共
16 団体、地域の産業界等との連携を強めながら地域コミュニティの基盤となる人
17 材を養成していると言える。

18 一方で、進学ニーズの変化に伴い、近年多くの短期大学が4年制大学への転
19 換や、学生募集停止をしていく中で、学修期間が短期であることや各地域で身
20 近にある機関としての強みを生かしつつ、ファーストステージとして容易にア
21 クセスできる高等教育機関として、各短期大学の特性に応じ、編入学の促進等
22 による大学との連携・接続を強化するとともに、留学生や社会人など多様な学
23 生が学ぶ環境を整えていくことが期待される。
24

< 具体的方策 >

○ 各短期大学の特性に応じた取組推進

- ・ 時代の変化に応じた役割を踏まえつつ、短期大学自身の変革を促し、その特性に応じた学びの多様性の確保等が図られるよう支援を行う。
- ・ 短期大学の専攻科修了者の大学院への進学ニーズ等を含め、短期大学制度の改善の検討を行う。

25
26 **⑤ 高等専門学校**

27 高等専門学校は、中学校卒業後の15歳の学生を受け入れ、早い段階から人

⁹⁷ 文部科学省「令和5年度学校基本統計」(令和5(2023)年12月)

⁹⁸ 大学への入学者のうち、当該大学と同じ都道府県内に所在する高等学校卒業生の割合は約4割。

1 間力を育みながら、理論だけでなく実験・実習や PBL⁹⁹による実践力の修得に
2 重点をおいた5年一貫の技術者教育を行う高等教育機関として、社会貢献を見
3 据えた実践的・創造的な技術者を養成する役割を担っている。

4 特に今後は、地域の産業や成長分野をけん引する人材育成の強化、起業家教
5 育の推進や大学・大学院との接続強化といった教育の高度化を進めるとともに、
6 学生の海外派遣・留学生の受入れ推進、日本型高専教育制度の海外展開等によ
7 る教育の国際化を進めていくことにより、高等専門学校の教育の質を高めてい
8 くことが期待される。

<具体的方策>

○ 高専教育の高度化・国際化の推進

- ・ デジタル・半導体等の成長分野をけん引する技術者の育成、高専発ス
タートアップ創出に向けた起業家教育、高専と大学・大学院との接続を
強化するなど、産業界とも連携しつつ、社会課題解決を見据えた教育の
高度化を推進する。
- ・ 世界と渡りあえる技術者育成に向けて学生の海外派遣等を充実すると
ともに、留学生の受入れや海外における日本型高専教育の導入支援を継
続するなど、教育の国際化を推進する。

⑥ 専門学校

12 専門学校は、社会や産業のニーズに即応しつつ多様な教育を柔軟に展開し、
13 実践的な職業教育を行う機関であり、社会基盤を支えるために必要な人材を育
14 成する役割を担っている。

15 今後は、教育の質を確保しつつ、地域等での産学連携による職業教育機能の
16 強化を図るとともに、留学生や社会人の受入れ促進を図るなど、地域のニーズ
17 に応じた人材育成を進めていくことが期待される。

18 また、令和6（2024）年6月に学校教育法が改正されたことを踏まえ、専攻
19 科による学びの継続や学び直しの機会の充実、自己点検評価の充実と外部評価
20 の推進等を行い、専門学校が地域の活性化等に一層寄与することが求められる。

<具体的方策>

○ 実践的な職業教育の推進

- ・ 教育の質保証を図るための自己点検評価の充実や外部評価をより一層
促進するとともに、職業実践専門課程の取組を更に推進する。

○ 社会人・留学生の受入れ拡大

- ・ 社会人学生の受入れを拡大するために、関係省庁と文部科学省との連
携（例えば、教育訓練給付金制度の周知等）や履修証明プログラム、専

⁹⁹ Project Based Learning（課題解決型学習）

攻科の制度の活用を促進する。

- ・ 優秀な外国人留学生の受入れ促進及び卒業後の定着に向けて、卒業後の就職機会の拡大に資する取組を推進する。

(2) 設置者別の役割

我が国の高等教育機関における国公立大学の設置者別の役割について、その原型は、明治10(1877)年に東京大学が創設された頃までさかのぼる。その後、政府は帝国大学に対して重点的に投資を行い、国家の枢要に応じた教育研究を展開してきた。一方で、数多くの公私立の専門教育機関が設立され、大正7(1918)年に大学令が公布された後、大正期だけでも4の公立大学、22の私立大学が認可された。

戦後は、戦前にあった国家枢要の人材を育成するという国立大学の性格は薄れるとともに、進学需要の高まりの中で、私立大学が量的な拡大の主たる担い手となっていった。

また、国立大学は法人化により、国の行政組織の一部から各国立大学が独立した法人格をもつ国立大学法人となり、自主性・自律性を持った大学運営が行われることとなった。このほか、学生への経済的支援においては、国公立すべてが対象とされており、加えて、成長分野をけん引する大学・高等専門学校の機能強化に向け、基金を通じた支援による理工農系分野の教育や地域の専門人材の育成を担う私立大学の増加、国公立を通じた競争的資金の充実による研究大学の機能強化等により、国立、公立、私立大学という枠組みだけではそれぞれに期待される役割や機能を明確に分けることは難しくなっている。

しかしながら、それぞれの設置者が設置する機関が有する本質的な役割、すなわち、大きな公的資金を基盤とする国立大学については、国立という設置形態に由来して本来求められる役割をより一層発揮していくことが求められるとともに、各地方公共団体による地方財政を基盤とする公立大学については、設置者である地方公共団体の設置目的に沿って、私立大学については建学の精神にのっとりながら、それぞれの特色を生かした役割を果たしていくことが期待される。

前章までに掲げたとおり、今後、急速な少子化が進行するなど、高等教育機関全体を取り巻く状況が大きく変化していくことが想定される中、各大学においては、それぞれの設置者別の役割や機能を踏まえつつ、自らのミッションを改めて見つめ直し、時代の変化に応じて刷新し、自らの将来を定めていくことが求められる。

①国立大学

国立大学については、世界最高水準の研究・教育の実施や先導的・実験的な教育・研究の実施、社会的・経済的な観点からの需要は必ずしも多くはないが重要な学問分野の継承・発展、そして、全国的な高等教育の機会均等の確保について、重要な役割が求められてきた。

1 他方で、法人化から 20 年が経過し、国立大学はそれぞれのミッションに応
2 じ、学問分野や地域の特性も踏まえた多様な展開をするとともに、学生に対す
3 る経済的支援の充実等により、在籍する学生の社会経済的背景にも変化が生じ
4 てきている。

5 このようなことも踏まえた上で、国立大学については、社会をけん引する人
6 材を、地方をはじめ全国で育成するための教育機会の確保、国として継続的に
7 実施すべき多様な研究の実施という役割を果たすとともに、社会環境が変化す
8 る中で、各大学のミッションに応じて、よりその機能を高めていくことが期待
9 される。

10 その際、文理横断・文理融合教育の必要性が高まるとともに、分野を越えた
11 研究が今後更に進んでいく中においては、大学間の連携強化はもとより、再編・
12 統合等によって基盤を強化していくことも求められる。また、18 歳人口が今
13 後、大幅に減少していくことも想定される中、国立大学の国際化を進めるなど
14 多様性を確保しつつ、学士課程の定員を見直すことも避けることができない状
15 況にあり、「知の総和」の維持・向上の観点からも、修士・博士課程への資源
16 の重点化を図り、大学院を強化・充実することを検討していくことも必要であ
17 る。

18 他方で、国立大学は実際に、地域社会を担う学生の受皿であり、地域社会を
19 けん引する学生を育てていることに留意が必要である。今後地方における高等
20 教育機関のアクセス確保の在り方を議論するに当たっては、国立大学は公私立
21 大学や地方公共団体等の連携の中心となってけん引し、地方の発展において役
22 割・責任を果たすことが求められる。

< 具体的方策 >

○ 定員規模の適正化

- ・ 今後の 18 歳人口減少や地域の高等教育へのアクセス確保と知の高度
化、社会のニーズの必要性を踏まえた、学士課程、修士・博士課程の定
員の適正化の在り方について検討を行う。

○ 連携、再編・統合の推進

- ・ より多層的かつ広範な教育研究を行うとともに経営基盤を強化する観
点から、大学間の連携強化を図るとともに、各大学や分野ごとの状況を
踏まえた再編・統合の在り方について検討を行う。

○ 地域のけん引役としての機能強化

- ・ 各地域社会をけん引する学生の育成や大学等連携におけるけん引役と
しての機能強化を推進する。

②公立大学

公立大学については、設置者である地方公共団体の規模や地域の実態、それぞれの設置目的に応じて、今後、当該地方公共団体が講じる各種政策の実現に向けた人材の受入れ・養成、各地域の社会・経済・文化の向上発展への貢献から国際社会への貢献まで幅広く含めた教育・研究の推進とともに、地域の高等教育へのアクセス確保、地域活性化の推進、行政課題の解決といった役割を担ってきた。引き続き、地方公共団体の規模や実態、設置目的に応じた教育研究を行っていくことが期待される。

また、地理的観点からのアクセス確保を図るための仕組みの構築に当たっては、公立大学が地方公共団体の直接のニーズを踏まえた教育を行ってきた特長や地方公共団体と常に向き合ってきた知見を生かして、地域の産学官の連携に積極的な役割を果たすことも期待される。

さらに、今後、少子化が更に進展する中で、公立大学の定員規模の見直しに向けた検討も周辺の高等教育機関の状況など地域の実態を踏まえつつ行うとともに、前述のとおり、私立大学の公立化については、引き続き安易な設置は避ける必要がある、地域の人材需要や将来の運営の見通し等を十分に吟味するなど、慎重に検討することが求められる。

<具体的方策>

○ 地域の実態を踏まえた教育研究の実施

- ・ 地域に根差した教育機関としての役割を果たせるよう、地域のステークホルダーとの継続的な対話の機会を確保する。
- ・ 私立大学の公立化のプロセスにおいて留意すべき事項等の明確化を行う。【再掲】

③私立大学

私立大学は、それぞれの建学の精神に基づきながら、時代のニーズに即応し、多様性に富むとともに、独創的な教育研究の推進、幅広い年齢層に及ぶ社会の中核となる人材の教育機会の保障や国民の知的水準の向上、大学の独自性に沿った知識・技術の創造拠点の形成といった役割を担ってきた。そのような中で、学士課程学生の約8割の教育を担い、多様な社会経済的背景・ニーズを持った学生に対して門戸を開くことにより、我が国社会を支える人材育成に貢献し、特に地方においては高等教育へのアクセス確保や地域にとって不可欠な専門人材の輩出等にも重要な役割を果たしてきた。

今後も引き続き、建学の精神に基づき多様性に富んだ教育研究を実施していくことが期待される。また、高等教育へのアクセス確保において、建学の精神や私立大学だからこそ担うことのできる役割を生かして、他大学等と積極的な連携の中で一翼を担うことも期待される。

一方で、国立大学や公立大学と同様に、私立大学についても今後の更なる少

1 子化を見据えた規模の見直しは不可避であり、意欲的な教育・経営改革や、規
2 模の適正化を図る大学への支援を行うとともに、厳格な設置認可審査の実施、
3 再編・統合の推進、縮小、撤退に向けた取組を進めていくことが求められる。
4

5
6 <具体的方策>

7 ○ 機能強化や規模の適正化の推進

- 8 ・ 意欲的な教育・経営改革への支援を行うとともに、設置認可の厳格化
9 や高等教育機関間の連携への支援、再編・統合の推進、縮小及び撤退の
10 支援を通じて、全体の規模の円滑な適正化を図る。

11 **(3) 機能や特性等に着目した政策の重視**

12 大学における人材育成は、対象とする学生の知識・能力や育成する人材像に
13 よって教育内容や手法等に違いがあり、各大学が有する教育資源を最大限に生
14 かして、強みを構築していくことが必要である。各大学の教育研究機能を最大
15 化するためには、例えば、総合的な教養教育を重視する大学や、専門職業人養
16 成や特定の専門的分野の教育を行う大学、研究を重視する大学等の機能に着目
17 した上で、学部及び大学院の学内資源の最適化を行いつつ、ミッションに応じ
た教育研究を行うことが必要である。政府においても、設置者別を超えて、そ
の機能や特性に応じた支援を講じていくことも求められる。

18 <具体的方策>

19 ○ 機能や特性に応じた支援の推進

- 20 ・ 各高等教育機関の機能や特性に応じた教育研究の質向上につながる取
21 組を設置者の枠を超えて支援する。

4. 高等教育改革を支える支援方策の在り方

(1) 基本的な考え方

① 高等教育の価値

高等教育改革を支える支援を考えるに当たっては、「社会は高等教育の価値を認めているのか」を改めて問い直す必要がある。高等教育は、学生個人や進学希望者、保護者にとっての価値にとどまらず、本来、社会の発展に寄与する「社会のため」の存在でなければならない。これまでも累次の答申等¹⁰⁰で指摘されてきたように、高等教育は、地域の成長・発展を支える人材、や世界最先端の分野で活躍する人材、グローバルな競争環境で戦える人材などの厚みのある多様な人材育成、学術研究による知の創出やイノベーション等の役割を担う国力の源泉であり、高等教育改革への投資は未来への先行投資と考えるべきである。なぜならば、高等教育は、それを受けた者だけでなく、それを受けなかった者や社会全体にも恩恵を与える正の外部性が高く、その提供を専ら市場に委ねた場合には、適正な規模の教育が提供されなくなる性質を有するからである。

また、近年の科学技術の進展は、技術を開発する者にとつてのみならず、技術を使用する者たちにとつても高度な教育を要求するに至った。次々と生まれる新技術、日々仕様が変わる機器やアプリケーション等に対し、これらの必要性を見定め、情報を収集し、適切な活用方法を見出し、新たな生産やイノベーションへとつなげていくためには、高次のリテラシー、思考力、判断力等を育てる高等教育が不可欠となり、その傾向は今後一層加速することが見込まれる。

一方で、高等教育を受けた学生からの視点に着目すると、学力、能力、技能が身に付き、それらを活用することによって生産性が上がり、これに伴い高い賃金や職位、安定した雇用機会や社会的地位が望める¹⁰¹。なお、選抜性の低い大学においても、大学教育の経済的効果が存在するとの研究結果も存在する¹⁰²。

さらに、高等教育機関の卒業生を雇用する企業等も、従業員が高等教育で身に付けた高い能力等を活用することができ、大学との共同研究等を通じて学術研究の成果を社会へと反映させることもできる。社会全体にとつても、高等教育が普及することは、健全な民主主義の形成に貢献するとともに、生産力が向上して我が国の税収入の拡大・安定をもたらし、犯罪率の抑制や公的健康保険

¹⁰⁰ 教育再生実行会議「教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について（第八次提言）」（平成 27（2015）年 7 月）、グランドデザイン答申、「教育振興基本計画（令和 5（2023）年 6 月 16 日閣議決定）」等

¹⁰¹ 松塚ゆかり『概説 教育経済学』138 頁（日本評論社、令和 4（2022）年）

¹⁰² 選抜性が低く収容定員が充足していない大学等については、そのことのみをもって直ちに教育力が低いと評価するような風潮も散見されるが、教育投資収益率に係る研究においては、大学へ進学することによる投資収益率はプラスになるとされ、特に、選抜性が低いとされる大学に進学した場合であっても、一定の教育投資収益率があるとされている（第 10 回高等教育の在り方に関する特別部会（令和 6（2024）年 9 月 27 日）における資料 1（島氏提出資料）を参照）。

1 の負担軽減など社会的費用の抑制にも貢献する¹⁰³。

2 3 ②高等教育への信頼

4 上記の高等教育の価値は、国内外の多くの研究で指摘されてきたことではあ
5 るものの、高等教育機関がそのような価値を生み出す場として、社会的な信頼
6 を得られていないのではないかとの指摘もある。このような信頼を得るため
7 には、高等教育機関を卒業、修了した者が自身の成長をはじめとした教育の価値
8 を会得して社会で活躍するとともに、当該機関における教育研究や地域貢献に
9 より社会から理解を得ることが重要である。

10 このような観点から、高等教育機関においては、学生の満足度を高め、成長
11 が得られるよう教育研究活動を高度化していくとともに、それぞれの強みや役
12 割を生かした活動を行いつつ、得られた教育研究の成果や効果について社会に
13 対して情報公表を続けていくことが求められる。また、各機関においては、果
14 たすべき役割や機能の強化、教育研究の質の一層の向上を実現するため、機関
15 内における適切な資源配分や効率化を前提としつつ必要な財源を確保するこ
16 とが求められる。

17 国としても、高等教育機関や社会に対して、高等教育への信頼を得られるよ
18 うな働きかけを一層行うべきである。

19 20 ③必要コストの算出の必要性

21 各機関では、厳しい財政状況の中、十分な人件費や研究費の確保の困難、施
22 設・設備の老朽化が要因となり、教育研究活動に大きな影響を与えかねない問
23 題が生じているとの指摘がある¹⁰⁴。高等教育の価値が社会的に信頼されること
24 によって、公私からの資源投入を呼び込むことができる应考虑すべきである。
25 その際、信頼を高めるのみならず、高等教育に係る費用の全体像が社会的に共
26 有されなければ、最低限投入すべき資源量について議論することは困難である。
27 そのため、教育研究の成果や効果を含め、徹底した情報公表を進めるとともに、
28 現在必ずしも視覚化されていない教育コストを明確にした上で、それに基づき、
29 高等教育機関全体での必要コストを算出し、社会に広くその必要性を訴えかけ
30 ていくことが必要となる。

31 32 ④高等教育投資の在り方

33 上記①で述べたように、高等教育は、地域の成長・発展を支える人材や世界
34 最先端の分野で活躍する人材、グローバルな競争環境で戦える人材などの厚み
35 のある多様な人材育成を通じて、個人にも社会にも便益を与えるものであると
36 ともに、社会の新たな知の創出やイノベーションに当たって極めて重要な役割
37 を担うものであることから、高等教育に対する投資は未来への先行投資として、

¹⁰³ 文部科学省委託事業「教育改革の総合的推進に関する調査研究～教育投資の効果分析に関する調査研究～（国立大学法人東北大学）」（平成30（2018）年3月）

¹⁰⁴ また、生成AIを含むデジタル技術の活用により、経営コストの低減が図られることにも留意。

1 大胆な投資を進め、我が国の成長のために更なる強化を図っていくべきである。

2 このような視点も踏まえ、「知の総和」の維持・向上に向けて、教育研究を
3 支える基盤的経費助成や競争的資源配分の拡充、企業を始め民間からの寄附金
4 や社会、地方公共団体からの投資等を含めた多様な財源の確保の観点も含め、
5 今後の高等教育機関や学生への支援方策を講じる必要がある。

6 その際、上記2に掲げた高等教育政策の方向性と具体的方策や、上記3に掲
7 げた機関別・設置者別の役割や連携の在り方に加え、機能や特性に応じた政策
8 を重視していく観点も踏まえつつ、質の高い高等教育を実現するための高等教
9 育の財務構造として、公財政支援、社会からの投資等、個人・保護者負担のそ
10 れぞれの在り方について、2040年以降の社会を見据えつつも、そこに至るま
11 での時系列に沿った方策も含めて、具体的に検討を進めていくことが重要であ
12 る¹⁰⁵。

13 そして、公財政支援、社会からの投資等、個人・保護者負担のどれか一つだ
14 けに依存するのではなく、それぞれについて、高等教育の持続可能な発展に資
15 するような規模・仕組みを確保することが必要である。

17 ア. 公財政支援

18 公財政支援については、大きくは機関補助と個人支援がある。機関補助は、
19 国立大学法人運営費交付金や私学助成等の大学等に対して直接的に行われる
20 財政支援であり、大学等が安定的・継続的に教育研究活動を行っていくために
21 重要な役割を果たしている。引き続き、基盤的経費助成を十分に確保し、安定
22 した財務基盤を支えていくことが期待される。一方で、機関補助には、優れた
23 研究や特定の目的に資する研究等を推進するために配分する競争的資源配分
24 もあり¹⁰⁶、近年では、世界最高水準の研究大学の実現に向けた「国際卓越研究
25 大学制度」や、地域の中核大学や特定分野に強みを持つ大学に対する、各大学
26 の強みや特色を生かした取組の支援等、研究大学に対する支援の仕組みも充実
27 が図られている。このように、基盤的経費助成と競争的資源配分は、それぞれ
28 固有の機能や特長を生かしつつ、補完し合いながら活用していくことが求めら
29 れる。

30 個人支援は、奨学金や授業料減免などの学生に対して行われる財政支援であ
31 り、間接的に高等教育機関への公財政支援となる。これは、後述の個人・保護
32 者負担の観点を踏まえる必要がある。

34 イ. 社会からの投資等

35 高等教育の社会的便益の大きさを考えれば、企業等からの寄附金や社会、地

¹⁰⁵ この費用の負担の在り方については、高等教育の成果を受益する主体がそれぞれ負担することとなるが、その負担割合については、公財政や家計の状況とともに、背後にある社会観、教育観、既存の制度に大きく左右されるため、様々な考え方がある。そのため、企業、社会からの投資を行いつつ、高等教育を受けることによる私的便益も踏まえながら、個人負担と公財政支援の適正なバランスを追求していくことが求められる。

¹⁰⁶ 競争的資源配分には、個人支援型のものもある。

1 方公共団体からの投資の拡大などを図ることも重要である。

2 卒業後の個人負担となる貸与型奨学金についても、企業や地方公共団体による返還支援制度など、社会において、その個人負担を軽減する取組がより一層
3 拡充していくことが望まれる。

4 多様な資金調達によることで、高等教育機関の経営基盤の確立・強化が図られることが想定されるため、国としても、寄附税制をはじめ、企業等や社会からの投資を呼び込むための制度の検討が必要である。

9 **ウ．個人・保護者負担**

10 授業料等は教育役務の提供等、在学契約に基づく大学の学生に対する給付の
11 対価としての性質を有している¹⁰⁷。国立大学等の場合は、教育の機会均等に配
12 慮する観点から、国が標準額を設定し、一定の範囲内で法人が定める仕組みと
13 なっている。また、公立大学や私立大学等の場合は、質の高い活動を行うため
14 に掛かる費用の観点等を踏まえながら設置者が定めている。

15 高等教育機関では、社会の進展に対応したより高度な教育活動を行うことが
16 求められており、それに伴い必要な費用（コスト）も大きくなっていくことが
17 考えられることから、その費用を誰がどのように負担していくのかを考えるに
18 当たっては、関係する者の理解が不可欠である。特に授業料については、個人
19 や保護者から理解を得られることが重要であることから、高等教育機関が提供
20 する教育の内容や、将来の私的便益の見込み等を明らかにし、個人・保護者に
21 とって、高等教育機関への進学が将来への投資に値するものであることが理解
22 されるようにしていくことが望まれる。

23 その上で、将来への投資として高等教育機関への進学を望んでも、経済的理
24 由で進学を諦めなくても良いよう、個人や保護者の負担に対して手厚い支援を
25 行い、軽減を図ることが必要である。このため、進学機会を保障する観点から
26 は、給付型奨学金や授業料減免などの高等教育費の負担軽減について、その実
27 施状況や効果等を検証しつつ、取組を着実に進めていく必要がある。

29 **(2) 今後取るべき方策**

30 **①短期的取組**

31 上記の基本的な考え方を踏まえ、答申後2～3年程度までに実施すべき取組
32 として、公財政支援の観点、社会からの投資等の観点、個人・保護者負担の観
33 点から、施策を充実させ、高等教育の持続可能な発展に資するような仕組みを
34 構築することが必要である。

35 <具体的方策>

○ 公財政支援の充実

- ・ 国立大学法人運営費交付金や私学助成等の基盤的経費助成を十分に確

¹⁰⁷ 最判平成18年11月27日民集60巻9号3437頁

保する。

- ・ 科学研究費助成事業（科研費）等の制度改革をはじめとする競争的資源配分の不断の見直しと充実を図る。
- ・ 社会のニーズ等を踏まえた大学等の再編・統合に資するような支援方策等について検討を行う。【再掲】

○ 社会からの支援強化

- ・ 企業の担い手となる奨学金返還者について企業による代理返還制度の活用を推進するとともに、社会からの寄附の充実や大学債の発行促進に向けた取組を強化する。

○ 個人・保護者負担の見直し

- ・ 近年の物価や人件費の変化、教育活動に係る費用を考慮した個人・保護者負担の在り方について機関補助とのバランスも勘案しつつ検討する。
- ・ 高等教育の経済的負担軽減について、実施状況や効果等を検証しつつ、取組を着実に進める。【再掲】

②中長期的取組

上記の取組を実施しつつ、並行して教育コストの明確化と負担の仕組みの見直しなどについて中長期的な国の取組の検討を行い、答申後5～10年程度で、高等教育の財務構造の改革を進めていくことが必要である。また、将来的には、新たな評価制度等も踏まえた、設置者別から機能別への資源配分の転換の在り方について整理していくことも望まれる。このような取組を通じて、我が国の成長を支える高等教育に対する大胆な投資を社会全体で進めていくことが必要である。

<具体的方策>

○ 教育コストの明確化と負担の仕組みの見直し

- ・ 各高等教育機関における教育コストの明確化に資するよう、教育コストの算定基準を策定するとともに、基準に基づく授業料等の学納金の最低ラインの設定や、公的支援の仕組みの見直しに向けた検討を行う。

○ 高等教育への大胆な投資を進めるための新たな財源の確保

- ・ 地域の成長・発展を支える人材や世界最先端の分野で活躍する人材、グローバルな競争環境で戦える人材などの厚みのある多様な人材育成、社会の知の創出やイノベーション創出、世界の知と多様性を取り込む国際化を通じて我が国の社会の成長・発展を支える高等教育への大胆な投資を進めるため、高等教育によって得られる将来的な便益も踏まえた税

の在り方や寄附の充実等、多様な財源の確保に向けた検討を行う。

1 **おわりに**

2
3 本答申が提言した「知の総和」の維持・向上と、そのために、教育研究の質を
4 上げ、社会的に適切な規模の高等教育機会を供給し、地理的又は社会経済的な観
5 点からのアクセス確保によって高等教育の機会均等の実現を図ることは、急速な
6 少子化が進行する中での高等教育の在り方を基礎付けるものであり、各高等教育
7 機関や国が自らの責任をもって、本答申を生かした改革を進めていかなければな
8 らない。

9 加えて、高等教育改革を支える支援方策で示したとおり、公財政支援、社会か
10 らの投資等、個人・保護者負担により我が国の高等教育の持続可能な発展に資す
11 るような仕組みを作ることが必要である。

12 急激に 18 歳人口が減少するのは 2035 年頃である。あと 10 年ではなく、たっ
13 た 10 年しかない。この期間に、国において必要な制度改正や支援措置を講じる
14 とともに、各高等教育機関においては、本答申で示した質、規模、アクセスに関
15 する必要性を認識し、議論を重ねた上で、実行していかなければならない。その
16 意味でも、本答申を手にとった全ての者が、今直ちに改革に取り組むことが求め
17 られる。

18 本審議会としては、国に対して、2040 年までに大学学部進学者の規模が約 25%
19 減少すること等の予測を踏まえた、制度改革、財政支援の取組や今後 10 年程度
20 の工程を示した政策パッケージを策定し、本答申に記載した具体的方策の実行に
21 速やかに着手することを求める。

22

(補論 1) 近年の社会を取り巻く変化

中央教育審議会では、平成 30 (2018) 年 11 月にグランドデザイン答申を取りまとめた。その後、文部科学省において同答申に基づき、制度改革を始め様々な施策が講じられ、各高等教育機関においても着実に改革が進められている。

しかしながら、その後も社会は急激に変化しており、特に、我が国における急速な少子化を始め、新型コロナウイルス感染症のまん延を契機とした社会・経済の非対面化・非接触化や生成 AI の台頭、研究力の低下、国際情勢の不安定化等、社会を取り巻く状況は大きく変化している。

このような世界の急激な変化や、我が国における社会的、経済的な様々な変化、教育研究に関する各種改革の進展等を踏まえ、新たな時代の高等教育の在り方について検討することが必要である。

1. 急速な少子化の進行

高等教育機関への主たる進学者である 18 歳人口は、昭和 41 (1966) 年の約 249 万人をピークに、平成 4 (1992) 年の約 205 万人を経て、大幅に減少を続けており、令和 5 (2023) 年には約 110 万人とピークから半減している。仮に急速な少子化に伴う 18 歳人口の減少が推計どおりに進行すれば、2040 年には、約 74 万人¹⁰⁸、現在の規模と比較すると約 67%になることが予想されている。

一方で、この間の大学進学率は、昭和 51 (1976) 年から平成 4 (1992) 年までの高等教育計画の時代を除き、ほぼ右肩上がりに上昇し、これに伴い、大学進学者数も昭和 41 (1966) 年の約 29 万人から現在の約 63 万人へと倍増している。

2040 年代の大学進学率を、過去 4 年間 (平成 30 (2018) ~令和 3 (2021) 年度) の都道府県別・男女別の進学率の伸び率等を条件において、機械的に試算¹⁰⁹すると、2040 年の大学進学者数は約 46 万人、2050 年までの 10 年間は 45 万人前後で推移すると推計される。

2. 生産年齢人口の減少に伴う労働供給の不足

産業界を取り巻く状況も変化している。世界の GDP に占める我が国の割合は平成 12 (2000) 年時点では 8.3%であったが、2060 年には 2.7%まで低下する

¹⁰⁸ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 (令和 5 年推計)」の出生低位・死亡低位を基に推計。これは、令和 2 (2020) 年までの実績値を基に令和 2 (2020) 年 10 月 1 日現在の男女別年齢各歳別人口を基準人口として将来人口の推計を行っている。

¹⁰⁹ 推計 18 歳人口に推計大学進学率を乗じ、外国人留学生等の入学者数を足して試算。この中で、推計大学進学率は過去 4 年間の都道府県別・男女別の進学率の伸び率によって、今後 2050 年まで大学進学率が上昇すると仮定して推計し、外国人留学生は新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な減少を踏まえ、令和元 (2019) 年度の数が維持されると推定している。

1 ことが見込まれている¹¹⁰。また、我が国の世界競争力¹¹¹は平成4（1992）年ま
2 で1位であったが、令和5（2023）年は35位にまで順位を落としている。

3 18歳人口の減少のみならず、我が国の生産年齢人口（15～64歳）の割合は、
4 2030年には57.3%にまで減少し、OECD加盟国中最下位になることが予測され
5 ている¹¹²。その際、生産年齢人口数も約7,076万人となり、令和2（2020）年
6 の約7,509万人と比較して10年で430万人以上減少することとなる。今後、
7 様々な分野で人材が不足し、労働需要に対して労働供給が明白に不足する「労
8 働供給制約社会」の到来が予測される。

9 そして、産業構造も変化することが見込まれる。例えば、産業別に就業者数
10 の推計をみると、医療・福祉分野は、2022年の897万人から、2030年に950
11 万人～1,010万人に、2040年に985万人～1,106万人に増加することが見込ま
12 れる一方で、現時点で最大の規模を有する卸売・小売業分野は、2022年の1,030
13 万人から、2030年に997万人～1,018万人に、2040年に938万人～966万人に
14 減少することが見込まれる¹¹³。

15 さらに詳細¹¹⁴に、我々の生活を担うサービス（生活維持サービス）の7分類
16 ¹¹⁵に事務職等¹¹⁶を加えた計8分類で分析すると、事務職等は2040年において
17 も需給がほぼ均衡するのに対して、我々の生活を担う分厚いボリュームゾー
18 ンの分野は全面的に供給が不足する。これは、例えば、ドライバーの供給制約に
19 より配達ができなない地域が生まれることや、必要なデイサービスを受けら
20 れないということの意味する。また、全産業でみると、2040年には東京都以外
21 のすべての道府県において労働供給が不足する状況が推定される。

22 このような未来が予測される中で、社会的インフラ機能を維持するためには、
23 サービスの担い手が、生成AIを含む技術革新を活用して、より少ない労働時
24 間で、より付加価値の高いサービスを提供できるようになることで、労働生産
25 性を高める必要がある。

26 なお、一般労働者の月額賃金は、平成12（2000）年以降おおむね減少か横ば
27 い傾向で推移していたが、令和5（2023）年において31万8,300円と、前年
28 から2.1%増加し、昭和51（1976）年以降で最高額となっている¹¹⁷。

¹¹⁰ World Bank「World Development Indicators」、OECD「The Long Game: Fiscal Outlooks to 2060 Underline Need for Structural Reform」（2021年10月）

¹¹¹ IMD「World Competitiveness Ranking」（2023年6月）

¹¹² OECD「Looking to 2060: Long-term global growth prospects」（2012年11月）

¹¹³ 独立行政法人労働政策研究所・研修機構「2023年度版 労働力需給の推計（速報）」（令和6（2024）年3月）

¹¹⁴ リクルートワークス研究所「未来予測2040」（令和5（2023）年3月）

¹¹⁵ ①自動車運転従事者、配達員、倉庫作業従事者、鉄道運転従事者等、②建設・土木作業従事者、電気工事従事者等、③製品製造・加工処理従事者、機械組立従事者、機械整備・修理従事者等、④小売店主・店長、販売店員、商品訪問・移動販売従事者等、⑤介護職員、訪問介護従事者、⑥飲食物調理従事者、接客・給仕職業従事者、⑦医師、歯科医師、看護師、薬剤師、保健師、助産師、臨床検査技師等職の7分野

¹¹⁶ 事務従事者、技術者（機械技術、ソフトウェア等）、教員、専門職業従事者等

¹¹⁷ 厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査の概況」（令和6（2024）年3月）

3. DX・GX等の進展に伴う人材需要の変化

デジタル化の急速な進展は、世界に対する根本的な構造変化をもたらすとともに発展可能性を有している。特に、昨今では、我が国のデジタル化の遅れが露呈したことを受けて、政府や企業等において様々な取組が講じられているところであり、社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）は加速してきている。このデジタルトランスフォーメーション（DX）の中核をなす技術が生成 AI を含む AI であり、AI を作り、生かし、多様性を内包した持続可能な社会の在り方や新しい社会にふさわしい製品・サービスをデザインし、そして、新たな価値を生み出すことができる人材がますます求められている¹¹⁸。

しかし、デジタル競争力について、我が国の競争力は著しく低い¹¹⁹。労働力不足に直面する我が国の多くの産業は、サービスを維持・拡大するために、IT で補完する必要性が生じているが、人材のリスキングが停滞した場合、2030 年には先端 IT 人材が 54.5 万人不足するとの試算もある¹²⁰。また、業務で重要な分野と異なる学問分野の出身者の割合は、ソフトウェア・情報システム開発分野で約 10% と突出して高い¹²¹。そのほか、デジタルトランスフォーメーション（DX）の取組を進めるに当たっての課題として人材不足を掲げる企業は、米国（20.7%）やドイツ（33.0%）と比較して日本（41.7%）は高い割合を示している¹²²。

さらに、AI、バイオテクノロジー、マテリアル、半導体、Beyond 5G（6G）等は我が国の経済・社会を支える基盤的な技術であるとともに、フュージョンエネルギーや量子技術等が新たな産業の芽となる技術¹²³となっていくことが想定される中、サプライチェーンにおける我が国の戦略的自律性・不可欠性を確立するためにも、これらの重要分野を担い、けん引する人材の育成も急務である。例えば、我が国の成長と安全保障の両面から重要な位置づけにある半導体産業については、今後 10 年間で少なくとも 4 万人程度の人材が追加が必要になると見込まれている¹²⁴。

加えて、2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、グリーントランスフォーメーション（GX）が進められる中、脱炭素に向けた潮流は、新たな産業構造への転換をもたらし、特に化石燃料に関連する産業の雇用を減少させる一方、再生可能エネルギー等で新たな雇用を創出することが予測される¹²⁵。

上記のような産業構造の変化が見込まれる中で、意識・行動面を含めた仕事

¹¹⁸ 統合イノベーション戦略推進会議「AI 戦略 2022」（令和 4（2022）年 4 月）

¹¹⁹ IMD「World Digital Competitiveness Ranking 2023」（2023 年 11 月）

¹²⁰ 経済産業省委託調査「IT 人材需給に関する調査（みずほ情報総研株式会社）」（平成 31（2019）年 3 月）

¹²¹ 内閣府委託調査「令和 3 年度（2021 年度）産業界と教育機関の人材の質的・量的需給マッチング状況調査」（令和 3（2021）年）

¹²² 総務省委託調査「デジタル・トランスフォーメーションによる経済へのインパクトに関する調査研究報告書（株式会社情報通信総合研究所）」（令和 3（2021）年 3 月）

¹²³ 「統合イノベーション戦略 2024（令和 6（2024）年 6 月 4 日閣議決定）」

¹²⁴ 経済産業省商務情報政策局「半導体・デジタル産業戦略」（令和 5（2023）年 6 月）

¹²⁵ OECD「Green Growth Indicators 2017」（2017 年 6 月）

1 に必要な能力等¹²⁶も、2015年には、注意深さ・ミスがないこと、責任感・まじ
2 めさが重視されているが、2050年には、問題発見力、的確な予測、革新性が一
3 層求められると予測されている¹²⁷。その上で、グローバルな競争環境で戦える
4 人材育成も重要であり、諸外国においては博士号取得者数が増加する¹²⁸など教
5 育年限が伸び高学歴化していることを踏まえた対応が必要である。
6

7 4. 地方創生の現状

8 まち・ひと・しごと創生法¹²⁹が施行され、地方創生の取組が本格的に始まっ
9 てから10年が経過した。この間、各地方公共団体においては、地域の課題を
10 自ら把握し、その解決に向けて行政と民間、住民等が連携した取組が行われ、
11 暮らしやすさの向上に加え、地域によっては人口増加や、平成25(2013)年当
12 時の人口推計の値を上回るところもあり、この中には地方創生の取組の成果と
13 言えるものが一定数あると評価できる。一方で、国全体で見たときに人口減少
14 や東京圏への一極集中等の大きな流れを変えるには至っておらず、地方が厳し
15 い状況にあることを重く受け止める必要があると指摘されている¹³⁰。

16 特に、東京圏への過度な一極集中について、東京圏への転入超過数をみると、
17 新型コロナウイルス感染症の影響もあって、一時、流入が弱まったが、令和4
18 (2022)年は約9.4万人、令和5(2023)年は約11.5万人となるなど、東京
19 圏への人の流れが再び強まりつつある。特に、進学や就職を契機として10代
20 後半及び20代の若者の転入超過が続いており、その傾向は男性よりも女性に
21 おいて顕著である¹³¹。

22 この10年の取組として、高等教育関係では、例えば、地方大学・産業創生
23 法¹³²に基づき、東京23区内の大学学部の収容定員を、平成30(2018)年10月
24 から令和10(2028)年3月までの間、原則として増加できないこととする定員
25 規制が導入されるとともに、地方大学・地域産業創生交付金を通じて、これま
26 で全国で産学官連携による地域の取組を支援しており、地域における大学の振
27 興及び若者の雇用創出に向けた取組が具体化している。

¹²⁶ 独立行政法人労働政策研究・研修機構「職務構造に関する研究Ⅱ」(平成27(2015)年5月)

¹²⁷ 経済産業省「未来人材ビジョン」(令和4(2022)年5月)

¹²⁸ 科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2024」(令和6(2024)年8月)

¹²⁹ 平成26年法律第136号

¹³⁰ 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局・内閣府地方創生推進事務局「地方創生10年の取組と今後の推進方向」(令和6(2024)年6月)

¹³¹ 同上

¹³² 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律(平成30年法律第37号)

(補論2) 近年の高等教育を取り巻く変化

1. 初等中等教育段階の学びの変化

中央教育審議会において令和3(2021)年1月に取りまとめられた「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」では、指導の個別化¹³³と学習の個性化¹³⁴を通じた「個別最適な学び」と、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは地域の方々を始め多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」とを一体的に充実することの重要性が示されている。

また、令和元(2019)年以降、GIGAスクール構想による1人1台端末や高速通信ネットワーク環境の整備等により、距離や場所、時間の制約が取り払われ、様々な国や地域との交流が容易になるとともに、へき地における教育環境の充実や、登校できない子供の学びや交流の機会の充実が可能となっている。また、デジタルの特性を生かした障害のある子供や外国人児童生徒等のアクセシビリティの向上も期待される。

さらに、平成30(2018)年3月の学習指導要領の改訂により、高等学校においても、総合的な学習の時間が「総合的な探究の時間」に名称変更され、生徒が主体的に課題を自ら発見し、多様な人と協働しながら課題を解決する探究学習の充実が図られている。

2. 進学率における地域間や男女間の格差

都道府県別高等学校新卒者の大学、短期大学、専門学校への進学率は、全体的に上昇しているものの、地域によって差があり、令和5(2023)年度において、京都府(85.7%)が最も高く、山口県(61.7%)が最も低くなっており、24.1ポイントの差がある¹³⁵。また、大学進学率を男女別にみると、ほぼすべての都道府県で男性の方が女性よりも高く、男女の進学率の差は、山梨県(15.8ポイント)、埼玉県(11.4ポイント)、北海道(9.8ポイント)、滋賀県(9.7ポイント)の順に高い¹³⁶。

収容率と大学進学率は正の相関関係にあり、収容率が高い都道府県ほど、進学率が高い傾向にある。大都市がある都道府県に、私立学校を中心に大学及び

¹³³ 教師が支援の必要な子供により重点的な指導を行うこと等で効果的な指導を実現することや、子供一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行うこと等。

¹³⁴ 子供の興味・関心・キャリア形成の方向性等に応じ、探究において課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現を行う等、教師が子供一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子供自身の学習が最適となるよう調整すること。

¹³⁵ 文部科学省「令和5年度学校基本統計」(令和5(2023)年12月)

¹³⁶ 同上

1 短期大学が集中しており、その学校数に比例して入学者数も多い傾向にある¹³⁷。
2 特に、東京都や京都府のようにその進学者収容力が150%を超える実態もある。

3 また、各都道府県の専攻分野別入学定員の割合（大学及び短期大学）は様々
4 であるが、例えば、大都市圏である東京や京阪神では、人文・社会科学分野の
5 占める割合が大きく、理学・工学・農学分野の占める割合が小さい傾向にある¹³⁸。

6 他方で、設置者別に入学定員充足率をみると、国公立大学は全国的に定員充
7 足しているが、私立大学は地方において定員を充足していない傾向にある¹³⁹。

8 都道府県別高等学校新卒者の地域別大学進学者数比率¹⁴⁰をみると、東日本で
9 は、東京圏への進学が3割を超える県が相当数あり、東京圏出身者は東京圏の
10 大学への進学割合が高い。これに対して、西日本では、東京圏への進学は1割
11 程度にとどまり、自県又は域内の大学への進学割合が高い傾向にある。

12 13 3. 学修時間に関する課題

14 グランドデザイン答申では、大学生の授業以外の学修時間が非常に短い実態
15 が改善されない中で、質保証の重要性や教学マネジメントの確立をはじめとし
16 た取組の必要性が示され、各大学等においても改善の努力が進められてきた。

17 このような中で、依然として学生の学修時間は短く、特に授業時間外の学修
18 量が実質化されていない状況にあるとの調査結果がある。

19 令和4（2022）年度全国学生調査の結果によると、大学2年生は、授業への
20 出席時間について、3分の2以上の学生が週16時間以上、4割の学生が週21
21 時間以上であるなど、授業への出席時間が長い一方で、予習・復習・課題等授
22 業に関する学修については週5時間以下の学生が49%を占めている。また、
23 授業と直接関係しない自主的な学修時間¹⁴¹が週5時間以下の学生も82%を占
24 める。このように、授業への出席時間に比して学修時間が短くなっていること
25 が明らかとなっている。

26 また、最終学年の学生については、授業への出席時間は6割以上の学生が週
27 5時間以下となっており、これに伴い、授業に関する学修も週5時間以下の学
28 生が約8割を占めている。このように最終学年の学生は、授業への出席及び授
29 業に関する学修時間が短い一方で、約3割の学生が卒業論文・卒業研究・卒業
30 制作に週21時間以上、2割の学生が週31時間以上と多くの時間を費やしてい
31 る。しかしながら、最終学年の学生であっても、約4割の学生は卒業論文等
32 を行う時間が5時間以下であり、学修時間が極めて短い学生も一定数いる。

33 短期大学についても、予習・復習・課題等授業に関する学修が5時間以下の
34 学生の割合は75%であり、授業と直接関係しない自主的な学修が5時間以下

¹³⁷ 文部科学省「令和4年度全国大学一覧」（令和5（2023）年5月）

¹³⁸ 同上

¹³⁹ 文部科学省「令和4年度全国大学一覧」（令和5（2023）年5月）、文部科学省「令和5年度学校基本統計」（令和5（2023）年12月）、日本私立学校振興・共済事業団「令和4（2022）年度 私立大学・短期大学等入学志願動向」（令和4（2022）年9月）

¹⁴⁰ 文部科学省「令和5年度学校基本統計」（令和5（2023）年12月）

¹⁴¹ 学問に関する読書やディスカッション、実技の練習、資格試験の勉強等の学修時間

1 の割合も 81%を占め、学修時間の短さは大学と同様に課題である。

2 他方、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、オンライン学習が広く浸透
3 するなど学修の方法が多様化しているほか、大学によっては、独自の調査で十
4 分な授業外学修時間が確保されているという結果が出ているとの声もある。

5 このような状況を踏まえて、単に大学が学生の学修時間のみに問題の所在を
6 求めるのではなく、教員自身が授業外学修の手段としてオンライン学習を積極
7 的に活用することや、シラバスへの授業外学修の内容や時間の記載等を通じて
8 どのように学生に働きかけていくかについて検討することも必要である。

10 4. 国際的な学生等の流動性の拡大と留学生獲得競争の激化

11 世界の留学生数は平成 12 (2000) 年の約 160 万人から令和 5 (2023) 年の約
12 640 万人と約 4 倍に増加しており、グローバル化の進展に伴い、学生の流動性
13 も加速している。しかし、日本から海外の高等教育機関への留学者数は、非英
14 語圏の主要国より低い水準にあり、コロナ禍以前への回復も途上である¹⁴²。ま
15 た、グローバル化の加速に伴い、世界規模で優秀な外国人留学生の獲得競争が
16 激化する中、世界に占める日本の留学生受入れ割合は低下がみられる一方で、
17 2000 年と比べて大きくシェアを伸ばしている国¹⁴³もある。

18 具体的には、我が国の大学等が把握する日本人学生の海外留学者数¹⁴⁴は、令
19 和 4 (2022) 年度には、全体で 58,162 人であり、そのうち、3 か月未満が 34,898
20 人、3 か月以上 1 年未満が 20,695 人となっている¹⁴⁵。また、OECD、ユネスコ、
21 米国国際教育研究所 (IIE) 等の令和 3 (2021) 年の統計をもとに、文部科学
22 省が集計した、海外の機関が把握している日本人の海外留学者数 (主に長期留
23 学) は、41,612 人であった¹⁴⁶。さらに、日本の若者は「外国留学をしたいと思
24 わない」と答える者が 5 割を超えるなど、日本の若者が内向き志向であると指
25 摘されている¹⁴⁷。その背景として、経済的問題や語学力不足、留年や就職への
26 不安等が挙げられている¹⁴⁸。

27 一方、日本の大学、大学院における外国人留学生割合について、学士課程は
28 約 3%、修士課程は約 11%、博士課程は約 22%と、いずれも OECD 平均のそれ
29 ぞれ約 5%、約 14%、約 24%より低い割合となっている¹⁴⁹。また、我が国の
30 外国人留学生の出身国・地域は中国、ネパール、ベトナム、韓国の順に上位 10

¹⁴² Institute of International Education (IIE) 「Project Atlas , Global Mobility Trends」(2023 年)

¹⁴³ カナダなど

¹⁴⁴ 高等学校卒業後に直接海外の大学へ進学した者等、大学等が把握できない留学生を捕捉できていないことに留意が必要。

¹⁴⁵ 日本学生支援機構「2022 (令和 4) 年度日本人学生留学状況調査」(令和 6 (2024) 年 5 月)

¹⁴⁶ OECD 加盟国については OECD が公表している「Education at a Glance」、その他の国・地域についてはユネスコ統計局による統計や Institute of International Education (IIE) 「Open Doors」等、各国等が発表している数値をもとにしており、調査時点や調査対象は、国・地域によって異なる。

¹⁴⁷ 内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査 (平成 30 年度)」(令和元 (2019) 年 6 月)

¹⁴⁸ 文部科学省委託調査「学生の海外留学に関する調査 2022 (株式会社マクロミル)」(令和 4 (2022) 年 3 月)

¹⁴⁹ OECD 「Education at a Glance 2023」(2023 年 9 月)

1 か国をアメリカ以外全てアジア諸国が占めており、偏在が見られる¹⁵⁰。さらに、
2 専門学校の外国人留学生の割合は、全体としては 12%程度と推計され、出身
3 国等の偏在も同じ傾向にあり、この 10 年で比べるとより東アジア以外のアジ
4 ア諸国からの来日が増える傾向がある¹⁵¹。

5 また、国境を越えた大学間競争は、世界大学ランキング等¹⁵²の影響もあり激
6 化しており、国家を巻き込んだ競争に発展している。世界大学ランキング等は、
7 大学の国際的な評価を知り、大学の教育・研究力の向上のための一助となる一
8 方で、大学の教育・研究力は、多面的に測る必要があるため、同ランキングの
9 順位のみで評価することはできないことにも留意が必要である。

10 さらに、初等中等教育段階¹⁵³に在籍する外国人児童生徒は平成 20 (2008) 年
11 度において 81,004 人であったのに対し、令和 5 (2023) 年度において 138,594
12 人と大きく増加している¹⁵⁴。特に、公立の学校に在籍する日本語指導が必要な
13 外国人児童生徒¹⁵⁵は、平成 26 (2014) 年度には 29,198 人であったのに対し、
14 令和 5 (2023) 年度には 57,718 人で約 2 倍の増となっている¹⁵⁶。各高等教育
15 機関においては、このような状況の変化を踏まえた体制の整備が求められるよ
16 うになっている。

17 加えて、日本語教育機関¹⁵⁷に在籍する生徒は平成 23 (2011) 年度において
18 25,622 人であったのに対し、令和 5 (2023) 年度において 90,719 人と大きく
19 増加している¹⁵⁸。

20 21 5. リカレント教育・リスキングの必要性の高まり

22 人生 100 年時代は、同一年齢での単線的な学びや進路選択を前提とした人生
23 のモデルから、一人一人の学ぶ時期や進路が複線化する人生のマルチステージ
24 モデルへと転換することが予測されており、こうした社会の構造的な変化に対
25 応するため、学校教育における学びの多様化とともに、社会人のリカレント教

¹⁵⁰ 日本学生支援機構「2023 (令和 5) 年度外国人留学生在籍状況調査結果」(令和 6 (2024) 年 5 月)

¹⁵¹ 日本学生支援機構「2021 (令和 3) 年度外国人留学生在籍状況調査結果」(令和 4 (2022) 年 3 月)
及び文部科学省「令和 3 年度学校基本統計」(令和 3 (2021) 年 12 月)に基づき推計、分析

¹⁵² 主な世界大学ランキングとしては、イギリス「Times Higher Education World University Rankings」
や、同じくイギリスの大学評価機関クアクアレリ・シモンズが発表する「QS 世界大学ランキング」等
が挙げられる。

¹⁵³ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(小学部、中学部、高等
部)

¹⁵⁴ 文部科学省「平成 20 年度学校基本統計」(平成 20 (2008) 年 12 月)、文部科学省「令和 5 年度学校
基本統計」(令和 5 (2023) 年 12 月)

¹⁵⁵ 日本語指導が必要な児童生徒とは、日本語で日常会話が十分にできない児童生徒若しくは日常会話
ができて学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている児童生徒(日本国籍
を有する者を含む)を指す。

¹⁵⁶ 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果について」(令和 6 (2024)
年 8 月)

¹⁵⁷ 令和 6 (2024) 年 4 月に、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等
に関する法律(令和 5 年法律第 41 号)が施行され、日本語教育機関の認定制度と認定日本語教育機関
の教員の資格が創設された。なお、日本語教育機関の認定制度では、令和 6 (2024) 年度第 1 回目の
申請について、同年 10 月に初回の認定が行われた。

¹⁵⁸ 日本学生支援機構「2023 (令和 5) 年度外国人留学生在籍状況調査結果」(令和 6 (2024) 年 5 月)

1 育・リスキリング¹⁵⁹をはじめとする生涯学習の必要性が高まっている。

2 国際比較によれば、成人学習の参加率が高い国は労働生産性が高い傾向を示
3 している¹⁶⁰。一方、日本企業のOJT以外の人材投資（GDP比）は、諸外国と比
4 較して最低水準かつ低下傾向にある¹⁶¹。また、社外学習・自己啓発を行って
5 いない個人の割合は半数を超えており、諸外国と比して非常に高くなっている¹⁶²。

6 他方、外部教育機関を活用している企業のうち8割を超える企業が民間の教
7 育訓練機関を活用する一方で、高等教育機関を利用する企業は約2割と少ない
8 ¹⁶³ため、このような状況を踏まえた対応策が求められる。

9 10 6. 障害のある学生の増加

11 我が国における近年の障害者施策としては、平成18（2006）年の国連総会に
12 おける障害者の権利に関する条約の採択と平成19（2007）年の我が国の同条
13 約への署名が行われた。その後も、平成23（2011）年の障害者基本法¹⁶⁴の改正
14 や令和3（2021）年の障害者差別解消法¹⁶⁵の改正、その他関係法令が整備され
15 るとともに、平成30（2018）年に障害者基本計画（第4次）が策定され、その
16 推進が図られてきた。障害者差別解消法の改正によって、令和6（2024）年4
17 月より、我が国の大学・短期大学・高等専門学校では、従来禁止されていた障
18 害者に対する不当な差別的取扱いに加え、合理的配慮¹⁶⁶の提供も全ての大学・
19 短期大学・高等専門学校において法的に義務付けられることとなった。

20 大学・短期大学・高等専門学校における障害のある学生の在籍者数は、平成
21 26（2014）年の14,127人から令和5（2023）年には58,141人と10年間で約
22 4倍に増加している。それに併せて、合理的配慮の提供を受けている学生数も
23 増加している¹⁶⁷。

24 25 7. 我が国の研究力の低下

¹⁵⁹ リカレント教育は、社会変化への対応や自己実現を図るための①リスキリング（時代のニーズに即して職業上新たに求められる能力・スキルを身に付けること）、②アップスキリング（現在の職務を遂行する上で求められる能力・スキルを追加的に身に付けること）、③職業とは直接的には結びつかない技術や教養等を身に付けること、を内包した社会人の学び直しを意味する。

¹⁶⁰ 加藤かおり「大学学位取得者の成人教育参加に関する国際比較」（令和4（2022）年8月）、公益財団法人日本生産性本部「労働生産性の国際比較2023」（令和5（2023）年12月）を基に文部科学省作成。

¹⁶¹ 内閣府「国民経済計算」、JIPデータベース等を利用し、学習院大学宮川努教授が推計。

¹⁶² パーソル総合研究所「グローバル就業実態・成長意識調査（2022年）」（令和4（2022）年11月）

¹⁶³ 文部科学省委託事業「社会人の大学等における学び直しの実態把握に関する調査研究（イノベーション・デザイン&テクノロジー株式会社）」（平成28（2016）年3月）

¹⁶⁴ 昭和45年法律第84号

¹⁶⁵ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

¹⁶⁶ 大学等における合理的配慮とは、「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。（障害のある学生の修学支援に関する検討会「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）」（令和6（2024）年3月）

¹⁶⁷ 日本学生支援機構「令和5年度（2023年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」（令和6（2024）年8月）

1 近年、我が国の相対的な研究力の低下が指摘されている。研究力を測る主要
2 な指標である論文指標については、2000年代前半から国際的な地位の低下が
3 続いている状況¹⁶⁸である。本指標のみをもって研究力を判断することは必ずし
4 も適当ではないが、このような状況は深刻に受け止め、今後は多角的な分析を
5 しつつ、研究力向上に向けた取組を進めるべきである。

6 論文数における日本の順位は、20年前（1999－2001年平均値）は第2位で
7 あったが、直近（2019－2021年平均値）は第5位であり、2000年代前半から
8 順位が低下している¹⁶⁹。また、Top10%補正論文数¹⁷⁰における日本の順位は、
9 20年前は第4位であったが、直近は第13位である。さらに、Top1%補正論
10 文数における日本の順位は、20年前は第4位であったが、直近は第12位であ
11 る¹⁷¹。

12 一方、我が国の論文数分布を論文数規模の近い英国、ドイツと比較すると、
13 上位大学の論文数は日本の方が多いが、上位に続く層の論文数は英国、ドイツ
14 の方が多くなっている。また、日本は論文数規模の小さい大学の数が多いとい
15 う特徴がある¹⁷²。

16 論文数の増減には複合的な要因が影響するものの、科学技術・学術政策研究
17 所の分析によれば、近年の減少要因としては、教員の研究時間割合の低下、教
18 員数の伸び悩み、博士課程在籍者数の減少や原材料費¹⁷³のような直接的に研究
19 の実施に関わる支出額の減少といった要因が挙げられている¹⁷⁴。また、若手を
20 始め、研究者を取り巻く状況は厳しく、研究者の魅力が低下していることも課
21 題と認識されている¹⁷⁵。

22 大学等教員¹⁷⁶の研究時間割合は低下傾向にあり、年間職務活動時間を平成20
23 （2008）年度と平成30（2018）年度とで比較すると、年間総職務時間が約1割
24 減少し、研究時間が約3割弱減少している。また、年間職務活動時間割合を比
25 較すると、教育活動が平成30（2018）年度28.5%（平成20（2008）年度26.9%）、
26 研究活動が32.9%（同39.1%）、社会サービス活動が20.6%（同14.7%）、そ
27 の他職務活動（学内事務等）が18.0%（同19.3%）となっている¹⁷⁷。この中

¹⁶⁸ 科学技術・学術政策研究所「科学研究のベンチマーキング2023」（令和5（2023）年8月）

¹⁶⁹ 同上

¹⁷⁰ 論文の被引用数が各年各分野（22分野）の上位10%（1%）に入る論文数がTop10%（1%）論文数である。Top10%（1%）補正論文数とは、Top10%（1%）論文数の抽出後、実数で論文数の1/10（1/100）となるように補正を加えた論文数を指す。

¹⁷¹ クラリベイト社Web of Science XML（SCIE, 2022年末バージョン）を基に、科学技術・学術政策研究所が集計。

¹⁷² 科学技術・学術政策研究所「研究論文に着目した日英独の大学ベンチマーキング2019—大学の個性を活かし、国全体としての水準を向上させるために—」（令和2（2020）年3月）

¹⁷³ 研究に必要な試作品費、消耗器材費、実験用小動物の購入費、餌代等の費用

¹⁷⁴ 科学技術・学術政策研究所「長期のインプット・アウトプットマクロデータを用いた日本の大学の論文生産の分析」（令和2（2020）年4月）

¹⁷⁵ 内閣府総合科学技術・イノベーション会議「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2（2020）年1月）

¹⁷⁶ 国公立の大学の学部、短期大学、高等専門学校、大学附置研究所及び大学共同利用機関に所属する教員

¹⁷⁷ 学問分野別、職階別等により傾向が異なることに留意が必要（特に、教員数が多い保健分野の教員における診療活動時間割合からの一定の影響に留意が必要）。

1 のうち、学内事務等の大学の管理運營業務について、教職員が継続して負担を
2 感じている傾向¹⁷⁸が続いている¹⁷⁹。

3 我が国の大学院博士課程の入学者数は、平成 15 (2003) 年度をピークに減少
4 傾向にあり、令和 4 (2022) 年度は約 1.4 万人となっている。このことについ
5 て、修士課程在籍者を対象とした調査によると、博士課程進学ではなく就職を
6 選んだ理由について、「経済的に自立したい」、「社会に出て仕事がしたい」と
7 の理由のほかに、「博士課程に進学すると生活の経済的見通しが立たない」、「博
8 士課程に進学すると修了後の就職が心配である」等、博士課程への進学がキャ
9 リアや収入にネガティブな影響を与えることを懸念する回答が 3 割を上回っ
10 ている¹⁸⁰。また、博士の学位授与者数も平成 18 (2006) 年の約 1.8 万人から令
11 和 2 (2020) 年は約 1.6 万人へと減少している。人口 100 万人当たりの博士号
12 取得者をみても、我が国は 126人と、英国 (342人)、ドイツ (330人) の約 3
13 分の 1 となっている¹⁸¹。

14 世界の研究者の主な流動の状況を見ると、米国と欧州、中国が国際的な研究
15 ネットワークの中核に位置している¹⁸²。一方で、我が国は、中・長期の海外へ
16 の研究者の派遣者数は近年減少傾向にある上、中・長期の海外からの研究者の
17 受入れ者数は横ばいないしは減少傾向¹⁸³であるなど、我が国は、世界の研究ネ
18 ットワークの中で国際頭脳循環の流れに出遅れている。

20 8. 高等教育のデジタル化の進展

21 令和元 (2019) 年度末からの新型コロナウイルス感染症の影響により、社会
22 全体と高等教育機関のデジタル変革が加速している。

23 大学においては、遠隔授業の活用が進んでいる。多様なメディアを利用した
24 遠隔授業¹⁸⁴を実施する大学は平成 30 (2018) 年度において 28.4%であったと
25 ころ、令和 4 (2022) 年度には 70.6%と 5 年で約 2.5 倍に増加している¹⁸⁵。こ
26 のような変化の中で、オンラインを活用して日本人学生と外国人の学生が共に
27 学ぶ「国際協働学習」を実施する動きが広がった。

28 また、大学通信教育においては、4 つの授業形式¹⁸⁶のうち、学生から評価の

¹⁷⁸ 研究時間の制約の質問において最も負担感を感じている項目として継続して指摘されている。

¹⁷⁹ 文部科学省「大学等におけるフルタイム換算データに関する調査」(令和元 (2019) 年 6 月)

¹⁸⁰ 科学技術・学術政策研究所「修士課程 (6 年制学科を含む) 在籍者を起点とした追跡調査 (令和 3 年
度修了 (卒業) 予定者)」(令和 5 (2023) 年 1 月)

¹⁸¹ 科学技術・学術政策研究所「科学技術指標 2024」(令和 6 (2024) 年 8 月)

¹⁸² OECD「Science, Technology and Industry Scoreboard 2017」(2017 年 11 月)

¹⁸³ 文部科学省委託調査「研究者の交流に関する調査 (公益財団法人未来工学研究所)」(令和 6 (2024)
年 3 月)。2002 年以降、独立行政法人等は減少する一方で、国立大学等はほぼ同じレベルで推移してき
ている。

¹⁸⁴ 多様なメディアを利用した遠隔授業とは、大学設置基準第 25 条第 2 項に定める、多様なメディアを
高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させる授業のこと。

¹⁸⁵ 文部科学省「令和 4 年度の大学における教育内容等の改革状況について」(令和 6 (2024) 年 10 月)

¹⁸⁶ ①印刷教材等による授業 (印刷教材等による自学自習と与えられた課題の学習成果を報告し、これ
に添削指導を受けて進める授業方法)、②放送授業 (放送 (ラジオやテレビ) を利用する授業方法)、
③面接授業 (講師との直接の対面授業)、④メディアを利用して行う授業 (インターネット等を活用し
たオンライン式の遠隔授業)

1 高いものは、従来は面接授業（スクーリング）であったが、コロナ禍を経て、
2 遠隔授業が最上位となった¹⁸⁷。

3 一方で、令和4（2022）年度において、通学制の大学の授業における受講形
4 態の平均は、対面授業が77%、同時双方向型オンライン授業が9%、オンデマ
5 ンド型オンライン授業が11%、その他実習等が2%と対面授業が中心となっ
6 ている¹⁸⁸。

7 また、諸外国においては、学修歴証明の国際的な通用性や信頼性向上、学生
8 の流動性向上等の観点から、卒業・修了証明書等の学修歴証明のデジタル化が
9 進められてきた。他方で、我が国では、デジタル形式で発行・保管・共有でき
10 る学修歴証明書を導入している大学はごく少数である¹⁸⁹。

12 9. 高等教育機関と地方公共団体との連携

13 地方公共団体と高等教育機関との連携状況について、地方公共団体¹⁹⁰におい
14 て、域内の高等教育機関との連携を担当する部署は90%以上が設置している
15 もの、当該部署の業務量に占める高等教育機関との連携業務の割合は平均で
16 4割弱、また、最頻値は2割程度という状況であり、高等教育機関との連携業
17 務を主たる業務とする部署が設置されている例は、全国的に限られている。

18 また、地方公共団体のうち9割前後は域内の大学・短期大学と更に連携を強
19 化する必要性があると認識しており¹⁹¹、高等教育機関¹⁹²のうち7割も地方公共
20 団体との更なる連携強化の必要性を感じている。このように、必要性を感じて
21 はいるものの、更なる連携に当たっての課題として、地方公共団体側、高等教
22 育機関側ともに、連携するための専門家あるいはコーディネーターの不足が挙
23 げられている。

24 さらに、地域連携プラットフォーム¹⁹³は、全国に少なくとも277件存在する
25 ことが確認されている¹⁹⁴。

¹⁸⁷ 私立大学通信教育協会「学生生活実態調査（令和3年度）」（令和4（2022）年2月）

¹⁸⁸ 文部科学省「令和4年度全国学生調査（第3回試行実施）」（令和5（2023）年7月）

¹⁸⁹ 文部科学省「令和4年度の大学における教育内容等の改革状況について」（令和6（2024）年10月）
令和3年度において、大学全体で卒業・修了証明書のデジタル化（インターネット等を利用して発行・
保管・共有できるようデジタル形式に変換すること）を行っている大学は30大学（3.9%）であった。
ただし、回答には本調査で定義する「学修歴証明書のデジタル化」に該当しないコンビニ発行やメー
ル送付も含まれる可能性があることに留意が必要。

¹⁹⁰ 全ての都道府県と指定都市を対象にアンケートを実施し、回答率は83.6%。

¹⁹¹ 高等専門学校と更なる連携を強化すると考える地方公共団体は8割、専門学校と更なる連携を強化
すると考える地方公共団体は6割となっている。

¹⁹² 全ての大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程を対象にアンケートを実施し、回答率は
41.9%。

¹⁹³ 地域連携プラットフォームとは、「大学等のみならず、地方公共団体、産業界等の様々な関係機関が
一体となった恒常的な議論の場を構築し、エビデンスに基づく現状・課題を把握した上で将来の目標
を共有し、絵に描いた餅で終わることなく地域課題の解決に向けた連携協力の抜本的な強化を図ると
ともに、地域の大学等の活性化やグランドデザインの策定、高等教育機会の確保や地域人材の確保、
大学等を含めた地域社会の維持発展を図るための仕組み」である。（文部科学省高等教育局「地域連携
プラットフォーム構築に関するガイドライン」（令和2（2020）年10月）

¹⁹⁴ 文部科学省「地方公共団体と高等教育機関の連携の状況に関するアンケート結果」（令和6（2024）
年6月）

- 1 加えて、大学等連携推進法人は、令和6（2024）年10月時点において、全
- 2 国で8法人（26大学2団体）が認定されている。

(補論3) これまでの高等教育政策

今後の高等教育全体の適正な規模を視野に入れた、地域における質の高い高等教育へのアクセス確保の在り方について検討するに当たり、これまでの高等教育政策を概観することとする。

1. 「量」に関する政策

(1) 量的拡大に対する計画と規制

戦後、高等教育の量的拡大が急速に進み、昭和38(1963)年には大学・短期大学進学率が15%を超え、日本の高等教育は「エリート段階」から「マス段階」へ移行¹⁹⁵した。

中央教育審議会「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について(答申)」(昭和46(1971)年6月)では、高等教育の「マス段階」への移行と社会の複雑高度化を踏まえ、高等教育の質の維持・向上に向けて、高等教育の多様化、弾力化、開放化とともに、国が高等教育の全体規模等を計画する必要性が指摘された。

昭和51(1976)年には、高等教育の規模の目途等を示した高等教育計画が策定された。5次にわたって策定された高等教育計画は、各計画において若干の変遷はあるものの、大枠としては、特に必要性の高い場合においてのみ、大学、学部等の新設や定員増を認めることとされ(大学等の新増設の原則抑制)、加えて工業(場)等制限区域や政令市、都市部においては、地域間格差是正の観点から大学等の新増設は抑制することとされた。

(2) 設置認可における規制の緩和

総合規制改革会議第一次答申での指摘等¹⁹⁶を踏まえ、学校教育法等の改正により、平成15(2003)年、届出制の導入や認可抑制方針の撤廃、設置審査の準則化等、大学等の設置認可制度の見直しが行われた。また、この事前規制の緩和と併せて、平成16(2004)年には第三者評価による大学等の認証評価制度が導入された。

設置認可における規制の緩和により、大学は一層新しい分野への挑戦や機動的な組織再編が可能となり、新増設が活発化した。平成17(2005)年度には大学・短期大学進学率が50%を超え、日本の高等教育は「マス段階」から「ユニバーサル段階」へ移行し、同年度以降、大学入学定員数は緩やかに増加を続けている。

¹⁹⁵ 米国の社会学者マーチン・トロウは、高等教育への進学率が15%を超えると高等教育は「エリート段階」から「マス段階」へ、進学率が50%を超えると「ユニバーサル段階」へ移行するとしている。

¹⁹⁶ 総合規制改革会議第一次答申(平成13(2001)年12月)や中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」(平成14(2002)年8月)を踏まえ、設置認可制度が見直された。総合規制改革会議第一次答申では、大学や学部の設置について、競争的な環境の整備による教育研究の活性化、質向上等が提言された。

1 一方、緩和直後には、大学設置に求められる基本的理解や準備の不足した申
2 請や数値基準さえ満たせばよいという意識の低い申請が一部に見られるなど
3 の事例があったことを踏まえ、大学設置・学校法人審議会から審査方針・基準
4 の見直しや厳正な審査を求める指摘がなされた。

6 (3) 「計画と規制」から「将来像の提示と政策誘導」へ

7 18歳人口の減少傾向や大学等の認可抑制方針の撤廃を踏まえ、平成17(2005)
8 年1月に取りまとめられた中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像(答申)」
9 では、「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の提示と政策誘
10 導」の時代へと移行することが示された。同答申では、今後の国の果たすべき
11 役割として、①高等教育の在るべき姿や方向性等の提示、②制度的枠組みの設
12 定・修正、③質の保証システムの整備、④高等教育機関・社会・学習者に対す
13 る各種の情報提供、⑤財政支援等を挙げた。

14 同答申では、学修者ニーズの多様化への対応や各教育機関の個性・特色の明
15 確化、緩やかな機能別分化、国・地方公共団体・産業界のそれぞれの役割等にも
16 言及されている。

17 なお、「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の提示と政策
18 誘導」の時代へという方針は、その後のグランドデザイン答申でも引き継がれ
19 ている。

21 (4) 定員未充足や定員超過への対応強化等

22 近年、定員未充足と、都市部を中心とする定員超過が問題視されるようにな
23 り、私学助成の交付について、定員未充足大学への減額率強化(平成19(2007)
24 年度～)や定員超過大学の不交付基準の厳格化(平成28(2016)年度～)等が
25 図られるとともに、情報公表状況や教育の質に係る指標に基づく交付額の増減
26 措置も行われている。

27 一方、18歳人口が減少する中で入学定員未充足の私立大学の割合は、平成
28 17(2005)年度の約30%から令和5(2023)年度の約53%へ上昇し、定員未
29 充足大学が私立大学全体の過半数を占めるに至っている。

31 2. 「質」に関する政策

32 (1) 大学設置基準の大綱化

33 平成3(1991)年2月に取りまとめられた大学審議会「大学教育の改善につ
34 いて(答申)」を受け、同年に大学設置基準が改正され、各大学が多様で特色
35 ある教育課程を編成することができるよう、大学教育の基本的枠組みを定めて
36 いる大学設置基準が大幅に簡素化・大綱化されるとともに、大学による自己点
37 検・評価が努力義務化¹⁹⁷された。

¹⁹⁷ 平成11(1999)年には大学設置基準の改正により、実施及びその結果の公表が義務化され、その後、平成13(2001)年の学校教育法改正により自己点検・評価の実施と結果の公表に係る規定が法律上明示された。

1 大学設置基準の簡素化・大綱化により、多くの大学で教育課程の改革や教育
2 研究組織の改革が進み、少人数教育の実施や学際的な学部・学科等の設置が推
3 進された。一方で、教養教育の弱体化につながったとの指摘や、体系的な教育
4 課程の編成につながっていないとの指摘もなされる中で、教育の充実に焦点を
5 当てた平成 20（2008）年 12 月の中央教育審議会「学士課程教育の構築に向け
6 て（答申）」及び平成 24（2012）年 8 月の同審議会「新たな未来を築くための
7 大学教育の質的転換に向けて（答申）」の 2 つの答申が取りまとめられ、それ
8 ぞれの大学における三つの方針を明確にし、学位プログラムとしての体系的な
9 教育の展開を求めることが提言された。答申を受け、ナンバリングやルーブリ
10 ック、アクティブ・ラーニング等も活用した教育課程の体系化や教育手法の新
11 たな工夫の導入も進められ、その後、三つの方針の公表義務化¹⁹⁸や文理横断・
12 文理融合教育の推進¹⁹⁹等に関する取組が進められている。

14 (2) 質保証システムの構築

15 従来、我が国の質保証システムは、大学設置基準等の関係法令等に基づく設
16 置認可審査による事前規制型であった。

17 平成 3（1991）年の自己点検・評価の導入以降、その運用が定着してきたも
18 のの、第三者評価は未成熟であり、大学の質保証システム全体としては不十分
19 な状態にあるとの認識の下、平成 14（2002）年 8 月に中央教育審議会「大学の
20 質の保証に係る新たなシステムの構築について（答申）」が取りまとめられ、
21 日本の高等教育の国際競争力強化及び国際的通用性確保の必要性の観点から
22 も、前述の認証評価制度が導入された。

23 認証評価制度については、評価の負担が重い、大学の主体的な改善システム
24 との連動が不十分、といった指摘がなされ、これらの指摘を踏まえ、「内部質
25 保証システム」の構築、評価の効率化等の改善が進められてきた。

26 また、大学の自己点検・評価や認証評価に加え、大学に係る情報を大学自身
27 が社会に積極的に公表することも求められてきた。平成 11（1999）年には、大
28 学設置基準等が改正され、各大学における教育研究活動等の状況について、広
29 報誌やホームページ等を通じて、積極的に情報を提供することが義務付けられ
30 た。その後も、学校教育法、学校教育法施行規則²⁰⁰等の改正により、公表すべ
31 き必要な教育情報が法令上明確化されてきた。

32 このように、我が国の大学の質保証は、大学設置基準、設置認可審査、認証
33 評価、情報公表等によって構成され、大学として最低限の水準を満たしている
34 ことを保証する事前規制の長所と、大学の多様性に配慮しつつ、恒常的に大学

¹⁹⁸ 平成 28（2016）年に学校教育法施行規則が改正され、三つの方針を各大学で策定・公表することが義務付けられた。

¹⁹⁹ 中央教育審議会大学分科会「学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について（審議まとめ）」（令和 5（2023）年 2 月）等。

²⁰⁰ 昭和 22 年文部省令第 11 号

1 の質を保証する事後チェックの長所を組み合わせた形で設計されている²⁰¹。

3 (3) 学修者本位の教育への転換

4 グランドデザイン答申では、2040年には大学進学者数が約51万人（2017年
5 現在の8割程度）となるとの推計を示し、規模の適正化の検討や社会人や外国
6 人留学生を積極的に受け入れる体質への転換を高等教育機関に求めるととも
7 に、今後必要とされる人材を育成するに当たり、「学修者本位の教育への転換」
8 が提言された。

9 グランドデザイン答申において示された改革方針は、順次検討・実施がなさ
10 れてきた。例えば、教育研究体制の多様性と柔軟性の確保の観点からは、多様
11 化する教員の働き方に対応した実務家教員の登用や複数大学等でのクロスア
12 ポイントメント等が促進されるよう、従来の特任教員の概念を、学位プログラ
13 ムに係る責任性を明確化した基幹教員に改める大学設置基準の改正が令和4
14 （2022）年に実施された。また同時に、大学の創意工夫に基づく先導的な取組
15 を促進するため、内部質保証の体制が十分機能していること等を要件とする教
16 育課程等に係る特例制度も導入された。

17 教育の質の保証と情報公表の観点からは、学修者本位の教育の実現を図るた
18 めの教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営
19 の在り方を示す教学マネジメント指針が令和2（2020）年に策定され、令和5
20 （2023）年には大学入学者選抜に関する記載が追補された。

21 また、各大学の教育改善に生かすこと、我が国の大学に対する社会の理解を
22 深める一助とすること等を目的として、学生目線からの大学教育や学びの実態
23 が把握できるよう令和元（2019）年以降、全国学生調査が試行的に実施されて
24 いる。

25 既に多くの大学において「教学マネジメント指針」を踏まえた教学の改善・
26 改革の取組や全国学生調査の結果を活用した教学IRの充実等、学修者本位の
27 教育の実現に向けた積極的な取組が進展しつつある。一方、こうした意欲的な
28 教育改革等に真剣に取り組む大学と改善の努力が不十分な大学とに二極化し
29 ているという指摘や、教学の改善・改革に係る取組が形式的・表層的なレベル
30 にとどまっているという指摘もある²⁰²。例えば、三つの方針の達成状況を点検・
31 評価している大学は年々増加し、令和4（2022）年度には91.7%に達している
32 が、三つの方針に基づく教育の成果を点検・評価するための学位を与える課程
33 共通の考え方や尺度を策定している大学は74.0%、学修状況の分析や教育改善
34 を支援する体制の構築をしている大学は66.1%、全学的な教育目標等とカリキ
35 ュラムの整合性を検証する全学的な委員会を設置している大学は48.9%に留

²⁰¹ 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」（令和4（2022）年3月）

²⁰² 中央教育審議会大学分科会「学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について（審議まとめ）」（令和5（2023）年2月）

1 まっており²⁰³、策定・公表した三つの方針に基づいた具体的な取組について更
2 なる進展が必要である。

3 他方、上記のような大学運営等に関する制度改正に加え、学生個人の能力や
4 適性に応じた教育を行うための制度改善も行われてきた。

5 高等教育においては、一人一人の能力・適性に応じた教育を進める観点等か
6 ら、大学への飛び入学や早期卒業²⁰⁴が制度化されている。また、高等学校段階
7 に在籍する生徒が大学等において学修等を行った場合に、高等学校長の判断に
8 より在籍校の単位として認定することも制度化されている。

9 さらに、高等学校教育と大学教育の円滑な連携・接続の観点から、学びの多
10 様化を推進するため、令和3（2021）年10月に、科目等履修生として大学で
11 一定の単位を修得した、大学入学資格を有さない高等学校の生徒等について、
12 当該大学への入学後に修業年限への通算を行うことが可能となった²⁰⁵。

13 加えて、大学への飛び入学者は高等学校等を中途退学して入学するため、入
14 学後に大学を中途退学するなどして進路変更をしようとするとき、当該学生は
15 高等学校等卒業の扱いとならず、就職や資格試験等の受験において困難が生じ
16 ていたことを踏まえ、大学の飛び入学制度の活用を促進する観点から、令和4
17 （2022）年4月からは飛び入学者に対する高等学校卒業者と同等以上の学力を
18 有することを認定する高等学校卒業程度認定審査が開始された²⁰⁶。

19 この間、平成26（2014）年に国際連携教育課程制度（ジョイント・ディグリー
20 ・プログラム）が創設され、我が国と外国の大学が連携した質の高い教育課
21 程の提供を可能とするなど、我が国の高等教育の国際競争力及び国際通用性確
22 保のための取組も推進された。

23 24 **（４）大学院教育の改善**

25 大学院については、平成17（2005）年9月の中央教育審議会「新時代の大学
26 院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－（答申）」において、
27 教育課程の組織的展開の強化による大学院教育の実質化や国際的な通用性、信
28 頼性の向上に関する方策等が示されるとともに、平成31（2019）年1月に取り
29 まとめられた中央教育審議会大学分科会の審議まとめ²⁰⁷において、知の生産、
30 価値創造を先導する「知のプロフェッショナル」の養成に向けた大学院教育の
31 改善方策が示された。

32 当該審議まとめに基づき、令和元（2019）年に三つの方針の策定・公表の義
33 務化、学位論文に係る評価に当たっての基準の公表の義務化、博士後期課程学

²⁰³ 文部科学省「令和4年度の大学における教育内容等の改革状況について」（令和6（2024）年10月）

²⁰⁴ 学生の能力や多様な学修ニーズに応じた弾力的な取扱いができるよう、学部段階において卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと認められる場合には3年以上在学すれば卒業を認めることができるという早期卒業制度、大学院段階において特に優れた業績を上げた者について修士課程では1年以上在学すれば修了を認めること等ができるという早期修了制度がそれぞれ導入されている。

²⁰⁵ 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第49号）

²⁰⁶ 高等学校卒業程度認定審査規則（令和4年文部科学省令第18号）

²⁰⁷ 中央教育審議会大学分科会「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～（審議まとめ）」（平成31（2019）年1月）

1 生を対象としたプレ FD²⁰⁸の設定又はプレ FD に関する情報提供の努力義務化、
2 ファイナンシャル・プラン²⁰⁹の明示の努力義務化といった制度改正²¹⁰が行われ
3 た。

4 さらに、博士人材が活躍するための方策及び大学院教育の充実や学生への支
5 援方策を中心とした、文部科学省として取り組むべき施策等について、令和 6
6 (2024)年 3 月に「博士人材活躍プラン～博士をとろう～」が取りまとめられ、
7 公表されている²¹¹。

9 3. 経済的支援に関する政策

10 全国の高等教育機関を対象とした国の奨学金事業は、経済的に困難な者を対
11 象としており、無利子・貸与型の制度の開始は昭和 18 (1943) 年に遡る。昭和
12 59 (1984) 年には有利子奨学金が、平成 11 (1999) 年には貸与対象を拡充した
13 「きぼう 21 プラン奨学金」(有利子・貸与型) が導入され、高等教育進学の一
14 ーズの大幅な拡大を支えてきた。平成 29 (2017) 年以降は、学力及び世帯年収
15 の基準を満たしているにもかかわらず予算上の制約から無利子奨学金の貸与
16 を受けられなかった「残存適格者」を解消し、基準を満たす希望者全員に対し
17 て奨学金の貸与が実施されている。高等教育の拡大に伴って、奨学金も、高等
18 教育を支える社会的インフラとして位置付けられるようになったと言える。

19 また、近年は、低所得世帯を対象とした支援が大幅に拡充されてきたところ
20 であり、平成 29 (2017) 年度に、政府として初となる給付型奨学金制度が導入
21 された。

22 そのほか、令和 2 (2020) 年度には、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世
23 帯について、授業料・入学金の免除・減額と給付型奨学金の大幅な拡充を行う
24 「高等教育の修学支援新制度」が開始され、しっかりとした進路への意識や進
25 学意欲があれば、低所得者世帯の者が高等教育機関に進学する機会が拡充され
26 ている。また、令和 6 (2024) 年度からは、この対象が負担軽減の必要性の高
27 い多子世帯(子供 3 人以上を扶養する世帯) や私立理工農系の学生の間所得
28 層に拡充されたところである。住民税非課税世帯の進学率²¹²は、平成 30(2018)
29 年度に約 40%と推計されたところ、令和 5 (2023) 年度には約 69%となっ
30 ており、同制度が進学の後押しにつながっていると考えられる。

31 加えて、令和 7 (2025) 年度からは、多子世帯の学生に対して、所得制限を
32 設けず、国が定める一定の額まで授業料・入学金を無償とすることとしている

²⁰⁸ 学識を教授するために必要な能力を培うための機会。

²⁰⁹ 各大学院における授業料、入学料その他の大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関する情報。

²¹⁰ 学校教育法施行規則及び大学院設置基準の一部を改正する省令(令和元年文部科学省令第 13 号)

²¹¹ 博士人材の育成・活躍に向けては、一般社団法人日本経済団体連合会も令和 6 (2024) 年 2 月に「博士人材と女性理工系人材の育成・活躍に向けた提言－高度専門人材が牽引する新たな日本の経済社会の創造－」を公表している。

²¹² 大学、短期大学、大学・短期大学の通信教育部及び放送大学、専門学校、高等専門学校(4・5年生)、高等学校(専攻科)

1 ²¹³など、教育費負担軽減の取組が進展している。

2 さらに、大学院段階においては、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課
3 程の授業料について、令和6年度から、修了後の所得に応じた「後払い」を可
4 能とする仕組みが創設されるとともに、博士後期課程学生に対しては、日本学
5 術振興会特別研究員事業(DC)や次世代研究者挑戦的研究プログラム(SPRING)
6 等による生活費相当額の支援の充実も図られている。また、各大学による大学
7 院生に対する授業料の減免等や日本学生支援機構奨学金の業績優秀者返還免
8 除制度²¹⁴の利用も着実に実施されている。

10 4. 大学運営に関する政策

11 (1) 大学のガバナンス改革の推進

12 平成13(2001)年には、文部科学省が「大学(国立大学)の構造改革の方針
13 —活力に富み国際競争力のある国公立大学づくりの一環として—」を提示し、
14 国立大学について、再編・統合、法人化、第三者評価の導入等を提言した。有
15 識者会議での検討や国会での審議を経て、平成16(2004)年に国立大学は国立
16 大学法人へ移行した。法人化以降、平成26(2014)年に国立大学法人の学長選
17 考の透明化に係る改正、令和元(2019)年に法人の長と大学の長の役割分担を
18 可能(一法人複数大学制度の導入等)とする改正、令和3(2021)年に学長選
19 考会議の権限強化に係る改正が行われてきた。その後、令和5(2023)年にも、
20 大規模な国立大学法人である特定国立大学法人の運営に対する監督を強化す
21 るため、運営方針会議を設置する等の特例を定めるなどの法改正が実施された。

22 法人化の結果、各大学において学長を中心とした機能的な運営が実現された、
23 教育・学生支援の充実が図られたとの意見がある²¹⁵。

24 他方、平成16(2004)年から一定期間、国立大学法人運営費交付金の減額が
25 続いたこと²¹⁶については、法人化が企図した効果を減殺しているとの指摘があ
26 る²¹⁷。国立大学法人化から20年が経過した今、その現状と成果や課題等につ
27 いて検証することが求められる。

28 また、私立大学等を設置する学校法人のガバナンスの強化については、昭和
29 24(1949)年に制定された私立学校法²¹⁸に関し、平成16(2004)年に理事会の
30 設置等をはじめとした管理運営制度の改善等の改正、平成26(2014)年に所轄
31 庁による措置命令の整備等の改正、令和元(2019)年に監事機能の強化等の改
32 正が行われてきた。その後、令和5(2023)年にも、「執行と監視・監督の役
33 割の明確化・分離」の考え方にに基づき、理事・理事会、監事及び評議員・評議
34 員会の権限分配を整理するなど、学校法人の管理運営制度を抜本的に改善する

²¹³ 「こども未来戦略(令和5(2023)年12月12日閣議決定)」

²¹⁴ 大学院で第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、貸与期間中に特に優れた業績を上げた者を対象に、その奨学金の全額又は半額を返還免除する制度。

²¹⁵ 文部科学省「国立大学法人化後の現状と課題について(中間まとめ)」(平成22(2010)年7月)

²¹⁶ 法人化以降は減少が続いたが、平成27(2015)年以降は同額程度が毎年度措置されている。

²¹⁷ 文部科学省「国立大学法人化後の現状と課題について(中間まとめ)」(平成22(2010)年7月)

²¹⁸ 昭和24年法律第270号

1 法改正が実施された。今後は、同法の改正等を踏まえ、学校法人が主体性をも
2 って実効性のあるガバナンス改革を着実に実施していくことが求められる。

4 (2) 大学における財務構造の変容

5 大学への公的な財政支援としては、基盤的経費（運営費交付金、私学助成、
6 施設整備費補助金）に加え、多様で独創的な研究に継続的・発展的に取り組む
7 ため、科学研究費助成事業(科研費)等の競争的研究費が確保されるとともに、
8 近年では、新たな仕組みである世界最高水準の研究大学の実現に向けた「国際
9 卓越研究大学制度」や、地域の中核大学や特定分野に強みを持つ大学に対する、
10 各大学の強みや特色を生かした取組の支援等が行われている。また、デジタル
11 やグリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて、意欲ある
12 大学・高等専門学校が成長分野への学部転換等の改革に予見可能性をもって踏
13 み切れるよう、令和4（2022）年度第2次補正予算において措置された基金を
14 活用した大学・高専機能強化支援事業により、機動的かつ継続的な支援が行わ
15 れている。

16 さらに、学生個人の私費負担に係る支援(個人支援)についても、令和2（2020）
17 年度に「高等教育の修学支援新制度」が開始されるなど、大幅な拡充が進んで
18 いる。

19 基盤的経費が伸び悩んでいることが我が国における研究力低下の一因であ
20 るとの指摘²¹⁹はあるものの、このように、高等教育機関の財政は、国内的のみ
21 ならず国際的な競争的環境の中であって、高等教育機関が持つ多様な機能に応
22 じて、基盤的経費助成と競争的資源配分を有効に組み合わせて支援されるよう
23 になっている。また、上記の個人支援や各大学の奨学金や授業料減免などによ
24 って経済的に困難な家庭を支えつつ、授業料等の私費負担を設定すること等
25 により、大学の教育研究活動の質の向上と学生支援の双方の目線に立った多元的
26 できめ細かなファンディング・システムが構築されてきた。しかしながら、我
27 が国の経済規模（GDP）に対して、高等教育への公財政支出は0.7%²²⁰と、OECD
28 諸国平均の1.3%を下回り²²¹、OECD諸国の中で極めて低い水準にある²²²。

29 なお、授業料については、国立大学の授業料の標準額は平成17（2005）年以
30 降据え置かれており、公立大学については国立大学の標準額とほぼ同水準で推
31 移、また、私立大学の初年次授業料は上昇基調にある。

32 このような財政支援のほか、質の高い高等教育を実現するためには、寄附等
33 を通じた社会からの支援も重要な要素である。寄附額²²³の推移は、平成27(2015)
34 年には2,258億円だったところ、令和4（2022）年においても2,412億円と、

²¹⁹ 文部科学省「国立大学法人化後の現状と課題について（中間まとめ）」（平成22（2010）年7月）

²²⁰ 参照年度は令和2（2020）年度

²²¹ OECD「Education at a Glance 2023」（2023年9月）

²²² なお、国民1人当たりGDPに対する初等教育段階から高等教育段階までの在学者1人当たり公財政教育支出の割合（令和2（2020）年）は、日本：22.2%、OECD諸国平均：22.7%となっている（OECD「OECD.Stat」）。

²²³ 国立大学、公立大学、大学を設置する学校法人への寄附額の合計。

1 累次の税制改正を通じて緩やかな増加傾向にあるものの諸外国との差は依然
2 として大きい状況にある。

4 5. 今後に向けて

5 上記に掲げるように、グランドデザイン答申以降、教育の質の向上に向けて
6 は、各大学の内部質保証を促進するための取組や経済的負担の軽減を中心に充
7 実が図られてきた。あわせて、規模やアクセスに関する取組としては、地域連
8 携プラットフォームや大学等連携推進法人の仕組みが導入され、その取組が幾
9 つかの地域において進められるとともに、社会人、外国人留学生の受入れ促進
10 等の取組や、経済的負担の軽減等も行われてきた。そして、それらを支える多
11 元的できめ細かいファンディング・システムも構築されてきた。

12 一方で、グランドデザイン答申で示された「それぞれの地域において高等教
13 育のグランドデザインを描く」ということが多くの地域でなされてきたわけ
14 ではないなど、社会の要請に応じた地域、産業界、国際社会との連携が十分に深
15 化されたとは必ずしも言えない。今一度、我が国と国際社会の変化を再認識し
16 つつ、補論1に掲げるように少子化が急速に進行する中で、更に深掘りして、
17 高等教育機関がどのような役割を果たしていくべきかという前提を確認した
18 上で、規模やアクセスに関する議論をすることは避けることができない状況に
19 ある。

20 そして、上記に示したとおり規模については、「計画と規制」から「将来像
21 の提示と政策誘導」の時代へと転換していく中で、大学への入学定員は増加し
22 続けるとともに、進学率も上昇してきた。しかしながら、今後は、定員未充足
23 や募集停止、経営破綻となる大学が更に生じることも想定される中で、全体の
24 規模の適正化を図っていくための具体的方策を講じるとともに、高等教育機関
25 の機能強化の観点からも、設置者の枠を超えた、高等教育機関間の連携、再編・
26 統合の在り方についてより深化した取組が求められる。

27 その際、個々の高等教育機関や進学者の選択に委ねるだけでは、地域におい
28 て求められる学問分野を学べる高等教育の機会が十分に確保されない可能性
29 もあることから、地方の高等教育機関が果たす多面的な役割も考慮しながら、
30 アクセス確保の重要性も踏まえた新たな高等教育政策の方向性や具体的方策
31 を提示することが必要である。